

ども、平素豈に必ずしも然りとせんや。思へば籠城久しきに涉らせらるれば、さぞかし徒然に苦ませ給ふらん。此頃上國よりの到来に任せ、南部諸白十樽・生鯛十尾を呈す。聊か籠城の勞を慰め給はば幸甚」と、氏房固より才敏氣剛の將なれども、年少にして世故に乏しければ、老獺の詐略に陥るとも知らず、以謂らく、「都人は、情濃なり」と、因て厚く使者を饗して還らしめ、數日の後、江川酒を贈て其報とせしが、爾來之が縁となり、使者の往來頻繁となりしを見て、秀家は更に計を進め、利川肥後といふ、容貌美麗にして、年十七八許なる美少年を選び、使者として遣はししに、氏房之に託して、秀家に謂はしめて曰く、「文辭の交義は之を忝うすと雖も、未だ一たびも相見るとの榮を得ず、若し斯て互に戰て死することもあらば、寔に千歳の遺恨といふべし、願くは遙になりとも相語るを得ん」と、秀家は素より望む所なれば、直ちに使を反して其日を約しぬ。已に期日にもなりぬれば、氏房は檣上に出で、秀家は堀裡に立ち、互に平素の恩義を謝して其後、秀家は唯、殊更に、氏房が容貌の端麗を稱して別れしが、是よりは益、懇親を加ふるに至りける。

秀家一日氏房に謂うて曰く、「我輩遠く此地に來て數閏月、未だ勝敗の機も見えず、將に幾年月を経んとすらん。洵に望郷の念に堪へざるなり、北條公もし媾和を欲し給はば、幸に公より長げる徳川殿の在るあり、何ぞ此人に頼て事を謀らざる、幸にして和成らば、子等籠城の苦を免れ、我輩歸郷の喜を得ん、而して秀家も長く子と語らふを得ん。子若し之を望まば、徳川殿の在陣を機とし、速に北條公父子に和睦を勧め給ふべし。思ふに徳川殿も必ず善く謀り給ふらん、此に因て北條公本領に安堵し、敵味方の區別を立てず、弓を囊に刀を鞘に納め、共に天下泰平を謳歌するを得ば、春花秋月の眺め、茶を立て鞠を蹴、さては歌舞音曲の樂

も、長へに窮あるべからず。豈に復た喜ばしからずや、子は姻戚に縁て、駿河大納言を頼むべし、某は殿下の御前を繕ふべし」と、言葉巧みに勧誘しければ、氏房も心を得て、城中の人を語らひて已に贊せしめ、俱に與に氏政父子を説き、分國に異同なくば、和睦し給ふこそよけれと勧めけり。氏政も初は常の如く豪語して、「我は素より八州の大守たり、今更何ぞ猿面冠者の許可を待たん、若夫れ彼より二三箇國の加増ありとも、彼の下風に立たんは、我が屑とせざる所、寧ろ此城と終始して、早雲以來の武名を汚さざらんと欲するなり」と、意氣昂然として屈する色なかりしが、重圍の中に數月を送りたれば、城中も漸く窮困し、士卒も漸く疲勞せしのみかは、國の柱石己の股肱と頼み、都べて國家の大事を委ねに委ねたる、宿老松田尾張守憲秀の反逆さへ、併も其の次子直憲によりて露はれければ、人知らぬ感慨の念も生じけん、婦女童幼を憐む情も起りけん、いつとはなしに和議に心を止むるに至りけり。氏直はた同じく、前の戦争前より、徳川家康の、巧みなる勧誘を蒙ること一再ならざるに、近頃また氏房の切諫に因て、心を和睦に決しけるが、和睦に先つて反賊を誅せんとて、昨五日松田憲秀を獄中より引出し、其罪を數へて誅しけり。(紳書抄)

松田憲秀  
誅せらる

氏直は憤怒禁する能はず、松田憲秀を責めて曰く、「汝數代の君恩を忘れ、姦佞邪智を恣にして、私利を是れ謀り、氏直父子を誑惑して、國利民福を計る眞似し、早雲公以來の舊法を廢して新法を起し、苛政を布きて重斂を事とし、八州の民、飢寒に陥るを顧みず、終に士卒の憤り、民庶の怨みをして、悉く我が一家に歸せしむ。加之、美濃守氏規上落して秀吉に面し、父氏政上落し給はば、本領安堵、八州の地舊の如く、我が領國たるべきを約せしに、汝徒に大言壯語して其行を止め、遂に此の大亂を起せり。大亂の起るは尙ほ可なり。汝其責に任じ、粉骨碎身以て國難に殉じ、斃れて後止むの覺悟あるべしと思ひきや、却て歎を敵に通じ、敵を導き城に入れ、我が一族を倒し、己その功に代らんとす。臣子



の義何處にある。人道豈に此の如くならんや。之を稱して人面獸心といふ。北條氏五代の覇業、一朝にして泥土に歸するも、汝が最悪の致す所と思へば、我は今日汝の肉を食ふとも厭かざるなり」と、因て板部岡江雪齋と、笠原越前守とに命じ、其首を刎せしむ。憲秀の臣に岡部小右衛門吉正といふ者あり、其骨を携へ高野山に登るといふ。

一説、自リ秀吉公ニ命あり。松田を早速に被ル斬罪ニ。是は爲シ譜代臣下ト、主人ニ令メ謀反セ、剩ハ不レ遂ニ本意ト之間、無シ云甲斐トの貴命賦。(當代記)

氏直降

家康反覆

氏直既に憲秀を誅したれども、城中の衆心離反して收拾すべからず、八州の諸城多く守らざるを見、惶惑度を失ひ、盟約を袂つゝの違なく、今日黎明、山上郷右衛門顯持・諏訪部源次郎定吉二人を従へ、徳川家康の陣に至り、請うて曰く、「殿下曠世の仁恵を以て、氏政及び臣屬男女の命を助け給はば、謹で軍門に降り、只、命維従はん、君幸に之を通ぜよ」と。(逸史) 家康之を謝絶して曰く、「今日に至ては事已に遅し、且つ我姻戚の故を以て、和親の謀を爲さば、恐くは諸人の怪疑を招かん、如かず、羽柴下總守勝雅天正日記伊勢柴勝雅、他書多作羽柴勝雅に頼らんには、彼は前より和議を助けたる者なるをや、但し我も亦下總守に依頼する所あるべし」と、則ち井伊直政に旨を含め、氏直に隨ひ、下總守の陣に至り、謂はしめて曰く、「氏政の子氏直出降る。君善く之を計れ」と。氏直は、家康の言動前日に反するを見、始めて欺かるるを知り、悔恨の涙に咽びしが、今更如何ともし難ければ、直政を従へて、下總守の陣に至り、請うて曰く、「氏政父子籠城防戦の術盡き、弦を絶ち銃を碎き、謹で軍門に降る所以は、一に城中數萬の生靈を救はんが爲なり、若し殿下が寛仁の恩命を蒙るを得ば、直ちに還て城を致すべし。能はずんば父子孤城に墜り、社稷と共に滅ぶるあらんのみ。願くは詳に此意

を關白に報ぜよ」と。直政も亦家康の意を告ぐ、下總守之を秀吉に報す。秀吉其の約を結ばずして至るを見、喜で以謂らく、「是れ以て擠すべし」と、乃ち復して曰く、「家康の使者従ひ來たらば、固より他議あるべからず。小田原君臣の死を免し、氏直を豆・相武三州に安堵せしめん。明日城を出づべし」と。(逸史・年譜) 氏直悦で城に還り、其旨を氏政に告げ、諸將を召し曰く、「天下の大軍を一城の下に集め、數月を支へて屈せざるは、偏に將士の義烈に因るなれば、深く謝せずんばあるべからず、然れども熟、惟へば、終に敵を掃ふの謀あらざるに、我一身の故を以て、長く士卒の妻子を苦めんは、我が本意にあらず。且つ此頃は、漸く糧道繼がず、城内の飢饉將に且夕に逼らんとす。是れ氏直の最も忍ぶ能はざる所なり。氏直百代の恥辱を忍び、降を敵の軍門に容れたるも、亦之が爲なり。將士それ之を諒せよ。因ては今夕を限り、心に任せて此城を出でらるべし。氏直天運再び會し、更に事を謀ることもあらば、幸に舊好を遺てず來援けよ」と、一座みな泣く。而して氏規は、遂に氏直と相見る期なかりしなり。

一説、七月中旬、氏直背キ父命ニ、寄手陣中へ走入被ル個望セ間、被ル助ケ身命ト。此模様、專岩付十郎以テ覺悟ス也、是氏政氏政・同弟陸奥守、於テ城中ニ腹を切。(當代記)

氏直の失策

抑も氏直たる者、何ぞ其の舉動の輕忽なるや、衰へたりとも關八州の覇者にあらずや、五代蓄積の富を有し、五代撫循の兵を擁し、五代の餘威を負へる、關八州の太守にして、自から出でて、敵の軍門に降る事やある。古今にも聞かざる所、東西にも見ざる所なり。然れども氏直の此に至れる所以、また故なきにあらず、氏直心に想ひつらん、曰く、「徳川家康は秀吉に重ぜらるる人なり。而して我に於ては舅氏なり。而して



我に和を勧むること再三、其言毎に信實なり。此人に依て事を爲さば、萬過なからん」と、是れ氏規にも議らず、僅に從者二人と、其陣に至て怪まざる所以なり。然れども戰國の姦雄は、必竟此の如きものにあらず、一朝利害に臨みては、妻子兄弟をも保たざるなり。何ぞ女婿に在らんや。氏直亂世に生れて、亂世の姦雄を解せず、已に陋なり。亂世の姦雄を解せざる尙ほ可なり。若し初より和戰何れにもあれ、其心に決する所あらしめば、如何で斯程までに至らんや。されば氏直が此の窮境に陥れるは、其實其意志の定まらざりに基せしなり。氏直たる者、始より和を可とせば、何ぞ終まで和を主とせざりけん。少なくとも必ず二三國は贏ち得しならん。既に兵を集めて籠城と決せば、何ぞ終始一貫籠城せざりけん。縦ひ刀折れ矢盡き、遂に鋒鏑に斃るるに至るとも、武名は長く竹帛に垂れん。氏直の所謂、早雲以來の武功を汚さざるものは、實に此にあるなり。彼の二姦雄の翻弄する所となり、笑を天下後世に遺すの恥辱に比すれば、素より天淵月鼈の差あるなり。凡そ氏直關八州の天地に潛み、天下の形勢に暗く、其智其勇家康秀吉に及ばずとも、最後に及で、志を二三にすることなくんば、此の恥辱を蒙ることはなかりつらん、惜いかな、昔延徳中、早雲迹を我が駿州興國寺に發してより、年を歴ること凡そ百年、此の如くにして終に滅亡に歸せしなり。而して氏直の、此の大事を氏規に議らず、氏規の知らぬ間に降りしこと、又氏規の小田原に至て、氏直の降るを聞き、咄嗟死守を決して葦山に歸りしことは、素より家康・秀吉の秘計の、然らしめたる所なるべけれども、二人の敢て、此の輕卒の處置に出でざるを得ざりし所以の事情未だ詳かならず。尙ほ能く考ふべきなり。

(關八州古戦録・豊鑑・續王代一覽)

秀吉以陰謀間疎其父子、故氏直惶惑不寐、約而出也。(日本外史)

葦山城降

○八日、北條氏直書を葦山に送り、城主氏規に降服を勧む。

氏政氏直其外一族の輩、與秀吉令和睦候、然處、貴殿一人不被隨、故和平之儀欲破候、早相渡其城、當所へ可被來者也。

七月 八日

氏直 (花押)

北條美濃守殿

小田原開城

昨七日小田原城の授受あり。秀吉は、正使として、片桐市正且元・脇坂中務少輔安治を遣はし、家康は、目付として、井伊兵部少輔直政・本多中務大輔忠勝・榊原式部大輔康政を遣はして、之に副たらしむ。發するに臨み、深く之を戒めて曰く、「片桐・脇坂の士卒等、堅く城の四門を警衛し、嚴に狼藉を禁じ、城を出づる者をして、侵害を被ることなからしめよ」と。二人到て、士卒を配して、四方を圍み終るや、氏直内に在て令を發し、今日より三日を期し、適宜に退散すべしと命じければ、城中の男女は、貴賤老弱の別なく、相引き相援け、隊を成し群を爲し、互に先を争つて走り出でしが、其狀恰も籠鳥の放たれたるが如く、又潮の引くに似たりき。中には、顧眄躊躇して容易に去らず、感慨無量の念の面に溢るる者、涕淚欄干衣袖を濕す者も亦少なからざりしが、或は宿讐の未だ消えやらで、徳川・豊臣二家の兵に捕へらるるもありけり。小笠原與八郎長忠は、高天神城陥りて後、甲州に入り、勝頼亡びて後、小田原に歸せしが、此に至て家康に殺さる。尾藤甚右衛門知益は、もと秀吉の功臣なれども、日州根白の戰に、宮部善祥坊の難を救はざりしとて罪を蒙

小笠原長忠



り、讃州の封邑を奪はれ、小田原に來り投ぜしが、是亦秀吉の爲に殺さるといふ。

此の如く、小田原城は、已に入を解散せしにも拘はらず、氏規は尙ほ、堅く葦山を守て屈せざりければ、家康使者を氏直に遣はし、謂て曰く、「和議既に成りたるうへは、遺恨あるべからず、然るに、氏規獨り未だ兵を解かず、依然葦山に在て據守するは、謂なき振舞に似たらずや。速に檄を飛ばして、城を開かしめらるべきなり」と、因て氏直は今日此書を送りしなり。氏規書を見て曰く、事已に此に至れば、我獨り異議を唱ふとも、何の益かあらん」と、則ち使者を家康の陣に遣はし、謂つて曰く、今日氏直の命に依て、葦山城を開くべし。但し、京勢の寄手に致すは、我が本意にあらず。寧ろ徳川家に渡さんか」と。家康曰く、「兎まれ角まれ貴意に任せん」と、今氏規が、俄に此舉に出でたるを見て、直に世の史家の顰に倣ひ、あらぬ臆測を加へんとはあらざれども、去ぬる四月の初にあたり、太閤秀吉は、小田原城中の士氣弛廢せるを見て、家康と諮り、先づ北條氏勝を玉繩より招降し、尋で六月の初には又、家康に命じ、朝比奈泰勝を葦山に遣はし、書を贈り氏規を諭し、速に葦山を開城し、宗家の爲に和議を謀らしめしこともありしが、其書は實に態、令<sub>レ</sub>啓候、仍最前も、其元之儀及<sub>ニ</sub>異見<sub>一</sub>候之處、無<sub>ニ</sub>承引<sub>一</sub>候へき。此上は、令<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>我等<sub>一</sub>差圖<sub>一</sub>、兎角先<sub>ニ</sub>下城<sub>一</sub>、氏政父子の儀、御訖言專一に候、猶朝比奈彌三郎口上相添候、恐恐謹言。

六月七日

家康(判)

北條美濃守殿

(古文書集)

といふに在りて、令<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>我等<sub>一</sub>差圖<sub>一</sub>などと、全責任を帯びたる言辭を用ゐたりき。此もとより、例の詐畧に

過ぎずとはいへ、今氏規が特に城を家康に渡さんとするも、此等の往復が一因たるべきに、家康が最後の應對の冷かさよ。此に於て、家康は、阿部伊豫守正勝・内藤三左衛門信成を遣はし、秀吉は、新庄新三郎定頼・石川備前守正久に命じ檢使たらしめ、俱に共に葦山に赴かしむ。氏規乃ち城を内藤信成に渡し、士卒に命じて退散せしめ、然る後城を出でて小田原に赴き、醫師田村安栖の第に入る。因て葦山城は、定頼正久二人にて守る。正久一に貞清に作る。(關八州古戦録・豆州志稿)

斯る所に神祖使を以て、竊に氏規を召す。氏規奉命に應じて、此城を内藤三左衛門信成に避け渡して、小田原に來て、神祖の陣營に候す。豊臣秀吉、則ち新庄新三郎・石川兵藏をして、此城を守らしむ。(諸國廢城考)

一説、七月、家康人をして葦山に如かしめ、北條氏規を諭降だす、氏規服はす、家康また内藤信成に往かしめて曰く、「本城將に降らんとす、而して關白既に武・相二州を予へて、以て其祀を存するを許す、子宜しく疾く議し、盟て約を固うすべし」と。因て示すに秀吉の誓紙を以てす。氏規之に従ふ。(豊臣家譜・逸史) 氏直惶惑して度を失ひ、盟約を壞たす。五日親ら家康の營に造り、請て曰く、氏政以下、皆な死を宥むること一等等なれと、家康曰く、「吾宜しく姻婭の嫌を避くべし」と、之をして羽柴勝雅に因て以て告げしむ。秀吉乃ち、其の率附にして、速しく至るを見て、謂らく、「是れ以て擠すべし」と、乃ち曰く、封地、二總を以て、武・相に代ふべし」と、氏直悦びて退く。氏規その詐術を覺り、葦山に還り、復た守備を修む。氏直書を與へて之を解く。(逸書) 六日、氏直松田憲秀を誅し、城を致し、家康の營に造る。云云(野史)

葦山附近の兵禍

○葦山城の攻圍、久しきに互りければ、近傍の社寺等、兵燹に罹るもの少なからず、南條の若宮八幡宮は、祠龕神寶悉く焼失し、伊豆權現は、雜兵の爲に火を放たれ、寶物を奪ひ去られ、葦山の景雲山香山寺も、宗

事蹟

一三五九



天野宮内  
右衛門

光寺村の金剛山慶壽院も亦焼かる。(豆州志稿) ○遠州犬居城主天野宮内右衛門は、先に犬居を出でて武藏に走り、北條陸奥守氏照に屬し、屢戰に臨みて武功の著しきものありしが、小田原滅亡の後、徳川氏に屬し、子孫に傳ふ。小田原家の感狀に曰く、

去る廿日、佐竹衆一手、小山表に敵陣相移候砌、敵兩人被討捕候、高名之到、誠感悦候、彌可被抽粉骨儀肝要候、仍如件。

四月廿七日

小田原

氏直 (判)

天野左衛門殿

(遠江風土記傳)

去廿二日之御仕合に付て、態預御飛脚候、誠以心地好御仕合、殊に御息左衛門殿御走廻、敵兩人被レ爲討捕之無比類存候、則御書中入ニ御披見申候、一段御感候、於我等一身之満足存候、定而可有御相書候間不克具、然者爰元に被レ爲討捕候、定可爲御満足申候、委細者彼御飛脚見届被レ申候、御太儀候共御番御勤被レ成可然存候、此方御用も候はば可蒙仰候、委細者御使申候間、早早及御請候、恐恐謹言。

小田原

卯月廿二日

大 四 右 (判)

天 宮 御 請

尙尙、左衛門殿御高名、心地好満足申候、何様歸陣之上、面上可申候、以上。(遠江風土記傳)

氏政氏直  
城を出づ

○九日、豊臣秀吉、使を遣はし、徳川家康を召し、曰く、「秀吉今度大軍を率ゐ、遠く此地に至る所以は、北條一門の、久しく朝命に服せざるを咎め、悉く其の同族を誅戮せんが爲なり。數月抵抗の後、力盡きて出降るを見、總て寛典に附し、助命することもあらば、前言偽あるに似たらずや、且つ、朝威を輕する懼もあれば、其の巨魁たる氏政・氏照を誅し、以て天威の犯しがたきを示し、氏直・氏規・氏房以下の同族は皆な赦し、以て恩惠を施さんと欲すれども、卿以て如何となす」と。家康謹みて答へて曰く、「今日に及びて復た何をか言はん、唯、殿下の欲し給ふ所のままなり、氏直は某の女婿なりと雖も、若し誅し給はんとせば、又敢て拒む所にあらず、況や氏直以下に於てをや。然るに今この恩命を得たり。何の喜びか是に若くものあらん」と。秀吉曰く、「然らば、徳川家よりも檢使を出ださるべく、且つ彼等をして、悉く城を出でしむるの謀なくんばあらず」と。再び之を議して家康は歸りぬ。家康歸て後、秀吉は、命を城中に傳へて曰く、「氏直は、新地に移る中宿りとして、尾張内府信雄の陣に入るべし、氏政・氏照以下は、降服の實を表せんが爲に城を出で、醫師田村安栖の第に入るべし」と、其旨最も嚴格なりき。城中之を聞きて大に驚き、人を秀吉の本陣に馳せて曰く、「城を出づるは思ひも寄らぬことなり。前誓に従ひ、城中に在て、領土安全の命を得ん」と。秀吉曰く、「然らば和睦の眞意なきものなり。我また敢て勸めざるべし。依然城に在て防禦せらるべし。我また總攻撃の勞を辭せざるべきなり」と、肯て聽くべき色もなし。

七月七日、井伊直政、書を淺井長政に送て曰く、當城之儀、昨日六日に、榊原式部大輔入申候、今日本城相渡申候由

事 蹟



候、氏直は、于今羽柴下總陣所に被居候、氏政には、腹を仕候へと御誕に候へども、種種御詫言に候之間、相濟可申かと存候。云云

氏政兄弟  
自殺

城中之を聞て益驚き、始めて欺かれしを知ると雖も、城兵既に散じたる後なれば、再び防禦の術も講じがたく、且つ家康が切なる勸めもありければ、止むなく安栖の第にこそは赴きたれ、安く栖むべき様もなく、唯、風前の燈、草上の露にかはらぬ風情なれば、行末如何なる憂に遇ふべきかと、城に残れる老若男女は、血に泣き居たりとか。或曰く、豊臣氏の小田原收城を、他書は多く七月七日とすれども、天正日記は、獨り七月六日とす。何れも當時見聞する所に據りたるなるべければ、共に説あるべくや。○十一日、關白秀吉の使者、中村式部少輔一氏・石川備前守正久・蒔田權助廣定・佐佐淡路守行正、徳川家康の使者、榊原式部大輔康政等、田村安栖の第に赴き、氏政・氏照等に面す。一氏・正久等、直ちに秀吉の命を傳へんとしたれども、流石に言ひ出で兼ねて口籠りけるが、氏照早くも之を察して曰く、諸子の此に來たる、我已に之を知る。我に自殺せよとの事なるべし、暫く沐浴の間を與へよ、身を清めて後、命に應ぜん」と、一氏等、其言に續きて曰く、「殿下の命に、氏政・氏照二人は自殺すべし、氏直以下の一族は助命すべし」とありたり」と。氏政聞き終り、莞爾として曰く、「我已に數萬士卒の命に代らんと欲し、城を出でて軍門に降るうへは、自殺は固より期する所なり、今更何ぞ驚くことをせん。氏直以下の死を容されしは、却て深く我が謝する所なり」と、即ち側なる硯を引き寄せ、徐に辭世の辭を書して曰く、

氏政辭世

今氏政探吹毛劍 切破乾坤 歸那箇

雨雲の覆へる月も胸の霧もはらひにけりな秋の夕風

我身今きゆとやいかでおもふべきそらより來りそらにかへれば

吹と吹風な恨みそ花の春紅葉の残る秋あらばこそ

氏照辭世

陸奥守氏照も、また、

天地のきよき中より生れきてもとのすみかにかへるべきかな

氏政に辭世の詩歌四首あるは、疑はしけれども、見るがままに残しおく。氏政・氏照、已に辭世を書し終りければ、沐浴して室に入り、座に着く、既にして短刀を抜き、肌を寛ぐるや、厲聲一喝と共に、腹は十字に割けたり。氏照また之に準ふ。其間ただ一刹那のみ。弟美濃守氏規側に在り、二兄を介錯して、劍光未だ収まらず、反し握つて自から刺せんとす。榊原康政一作并伊兵衛馳せ寄りさま血刀を奪ひ、氏規を諫めて曰く、「斯ることもあらんかと憂慮して、家康は某を遣はしたるなり。既に助命の沙汰ありたるに自殺し給はば、檢使の輩、罪を逃るるに所なかるべし。更に更にあるべからぬことにこそ」と強て制止せり。氏照が最愛の小姓に、山角牛太郎といふ者あり。父を山角主税といふ。此の隙に乗じ、氏照の首級を竊て遁走するを、番兵等驚き馳せて追及し、纔に奪還するを得たり。牛太郎時に年十六、家康其の忠實に感じ、後召して家人に列し、五百石を食ましむといふ。氏政死する時年五十三、氏照年五十、中村一氏等、氏政・氏照の首を携へ、還て本陣に至る。秀吉之を檢して後、二人は朝敵なればとて、石田治部少輔三成に命じ、京師に送て、一條戻橋に梟せしむ。(川角太閤記・小田原記) ○北條氏直の城を出づるや、其室督姫は、家康の女なれば、板部岡江雪

山角牛太  
郎



氏直の室  
督姫

齋に命じ、保護して本丸に居らしめしに、此日江雪は、督姫を送て、家康の家人に託し、自から信雄の陣に至り、氏直に謁して其由を告げ、聽て其側に侍せしが、家康之を聞き、秀吉の命を蒙り、高力清長・成瀬之成を遣はし、謂はしめて曰く、「先に汝京師に使し、沼田城を請取る時、奈久留美城の事は、反覆命する所ありしに、汝東歸するや、忽ち約に背き之を奪へり。是れ北條父子の反覆か、抑も汝の詐謀か」と、嚴に之を責問せしむ。江雪平然として、答へて曰く、「是れ人傳にては、誤を生じ易し、願くは、親しく殿下に謁して詳説せん」と、秀吉震怒して曰く、「孺子を縛して至れ」と。縛し至つて、本陣の庭上に坐せしむ。秀吉出でて江雪を見、大に罵て曰く、「汝奈久留美の約を變じ、氏政父子をして、國家を失はしむ。不忠不義なり。但し氏政父子の表裏か、詳かに事の由を辨ぜよ、若し詐あるに於ては、身首處を異にし、長く不忠の徒の戒とせん」と、辭色最も厲しかり。

江雪奈久  
留美城の  
事を辯す

江雪泰然として、顔色變せず、徐に答へて曰く、「殿下只今の譴責は、威な實に反せり。奈久留美城の攻掠は、全く邊鄙の田舎侍が所爲にして、素より氏政父子の知る所にあらざれば、表裏も反覆もあらざるなり。若夫れ、小田原の滅亡に至ては、一言を獻ぜざるを得ず。北條氏五代の霸業、一朝にして顛覆せしは、洵に悲むべく痛むべく、又惜むべしと雖も、畢竟氣運の然らしむる所にして、人力の如何ともする能はざる所なれば、止むを得ざるなり。但し不世出の英雄たる殿下を敵とし、葦爾たる一城の下に、天下の大軍を集め、堅く守て屈せざること半年、殿下の士卒をして、乗する能はさらしめたるは、是豈に氏政父子の、武勇と威望とに依るにあらざらんや。是を以て言はば、氏政父子は、洵に天下百世、武將の龜鑑たるべきなり。某が言

はんと欲する所は、是のみ、請ふ速に首を刎ねよ」と、秀吉大に笑て曰く、汝江雪能く辯すと雖も、其罪磔に當す。然れども汝が威に屈せざるの義膽、死を怖れざるの勇氣は、能く豪語して其主を辱めず、眞に大丈夫の資ありと謂ふべし。我之を愛し之を悦ぶ。汝それ、今より我が近侍たれど、因て自から其縛を解く。江雪之を聞いて、其の意外に驚き大度に感じ、姓名を變じて岡野江雪と稱し、秀吉に仕へて寵臣となる。

江雪略歴

江雪、名は融成、姓は平氏、豆州下田の人なり。相模二郎北條時行の裔にして、代代田中に住せしが、祖善兵衛の時、北條を改めて田中と稱す。善兵衛は、明應二年蛭嶋に戦死し、其子泰行越中守と稱し、氏康に仕ふ。即ち融成の父なり。融成、初め僧となり、密乗と字せり。氏康召して書記とせしに、材智度量ありて、且つ廉潔なりければ、氏康大に之を寵して還俗せしめ、族を板部岡といひ、越中守と稱せしむ。氏政・氏直の時、評定頭となり、剃髮して江雪齋と稱す。其の雄辯敏活なるは、已に屢、この史に見はるる所なり。而して今又族を岡野と更めしは、秀吉の命によるとぞ、此後文祿元年、朝鮮役のとき、秀吉に那古耶行營に従ひしが、偶、多賀谷政經といふ者あり、病と稱して徵に應ぜず、秀吉旨を含め、江雪をして其實を檢せしむ。政經怖れて罪を謝せしかば、江雪命を傳へて、諭して曰く、「若し黄金千枚を以て、罪を贖はんとせば、僕之を殿下に請はん」と。政經之を領す。慶長庚子の亂、江雪は家康に屬せり。小早川秀秋初め西軍に屬せしを、江雪、山岡道行と家康の旨を受け、行いて秀秋を説き、遂に東軍に屬せしむ。時に秀秋家兵二十人を遣はし、家康の陣に到り、二人に就て、三成の謀略を告げしむ。佐和山陥るに及び、江雪使命を受け、秀秋の陣に至て其勞を謝しぬ。若し關ヶ原の役の勝敗は、秀秋の去就に因て決すとせば、豊臣氏を滅ぼす者は、

江雪豊臣  
氏を滅す



北條氏直  
高野に入

實に岡野江雪となす。江雪は徒に辯舌を弄ぶの士にして、節操の絶えて無きことは、戰國遊説の士にも優るなり。慶長十四年六月江雪卒す。年七十四、法名を永隆院雪翁宗英と稱す。江雪の子を平兵衛房恒といひ、房恒の子を三右衛門房次といふ。子孫相續ぎ、分れて岡野・田中の二家となり、代代江戸幕府に仕ふ。(野史)  
○十二日、北條左京大夫氏直、高野山に放たる。二十日に至り、氏直小田原を立ち、北條美濃守氏規・北條左衛門大夫氏勝・北條左衛門佐氏忠・北條十郎氏房・松田左馬助・大道寺孫九郎・山上郷右衛門・諏訪部源次郎・岡野三右衛門・内藤左近・富永喜左衛門・金田大膳・堀塚左兵衛・山角紀伊守・其他近臣三十餘人、從者三百餘人、東海道を西上す。道路見る者、みな目を側て曰く、「是れ關白秀吉の命に依て、高野山に入るなり」と、或は嗚咽する者もありき。(松平家忠日記・逸史・實錄)

秀吉、この日加藤清正に報じて曰く、昨十一日、北條氏政同陸奥守劍首、即刻京都へ差上候、氏直事、家康依<sub>ル</sub>爲<sub>ニ</sub>縁者、一命助候。云云

此時、徳川家康、特に秀吉に請うて曰く、左衛門大夫氏勝は、小田原落城の前、已に某の勧めに従て來降り、八州城攻の嚮導となり、軍功を勳みたる者なり、且は後來歸降者の道を開く助となるべければ、願くは賜はりて、扶助せしめ給はんことを」と、秀吉免して家康に屬せしむ。凡そ氏直が此行、秀吉は道路の費用より、傳馬の役に至るまで、心を用ゐて懇に命じ、毫も不便なからしめしが、其の高野山に閑居の間は、五百人扶持を給し、日用の調度類も、總べて請ふが儘に送附せしのみならず、四時の衣服も時に應じて、未だ請はざるに給與せられければ、氏直主従も、意外の感に打たれけり。尋で十一月十日に至りければ、令書を

守護人に下し、高野山上は、寒氣甚だしかるべし、宜しく天野山上に移して慰むべしとて、急に天野に移して寒氣を凌がしめ、(漫錄)屢、美酒佳肴を贈て、其鬱を散せしめけり。斯くて翌年三月に至れば、天野山より大坂に迎へ、天滿なる信雄の舊宅を與へ、新に其の居宅を營み、白米三千俵、其他十五種を竝積みて賜ひ、別に賄料として、河内國狹山にて、一萬石を給しける。

一説、十九年、秀吉命じて、氏直を城南興應寺に置き、居ること半年所、移て大坂に居る。云云(野史・小田原記・徳川實記・大三川志)

北條氏直  
卒

其の十二月、秀吉召し見て厚く饗し、春に至らば、西國に於て、一ヶ國<sub>或云</sub>を與ふべしと、口づから約せられしが、其の四日俄に痘瘡を發して卒す。年三十二、(川角太閤記)或曰、氏直の死は、痘瘡にあらず毒殺なりと。法名は松嚴院大圓徴<sub>一作</sub>公、早雲以來、小田原北條氏の正統、此に全く絶ゆ。

一説、會、氏直痘を患ひ、十一月四日卒、年三十、(墓銘)諸書、或は文祿元年とするものあり。(野史)又曰く、大道寺直繁、氏直に従て高野山に入る。此時に當て、家康、直繁を召見て、自ら刀を賜ひ、氏直の爲に道路を戒めしむ。氏直山を下るに及で、病に嬰り、伏見に卒す。直繁湯藥に侍して懈らず。云云(野史)

一説

天正十九年十月廿九日

(多門院日記)

一相州保條氏直在<sub>ニ</sub>大阪<sub>ニ</sub>、近日痘瘡煩ふ、祈禱也と云云、遂に死去云云、去年七月五日、相州没落、口惜<sub>シキ</sub>次第也。

家康の長  
所は詐略  
あり和睦に

凡そ小田原の滅亡は、戰爭に敗れたるにあらずして、和睦に敗れたるものなれども、其の和睦てふ詐略の謀主は、徳川家康にして、秀吉は寧ろ其の指南を蒙りたるものなり。而して家康は、其謀の速ならんを欲せし



家康は終始詐略を事とす

が、之を止めて、機熟するを待たしめたる者は、小早川隆景なりといふ。即ち知る、家康の長ずる所は、此の詐略にあることを、先に今川氏の、參州を奪ひ、遠州を奪ひ、遂に其をして滅亡せしめたるも、此の和睦を用ゐ、武田氏の城を奪ふも、此の和睦を用ゐ、今又之を秀吉に假して、小田原を滅ぼさしめ、最後に之を大坂に用ゐ、豊臣氏の後を絶ち、自から天下の權を握つて、己を成し畢りぬ。而して秀吉の智も、蓋し之を



北條早雲肖像

ば知らざりけらし。秀吉の智にして、且つ覺らざる所あり。氏直の之に欺かるるは、又止むを得ざるか。往時早雲一劍に仗り、東海道を下て駿河に到り、功に因て興國寺の一城を得、是を根據として、伊豆を平げ、關東を服し、遂に天下の大諸侯となり、子孫能く其緒を繼いで失墜せず、國富み兵強く、今に至て五代、關東の覇者を以て自から居りしも、時非にして之を守る能はず、纔に三百餘人の親族故舊に守られ、再び祖先の跡を踐みて西上し、數年ならずして、河内狭山に客死せしこそ哀なれ。即ち哀なれども、之を昔に溯つて考ふれば、北條氏の祖、早雲も詐術を以て人を倒し、詐術を以て國を奪ひ、家を興して國と成しし人に

北條氏の興亡

して、興國寺城より起つて葦山に據り、北條氏を冒したるも詐、堀越殿を討ちて、茶茶丸を殺したるも詐、頼山陽外史は、之を稱して義戦といひしが、關係もなき他家の騒動に乗じ、濫りに兵を動かし、人の家を滅し、人の國を奪ふ、何れの世界に斯る義戦あるか、而して早雲の詐略は益々熟し、狩に託して小田原を掩有し、兩杉を戦はしめて二株を倒し、里見を討じ、三浦を攻むる、一として詐術ならざるなし。詐術を以て得たる八州を、子孫に至り他の詐術に依て奪はる。元より其の處なり。詐と詐と相殺すれば無となる。詐に依て得たる八州の、詐の無となるとともに無となるは、亦當然の理ならずや、乃ち小田原北條氏の滅亡は、自業自得なるものか、されども權謀術數は、戰國武將の共に尙ぶ所なれば、獨り早雲のみを咎むべきにあらず、而して早雲の大を成したる所以も、亦其外にありて唯、詐のみにはあらざるなり。

昔時關東は、舊北條氏より續きて、足利氏に至るまで、府を開きて管領の職を置き、法制を上國に仰ぐ、故に法令、他國に比すれば、密にして且煩なり、又租税の如きも厚きに失す。後の北條氏、單騎空拳にして、伊豆を攻取り、相摸に據る。仗劍流寓の身より起りて、飽まで下情に通達す。故に其の小田原に據るや、首として嚴令を解き、私に法三章に約し、重劔を捨てて薄免と爲す、之に依て、下民期せずして心を傾け、管領に服従せず。北條氏の志を關東に得、數年を出でずして強大をなすもの、夫れ之に因る歟。(吹塵錄) 是れ勝安房の説なれども、他の史家にも同一の説數多あれば、早雲勃興の一因と見て可ならんか。又、伊勢早雲は、針をも倉に積むべき程の蓄仕り候つる、雖<sub>モ</sub>然、武者邊に使ふ事は、玉をも碎きつべう見えたる人にて候由、宗長常に物語り候。(朝倉瀧水話記)



早雲は、義忠の室、北川殿の近親にて、義忠・氏親二代に仕へたる人。宗長も亦、今川義忠・氏親時代に、最も寵せられたる人なれば、早雲とも朝夕の親みありけんが、此言、その宗長の感得したる所より出たりとすれば、太しき相違もあるまじなれば、之も亦其の一因とすべきか、然るに今斯く遺蹟を失墜せるは、遺訓遺法を守ること、疎かなる所ありしかと、思はれざるにもあらずなむ。

余嘗て以謂らく、「今川氏眞は三ヶ國を據有し、數萬の兵を擁しながら、曾て父の讐を報ずることをせず、終に其國を失て天下に流浪たるは、是れ戦を知らざる罪なり。武田勝頼は武勇を天に得、精兵を父に受け、西討東伐殆んど寧歳なく、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取り、向ふ所敵なくして、終に又國を失ふ。是れ守を知らざる罪なり。而して北條氏直は、戦を知て能く戦ひ、守を知て能く守りしも、亦終に其國を失へり。三家子孫の、父祖の國に於けるを見るに、戦でも亡ぼし、戦はざるも亡ぼし、守ても亦終に之を亡ぼすときは、國家の存亡興廢は則ち天意にして、人力の能く維持する所にあらざるか。然りと雖も、また必ずしも然らざるものあつて存するなり。三家の社稷を滅ぼすや、攻守その趣を異にするありと雖も、三國の君主亦各自ら、大なる亡國の因の、同一なるものを養成することあるを見るなり。是れ其果を同うせし所以か、同一の大なる亡國の因とは何ぞ、曰く、佞人を用ひたる是なり。乃ち今川氏は三浦に亡び、武田氏は長坂・跡部に亡び、北條氏は松田に亡びたるなり。抑も賢人を用ひるは、其國を興す所以、佞人を近くるは、其國を破る所以なるは、先哲の已に論ずる所にして、佞人用ひらるれば、賢人跡を遠け、賢人朝を去れば、國政日に亂る。國政日に亂れて、其國破れざるものは未だあるべからず。故に今川氏に三浦あれば、信玄な

今川武田  
北條亡國  
の因同じ

しと雖も亡滅を免るべからず。北條・武田に松田長坂なかりせば、百の信長・秀吉ありとも、亡ぼす能はざるべし。奸佞の輩の、國家を害すること、此の如く甚しと雖も、世世の君主の動すれば之を用ひ、遂に前車の覆轍を踏みて悔いざるは、抑また何に因るか。古今奸佞の徒を見るに、利口才敏にあらざるはなし。即ち利口才敏衆に超えざれば、奸佞の列に加はる能はざるなり。而して人主たる者は、概ね其心の正邪を問はず、唯その利口才敏を悦び、終に之を偏愛し、遂に其言ふ所は皆な之を用ひんとするに至るなり。此に於て、彼徒は、ますます其の敏才利口を奮ひ、人主は、ますます彼徒を信じ、彼徒を用ひる、彼徒用ひられて賢人退き、賢人退きて政治始めて非、政治非にして亡國の兆此に發す、是れ古今東西の轍を同うする所にして、而も古今東西の君主の、之を察せざるは亦怪しからずや。○北條氏直、嘗て駿州富士郡前田の土中より、聖觀音の靈像を得、伽藍を建立して之を安置せしが、氏直滅亡の後、佛像を蓼原の源立寺に移せり。故に當時は、此地を佛原と稱せしが、後郷人忌みて前田と改稱せりといふ。或曰、保壽寺といふ寺あり、古は潤井川の西に在りて、大刹なりしが、後漸く衰廢して、地を傳法に易へたれば、其迹芝原となりて、五輪塔數多存したれば名くと。(寺記)○氏直の家士に、山口淡路秀房といふ者あり、終始氏直に隨從して去らず。氏直大阪に卒して後、流浪して豆州丹那村に至りけるが、丹那の郷士、川口左京之亮教景、舊縁あるに因て、迎へて女に嫁し、後を嗣がしめ、左京亮と改む。後、丹那・畑・輕井澤・田代等、四ヶ村の名主に擧げられしが、此頃打續きての違作に、百姓みな茶色あるを見て、秀房慨然起ちて、恩免を請へども聽されず、然るに秀房屈せず、更に秕稻を馬に負はせ、隨へゆきて嗽訴し、事情を陳して屈せず、涙、聲と共に下る。官その情を哀み、

前田村佛  
原の源立  
寺

山口淡路  
嗽訴



督姫

北條氏規の器略

遂に其の請ふ所を許さる。然れども、嗷訴の罪は免しがたしとて、之を死刑に處しぬ、村民その義を悦び、禮をそなへて葬り、謚して威恩院一中道筋居士といふ。其後官また其義を高とし、嫡子をして其後を繼がしむ。嫡子名を秀則と云ふ。○督姫、後、池田輝政に再嫁せしが、嫁するに及んで、先に氏直より預けられ、常に身を放たざりし、高祖の護身刀を氏規に送りぬ。こは北條氏との因縁を絶たん心なりけんも、氏直に従て、高野山に赴きたる族をば、終始厚く顧みて忘れざりきといふ。(徳川實記) ○北條氏規、氏直死して後、其の遺料、河内國狭山一萬石を賜はり、北條氏の後を續ぎ、後徳川氏の家人となる。氏規弱冠のころ、小田原に、兵法の達人と稱して至る者ありけり。小田原の家中、老若を論せず、皆な其門に入る。然るに氏規獨り入らず、或は之に説て曰く、「夫れ兵法は、武人第一の要務なり、上下みな其門に入て學ぶに、子獨り之に違ふは何ぞや」と、氏規曰く、「凡そ兵法といふは小事にして、士卒の學ぶべきものなり。苟も士卒を率ゐて戰に臨み、三人にもあれ五人にもあれ、人を指揮せん者には要なきものなり。然るを、斯る事に屈託するは、寔に愚將の所爲のみとぞ覺ゆる。凡そ兵法にて人を斬るとも、一二人には過ぐべからず。斯る小事は吾に要なし。吾は將に、一戰に千も二千も、將た五千も一萬も斬らんとするものなり。且つ吾が今斯く言ふも、今日之を學ぶを欲せざるが爲に、殊更に口に藉くにあらず、吾輩山に在らん間は、幾年を経とも、此他を思はざるなり」と、聞く者みな舌を卷て恐れしが、後果して其言の如く、關白數萬騎を以て之を圍めども、遂に之を陥る能はず、纔に抜にして降すを得たるなり。(山下祕録) 氏規の先に上洛するや、秀吉厚く饗し、氏政父子の、上洛を勸むること殷懃なりき。氏規曰く、「謹で命を受く、須らく還て殿下の懇命を傳へ、速に恩

其の正義

其の識見

家康北條氏の亡を評す

川津村新米献納

善徳寺衰廢

命を謝せしむべし。然りと雖も、萬一氏政父子命に應ぜず、東西和破れ、兵を關東に進め給ふに及ばば、氏規今日此の恩遇を蒙ると雖も、之が爲に親族兄弟を棄てて、殿下に通ずるなどの事はせざるべし。必ず先鋒となりて一矢を献じ、以て此恩に報ゆべきなり」と。秀吉笑て曰く、「何ぞ無事の破ることあらん。ただ子の斡旋を頼むのみ。善く謀て上洛を勧め給へ」と、厚く禮して還らしむ。初め、十郎氏房の和議を唱ふるや、諸將みな従ふ。氏規獨り之を難じて曰く、「是豈に秀吉の詐謀にあらざらんや、今に及で和を計らんと欲せば、初より戰ふことなく降るに若かず、既に敵を招きて、城下に集めたる上は、宜しく此地を以て墓地とすべきなり。慈に和議など謀らば、各、言甲斐なく擒となつて、醜き死をせんこと必せり」と、終に其言の如くなりき。○徳川家康、一日、北條氏の亡を評して曰く、武田信玄は、近代の良將なりしが、己が父の信虎を追放せし餘殃、その子に讐ひ、勝頼さしもの猛將なりしが、一たび其運傾くに及びては、譜代恩顧の者に至るまで、悉く離畔して果敢なく亡びたり。是れ天道は、その親愛の恩義なきを、憎み給ふ故と知る。小田原は、百日の圍城に、松田尾張の外、反逆の徒は一人もなし。氏直が高野に赴く時も、命を捨てても従はんと願ふ者多かりき。是れ早雲以來貽謀の正しくして、諸士皆な節義を守りしが故なり」と。○初め北條氏の起るや、豆州川津村栖足寺は、毎年六月、新米を貢するを例とせしが、其亡に至るまで廢せざりき。併も其例は、江戸時代に至ても廢せず、土肥村屋形といふ所より、毎年六月五日を期し、新米を幕府に献ぜしが、其量三十一匁を桐箱に納れ、稻株廿七を竹筒に入れて、添附するを例とせりといふ。(寺記) ○駿州富士郡今泉村、善徳寺の住職を洞谷といふ。信州の人にして、大輝和尚・鐵山和尚の師なりといふ。前に安倍郡



臨濟寺に寓せし時、偶、家康質となりて駿府に在り、常に臨濟寺に至て獵せしに、洞谷見て屢、之を叱責せり。洞谷善徳寺の主となるに及で、復た家康の意に適せず、然れども伽藍建立の許可を蒙りたれば、多く木材を集め、將に土木を起さんとせしに、會、小田原の役起り、浮田八郎といふ者、浮嶋原に來り陣するに及び、其材を奪て、假營を設けければ、遂に修築の功を奏する能はず、其後、洞谷去て清見寺に至り、松海庵に隠居せしかば、此寺の建立も終に成らず、堂宇は漸くに廢頽し、終に廢滅に歸せりとぞ。(清見寺記) ○伊豆國の人に、狩野一庵といふ者あり。北條氏照に仕へて、祐筆となりしが、才學に長ぜるを以て、累進して一方の將となれり。後、家督を嫡子主膳正に譲り、自から髪を剃て、禪門に歸せしを、此役起るに及び、氏直起して、武州八王子城を守らしむ。時に京將前田利家、諸將と兵を合せて來り攻む。一庵其將中山勘解由と、防戦最も力めしが、衆寡敵せざるに及び、劍に伏して死す。其の勇武節義は、長く世の歎稱する所となりぬ。

狩野一庵

一説

一説、小幡尾張守重定といふ者あり。信玄に仕ふ。其の三男帶刀といふ者、弟彦三郎と共に、信玄の死後甲州を去り、小田原に至り、北條氏照に屬す。此役起るに及び、上州宮崎岩を守りしに、京勢藤田能登守の武將、夏目舍人之助來り攻め、謀を以て之を陥る。帶刀乃ち伊豆に遁れ、狩野川の上天野村に住し、覺して一庵と號すと。(豆州志稿・古戦録)

三嶋曆

○北條氏は、代伊豆國三嶋、武藏國大宮、二ヶ所にて製する曆を用ゐ來たりしが、氏政の時に至り、十二月の大小を記すに、二曆齟齬する所ありければ、二所の陰陽師を召し、其義を質さしむ。二人互に相論議して屈せず、元旦の式を定め難く、氏政大に之を憂ふ。或は曰く、「安藤豊前守、才學ありて故事を諳ず、或は之を知るあらんか」と、氏政即ち豊前守を召す。豊前守至て曰く、「我朝に算木の渡りしは、寛喜二年二月八日、海龜負ひて、豆州三嶋に至るを始とすれども、當時は其義を知る者なく、唯、奇異の思をなし、是を宮守に託して、神庫に納めたりしを、後、新羅國の老翁、三嶋に至ることあり、此の算木を取出し、始めて曆を作て、日本に弘布せり。凡そ陰陽頭、曆を作る博士の源祕は、此の一事に極る」と、因て命を蒙りて私宅に歸り、閑室に入て其義を穿鑿し、其後、彼是を照合するに、三嶋曆適に此に應ず。是に因て、氏政は、三嶋曆を用ゐて、元旦の賀儀を行ひけるが、是より三嶋曆専ら世に行はるといふ。三嶋明神の下社家に、川合氏といふあり、専ら三嶋曆を刊行せり。

三嶋曆のことは、已に記したる如く、最も古く用ゐられしものなれども、今に存するものには、三嶋社にありといふ、寛保二年頃のものに過ぎず、又記録を徵するも、芳野朝以前のことは、多く見えず。且つ、此曆は、極細字に記したるものか、或は細字の代名詞に、用ゐたるが如く見ゆるもの無きにもあらず、されば「おろかおひ」にも、「文字細密に書くを、三嶋曆日に譬へたる諺は、いと古き事也」といへるなり。其他にも、數多あるべきが。

にら山居陣のうちに

陣衆のこまかなふみはいづの國三嶋こよみとひらきてぞ見る

女 院

返し

やるふみの月日をえらべ大小のあるをみしまのこよみにはして

尊 海

(あづまの道の記)

又

あだめくは、うなぎのやうにぬめりすぎ

季 吟

三嶋こよみに書くとしの文

可 韻

(紅梅子句)

事 蹟

一三七五



又

さほどの事はやすい御用と、中杉三枚、みしまごよみをひもときつつ、黒黒としたためわたり、けつばんをかた  
じけなしとおしいたゞき、云云。(關東名媛傳)

又重頼の懷子に云、

曆をば今日は三嶋の里問ひて遊女を思ひ染つけ茶碗

重頼

天野多宮

○葦山城の士、故天野景氏の子多宮、母に抱かれて主従五人、葦山を落ちて、駿州安倍郡に匿る。景氏は、  
次郎右衛門尉と稱し、永祿年中より小田原北條氏に仕へ、船手奉行となり、常に豆州葦山に住せし人なり。  
景氏は、駿州安倍郡井川村の郷士、海野彌兵衛の女、名は空といふ者を娶り、一子多宮を儲けしが、天正十  
三乙酉の年歿しぬ。其より多宮は母に養はれてありしが、此に至て、此の事變に遭遇し、葦山に留りがた  
く、斯く主従六人にて、夜に紛れて葦山を遁れ出で、小舟に乗つて駿州清水港に着し、安倍山中に分け入  
り、母の生家海野の家に潜みけるなり。其後、多宮母子は、岡部郷屋所村小柴といふ地に住し、名を助右  
衛門と改め、元和五年歿せしが、天野家は、多宮より、刀を以て鉄に替へ、遂に民間に下れりといふ、里民  
に幸次郎といふ者あり、多宮が十代の孫と稱すれども、其間の世系詳ならず。(駿河記) ○豆州河津の人、蔭  
山七郎左衛門利廣といふ者あり。北條氏に仕へて、河津城主城址在 菅原 となりしが、氏直亡ぶるに及び、河津を  
去りて賀殿に隠れ、尋で一子を得て佐介貞廣と稱す。貞廣は、後、徳川家康に仕へて近侍となり、三千石を  
知行せり。蔭山氏は、足利氏六世の孫なり。此頃、正木左近大夫邦時といふ者あり、幼名を菊松といひ、

河津城主  
蔭山利廣

家康の愛  
妾養珠院

號を環齋と稱す。房州里見義弘の一家、正木大膳の族にして、初め上總國勝浦城に在りしが、故あつて勝浦  
を去る時、二子を利廣に託す。男を吉千代といひ、女を於萬といふ。利廣賀殿に移る時、二子をも携へ至り  
しが、此の於萬こそ、家康の妾となり、専ら寵を恣にし、頼宣・頼房二人の母たる人なり。家康の死後、紀  
州に移り、承應二年八月廿二日死す。年七十四、養珠院と號す。甲州大野の本遠寺は、此女の建立にして、  
後、二百六十石の地を、幕府より寄進せられしといふも、故ある事といふべし。而して環齋も、近頃落魄し  
て、豆州に至り、河津郷峯村に住し、専ら農耕に従事せしが、此時たまたま清水能登守・清水小太郎も逃れ  
至り、稻生澤に蟄居せし時なりければ、終に小太郎の女を娶り、十三子を産せしむといふ。正木左近將監の  
書あり。

相房御和睦以來、内内疾く可<sup>キ</sup>令<sup>ム</sup>啓達<sup>セ</sup>旨、雖<sup>モ</sup>令<sup>メ</sup>逼塞<sup>セ</sup>候<sup>ト</sup>、去頃以<sup>テ</sup>使脚<sup>ヲ</sup>申入候處、被<sup>ル</sup>對<sup>シ</sup>拙夫<sup>ニ</sup>御恨  
立<sup>テ</sup>故敷、無<sup>キ</sup>御許容<sup>ニ</sup>之條、伺<sup>ヒ</sup>御心腹<sup>ヲ</sup>罷過候、然<sup>ル</sup>相<sup>ニ</sup>甲案外<sup>ノ</sup>御鋒楯、豆州口口御在莊之模様、依<sup>リ</sup>無<sup>キ</sup>  
御心許<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>使<sup>ハ</sup>僧申入候、仍大刀一腰、木布五十端、刀一、(盛光) 段子三卷進覽、表<sup>ス</sup>御通信<sup>ヲ</sup>計<sup>リ</sup>候、抑  
小田原在府之砌、別<sup>シ</sup>而蒙<sup>リ</sup>御懇恩<sup>ヲ</sup>候、毛髮不<sup>レ</sup>致<sup>シ</sup>忘却<sup>ニ</sup>候、菊松事不<sup>ニ</sup>相替<sup>ラ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ハ</sup>御不敏<sup>ヲ</sup>御養有<sup>レ</sup>之由、  
誠<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>先世之宿縁甚深敷、不<sup>レ</sup>淺<sup>カ</sup>次第候、世間之御和天之與<sup>ニ</sup>候、此刻到<sup>テ</sup>于<sup>ニ</sup>被<sup>ル</sup>返遣<sup>ハ</sup>者、其身爲<sup>ニ</sup>進退<sup>ト</sup>與云、  
愚拙永代之御芳恩過<sup>シ</sup>之間敷候、萬乙到<sup>テ</sup>于<sup>ニ</sup>世上變化<sup>ニ</sup>者、縦<sup>ヒ</sup>被<sup>シ</sup>思召寄<sup>セ</sup>候共、罷<sup>リ</sup>成間布候、愚意猶新福寺  
長老令<sup>レ</sup>説與<sup>ニ</sup>口門<sup>ノ</sup>之條奉<sup>リ</sup>略候、恐恐謹言。

閏三月廿日

正木左近將監時長 (花押)

事蹟

一三七七



北條氏忠  
豆州に住す

○北條氏康の第五子北條氏忠、川越城を守りしが、此役遁れて伊豆に到り、河津城主蔭山七郎左衛門利廣に頼て遊び、自から大關齋と號し、終に此地に卒す。墓及牌は、河津の林際寺に在り。(豆州志稿) ○北條氏の遺臣に、岩堀左近四郎といふ者あり。戦後逃れて遠州金谷に至り、蟄居して世の趨勢を觀じけるが、何に思ひけん、一日慨然として歎じて曰く、國亡びて山河はあれども、恢復の望あるべからず。我寧ろ二君に仕へんよりは士民に歸せんと、因て兼て着慣れし甲冑物具を持出で、深く穴を穿つて、悉く之を埋め畢ぬ。東深谷なる鎧塚是なり。左近四郎以後全く武事を抛ち、専ら心を農事に注ぎ、力を村内の事に用ひけるが、漸く衆望を得、遂に推されて里正となれり。彼の湯川の養勝寺は、左近四郎の開起なりとぞ。子孫尙存す。(口碑)

奥州諸將  
來謁

○關白秀吉、小田原陣に在る時、奥州の諸大名等、悉く來て秀吉に謁せしが、中にも伊達政宗は最も早く、佐竹氏は最も後れたりといふ。抑も世には、秀吉を稱して猿といひ、政宗を呼びて獨眼龍と稱すれども、此日猿と龍との、初對面のさまは如何にありつらん。龍は此時、猿に見えんが爲に、故郷の奥州會津を出立ち、越後より信濃へ廻り、遠く相州小田原なる猿の陣に至りけるなれば、猿の喜びはいふばかりならず、いと満足の體にて、後ともいはず、頓て對面ありける。猿公此日の裝束は、例の作り髭も嚴めしく、三尺計りの朱鞘の太刀を佩き、細き杖を突き、優に床几に尻を掛けたりけるが、龍は表に和順を裝へども、心に殺氣漲れば、首尾に因つては、猿を突殺さんと、懷中に小脇差を忍ばせながら、威儀を正して進み出でたり、猿公は床几にあつて尻をもあげず、之を見て、こなたへこなたへ、近く寄れ寄れといふ、龍は之を見て、あつ

猿と龍との  
初對面

論功行賞

といふまま刀脇差を脱ぎ、四五間隔てて投捨て進み寄る。猿公は尙も杖にて地を突きつつ、此處へ此處へといふ。龍は畏つて、また其處へ至り坐すれば、猿公杖もて龍の首をつつきながら、扱も汝は愛い奴、若き身ながら、好くこそ來つれ、今少し遅く來るものならば、此處が危かりしといふ。龍は初めの突殺さんする心は、何時しか消え失せて、ただ首に熱湯を浴せらるる心地せるを。猿公また、今より鷹野に往かんと思ふなり、汝供せずといふに、龍はためらはず參るべしといふ。然らば此刀を持ってとて、傍の太刀をとつて龍に渡す、龍は我を忘れて捧持ち、あはれ首尾は上々吉、出頭の兆は是にありと、嬉しく思へて鷹野の供して歸るに、頓て歸國の暇を賜はりける。政宗は、是より直に中納言前田利常の許に至り、對面の次第を落もなく物語りけるが、折しも次室に前田七郎兵衛といふ者あり、始終を聞きて後、人に語ること斯かりと、關屋政春の覺書に見えたり。○十三日、關白秀吉小田原城に入り、(松平家忠日記)諸將の軍功を檢し、甲乙を品し、優劣を定め、逐一賞罰を沙汰しける。因て、駿河大納言徳川家康を以て、深謀密策、特出拔群の勳績となし、北條氏の舊領、關八州の地を擧て之を賜ふ。即ち伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野・下野・安房是なり。但し下野は半國にして、是れを近年小田原領分の國國とするなり。而して房州の里見安房守義康、上野の佐野、下野の宇都宮三郎左衛門國綱、其他、皆川・那須・秋元以下の國人等は、皆な共に本領安堵して、徳川家の附庸たらしめ、且つ、駿州嶋田に於て二千石、興津に於て千石、遠州の中泉・白須賀、勢州の關地藏・四日市・石薬師・庄野、江州の石部に於ても各、千石づつ割き、以て家康が上洛の途次、放鷹の地とし、江州守山邊に九萬石を分ち、以て家康が滯京の賄料とせしめ、(天正記・豊鑑・三國史)併せて小田原倉廩の糧米は、悉く

家康放鷹  
料に封ぜらる



大久保忠  
世小田原  
に封ぜら  
る

家康に贈るべしと命ぜらる。家康則ち伊奈熊藏忠政を遣はし、倉廩に就て之を受けしむ。守藏吏等、倉戸を開き、俵敷を検せんとするを、熊藏止めて曰く、「此の急劇の際に臨み、何ぞ其の繁縛をなすを要せん」と、悉く諸倉を封じ、倉廩の敷を検して授受し、一日にして辨じ了らしむ。秀吉之を聞き、膝を拍ち歎じて曰く、「徳川殿は、良き家來を持たせられたり」と。見る者亦その敏警を稱せりといふ。秀吉は、尋で大久保七郎右衛門忠世を召し曰く、「汝は徳川家股肱の良臣なり。宜しく此の小田原城に在て、箱根を守るべきなり」と、忠世は遠州二俣城主なり。忠世小田原に移て、二俣廢城となる。

二俣廢城

秀吉は又、織田内大臣信雄を召して曰く、「今度徳川家康關東に轉じたれば、家康の舊領たる、駿・遠・參・甲・信の五國を呈すべし。速に勢・尾二州を還されよ」と。信雄曰く、「吾は領地の多きを望まず、唯、舊の儘にて措き給へ」と固辭す。秀吉色を變じて曰く、「吾今五州を呈せんとするは、卿、此役に功ありたりといふにあらず、特に故右府公の子たるの故を以てするのみ。然るに之をも了らずして、敢て辭せらるること、甚だ解し難けれ、因て其心を察するに、卿は大國守護の量なし、勢・尾二州は多きに過ぐ、奥・羽の小藩こそ最も適しつれ」と、即ち二州を收公して、下野國那須に放ち、二萬石を給し、尋で出羽秋田に配流せり。(古老茶話・三河物語) 或曰、信雄が封を褫はれしは、此役の起る初にあたり、信雄駿府に至り、家康を勧め、小田原と謀し合せて、秀吉を挾討たんとしたる事の、秀吉に覺知せられたるに因ると。

一説、秀吉、北畠信雄を、出羽の秋田に遠流す。信雄虎狼の志を挾むの旨、疑滞あるに依て也。(松平家忠日記追記)  
一説、只今の分にて、國替は御免被<sub>レ</sub>成様にとの、御返事相聞之候、上様御意に、扱は御内證、天下の御望みかと被

成<sub>レ</sub>御意、其時尾張を被<sub>レ</sub>召上。(川角太閤記)

一説、北條亡て後、秀吉、石垣山の本陣に諸將を集め、酒宴に及ぶ時、信雄は舞の上手と聞き、アハレ一曲觀申度と、秀吉云はれしに、信雄吾を侮ると口惜くやありけん、不吉の詞を舞はれたれば、秀吉怒る悦の中に、忌忌しき事も心得ずとて、那須に追遣られけり。此時迄も、千餘騎の士を具せられしが、僅に打連て那須に赴かれぬ。時を計らず勢を知らず、無益の空言に、國を失はれしことのうたてさまと、人皆云ひあへり。(常山紀談)

一説、或時、大納言(利家)様御物語御座候、太閤様御病中の御夢に、信長公御出なされ、最早藤吉郎能き時分なるに、參り候へと御意候時、太閤様夢中にも、仰上げられ候は、眞殿御敵を取り、御奉公申上げ候者に候間、今少し御免候へと御申上候へば、いやいや、我等子供の有様も、不便にならせられ候様に候間、急ぎ參り候へと、引摺り出し候かと御覽じて、太閤様目を御覺し、御心付き候へば、御寝なされ候跡まで、一間程御引出され候、扱、政所様も上臈衆も、肝を潰しなされ候、其時よりも早思召切り、御仕置とも急に仰出され候、七月一日の事の由。(利家夜話)

徳川史家の評

徳川家の史家、或は此の行賞を評して曰く、

此のたび、秀吉より、徳川家に八州を進ぜし事、快活大度の舉動にあらずといふべからず。然れども其實は、駿・遠・參・甲・信の五國を、闇に奪はんとの姦謀に出でしものなり。關八州といふといへども、房州に里見、上野に佐野、常州に佐竹、下野に宇都宮・那須等、其外國人多く、全く八州が御領となりしにあらず。駿・遠・參・甲・信は、久しく徳化に浴せし地なれば、是を秀吉の手に入れて、甲州は尤も要地なれば、始に加藤遠江守を置き、後に淺野を置き、東海道要樞の清洲に秀次、吉田に池田、濱松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置いて守らしむ。これ等は皆な、秀吉股肱腹心の者共なり。此輩を要地に置いて、實は關東の喉を押へて、少しも身を動かさしめず、手を出さしめじと謀りしのみならず、又關東は、年久しく北條に歸服せし地なれば、新に主を替へば、必ず一揆蜂起すべし、土地不案内にて一揆を征せんには、必ず敗らるべきなり。其敗に乗じて計らひざまあるべしと、秀吉が胸中の姦謀明に知るべきな

遠駿新諸侯



り。されば御家人等は、御國換ありとの風説を聞いて、大に驚き騒ぎしを、君聞召し、汝等々のみ心を勞すること勿れ、我たとひ舊領を離れ、奥の國にもせよ、百萬石の領地さへあらば、上方に切て上らんこと、容易なりと仰せあり、自若としてましましける。果して八州御領に歸して後、我が國勢彌々強大に及び、終に一統の基業を開かせ給ふに至ては、天意神慮のいたす所、邪智私力の及ぶ所にあらず。信雄を遠・駿等五國に封するが如きも、亦姦謀の致す所なり。信雄は闇愚といへども、舊主信長の子なり。當時の諸藩、過半は信長恩顧の輩なり。秀吉子孫の禍ともなるべきは、此人なりと思へば、長久手の一戦に、亡ぼさんと思ひの外、神君御加勢あつて、亡ぼすこと成り難し。依て和睦すと雖も、初志猶忘れ難ければ、何事によりてか、彼人を失はんと思ひしに、幸に今度の事を命じ、五州の地は、信雄必ず治むることを得べからず、然らば夫を罪として、失はんと謀る所に、信雄辭退せしかば、忽ちに遠流せしとぞ知られたり。云云（徳川實記・改正三河後風土記）

是を參河武士の論とすれば、素より齒牙にかくるに足らざれども、苟も史家を以て任ずる者の説としては、甚だしき偏見にはあらざるか。五州を以て八州に替へしこと、必ずしも姦謀とはいふべからぬにや。駿・遠・參の三州は、假りに徳川氏の恩威に服すとすも、甲・信の二國は未だしなり。武田氏を慕ふもの多きは固よりにて、其他小田原に通ずる者、上杉氏に服する者も少なからず。特に信州には、幸田昌幸ありて、心から家康に服せず、暫く雌伏するが如きは、唯、秀吉の威命を奉ずるのみ。故に一朝事あらば、信州一國は、徳川氏の有にあらず。而して甲州も亦安然たるべからず。則ち八州に里見・佐竹の族あれば、八州も八州にあらずと云はば、五州も五州にあらずと云ふべし。五州を以て、八州に替ふといふを欲せずんば、則ち五州に足らざるものを以て、八州に足らざるものに替ふといふべし。而して恩賞の大なるに至ては、則ち同

じきなり。之を如何ぞ怨むべけん。之を如何ぞ謝せざるべけん。況や里見・佐野等も、悉く其の旗下に屬せしめたるをや。假令其間に多少の策略存すとも、何ぞ姦謀と稱するを得ん。若夫れ、親附の故土を收めて、未知の民を與ふと謂はんか、新に封を移されたる者、誰か然らざらん。駿・遠五州に來たる者皆な然り、獨り徳川家康のみにはあらざるなり。然れども若し箱根の嶮を夏夷の界となし、夷を以て八州を見る者あらば、或は家康を以て漢中に於ける沛公とし、一氏を以て、關中に於ける三將とするもあらん。徳川氏の家人の、國替を聞て驚き騒げる態、家康の之を慰撫する言に依て見れば、其の君臣間に、此情の充溢せるを知るに足るものあれども、是れやがて人間の至情にして、賢愚勇怯を論ぜず發るべきものなれば、或は深く其中を察せざるべからざるものもあらん。然れども之を忍ぶは、是れ人に仕ふる者の道にして、之が爲に其上を恨むは果して如何ぞや。

又彼の史家は、信雄を駿・遠等五國に封するに就いても云云すれど、是れ最も秀吉の大度を見るに足るべきものにあらずや。是をしも非とするは、抑も何たる偏見ぞや。假し此の史家をして、秀吉たらしめば、信雄を駿・遠・參・甲・信の五國に封じ得べきか、否か、必ずや疑て謂はん。信雄を駿・遠・五州に封じ、家康を關八州に封じ、互に境を接せしめば、多く歳月を費さずして、彼等二人相合して我に抗せんこと、恰も小牧の役に於けるが如くならんと、然るに秀吉は之を是れ疑はず、東海の中樞、肥沃の五國を與へて吝まざりしは、古主の恩に報ゆるにあらずして何ぞ。而して五國は大に過ぎて治むる能はず、終に其國を失ふこともあらんか、是れ失ふ者の罪にして、與ふる者の罪にあらざるなり。其の近親の族を、東海の要樞に配置せし



駿遠の新  
城主

は、是れ天下を統御する者の常の術にして、獨り秀吉の權略にはあらざるべし。遠く例を求むるに及ばず、之を家康に見よ。家康天下の權を握るに至て、如何に親信の徒を、要害咽喉の地に配せしか、若し家康をも併せ論じて、姦謀を巧にせりといはば、吾また何をか云はん。而して今度の勳功に依て、地を駿遠に賞せられたる者も亦少なからず。堀尾帶刀先生吉晴は、近江國佐和山より、濱松城に移り、五萬石の加増ありて、十二萬石を食み、(見聞録) 山内對馬守一豊は、近江國長濱より、掛川城に移りて五萬石を食み、後一萬八千石の加増あり。(掛川志稿) 有馬則頼は、播磨國淡河より、横須賀城に移りて、三萬石を食み、中村式部少輔一氏は、近江國水口より駿府に移り、田中を併せて十四萬二千二百石を領し、(豐鑑) 其弟彦右衛門一榮は、沼津三萬石を領し、(藩翰譜) 興國寺は、一氏その臣河毛惣左衛門をして守らしめ、田中は老臣横田内膳正をして守らしむ。(駿河志料) 然るに一氏の封は、或は十四萬五千石とするものあり、又、十二萬二千二百石にして、三萬石を、弟一榮に分つとするものあり、又或は、十八萬石とも、藩翰譜には記すありて、一ならずるに、更に又、弟彦右衛門一榮を、沼津城に置きて、一萬二千石を食ましめ、横田内膳村詮を、田中城に置きて、八千石を食ましめ、其外、興國寺城には川毛惣左衛門を置き、小芝城には横田村詮の三子隼人を置き、以て各、其城を堅く守らしむともいふ。(駿國雜志) 而して伊豆一國は、徳川家康の封内に加へらる。

秀吉奥州  
征伐

關白秀吉は、既に論功行賞を終へ、再び奥州征伐を企て、明日小田原發途と定めしが、今日藤澤に至り宿せり。而して家康は、江戸は既に己に屬せしが、規模狭小にして、秀吉を迎ふべき館なきを慮り、先づ家人を遣はして檢分せしめ、北曲輪平川口なる、日蓮派の法恩寺を其の旅館と定めしとぞ。(三國史・川角太閤記)

檢地して  
領邑を興  
ふ

一説、今度御退治の國國の、檢地を仰付けらるべきが爲に、秀吉公會津に御動座あるに至て、淺野彈正少弼・石田治部少輔・大谷刑部少輔を、奉行として出されしが、漸く檢地も出來し侍りければ、恩賜を行はるるの地、左の如し。

- 一 伊豆・相模・上野・下野・武藏・上總・下總 大納言徳川家康
- 一 遠江内十二萬石 堀尾帶刀先生吉晴
- 一 同 五萬石 山内對馬守
- 一 同 三萬石 渡瀬左衛門佐
- 一 駿河 中村式部少輔

以下略之 (太閤記)

領邑の石

一説、昔は、武家の所領を、幾十町といひ、幾石とは云はず。其の幾石と稱する事は、秀吉公の時、宮部善祥坊をして、諸國の采地田畑の、廣狹上下を點檢せしめられしが、此時より始まる。寺社領も、此時より多く減少せらるるといふ。(卯花園漫錄)

堀尾吉晴  
略傳

○堀尾吉晴は、尾張國上郡供御村の人、中務少輔吉久の男なり。吉久は國人三十六人の中の一人にして、上四郡の事を知行せし人なり。吉晴童名を仁王丸といひ、十六歳の春夜軍のありし時、挺身して善き首一を得しが、初は人信ぜざりきといふ。吉晴十六歳より軍に従ひ、四十餘年の間に、城を落し軍を破ること少なからざれども、自から其功に誇る事を深く恥ぢ、子息にだにも定かには語らざり。然れども自から世に顯はれたる高名、廿二箇度の多きありて、(藩翰譜) 此役にも山中城を攻めて抜き、大に功ありければ、秀吉其の功勞を賞し、漢織の道服を賜ひ、金銀を家人に分與せりといふ。(中興盛衰記) ○山内一豊は、但馬守盛豊の二男にして、鎮守府將軍秀郷朝臣十代の孫、山内の首藤刑部丞義通九世の後胤にして、始めて山内氏を稱せ

山内一豊  
略傳



有馬豊氏  
略傳

しは、義通なりといふ。盛豊は、丹波に生れ尾張に移り、上の織田に仕へ、其の老臣となつて黒田城に住せり。(系圖)弘治三年岩倉の戦に或云黒田城盛豊及び嫡子十郎戰死せしが、一豊時に年十二歳なりき。成長の後、猪右衛門と稱し、織田信長に仕へ、信長の死後、秀吉に仕へて此に至る。(藩翰譜)○有馬則頼は、村上天皇の御子、具平親王の御裔、播磨國の住人、赤松二郎則村入道圓心の五男、律師則祐が末孫、中務入道則顯の嫡子なり。則祐の次男出羽守義祐、攝津國有馬郡の地頭職たりしに因て、有馬を氏とせり。子孫世世有馬郡を領せしが、筑後守重則の時、播磨に移り、浦田城に住し、其子則顯同國淡河城に移りしが、秀吉播磨の守護たるに及で、遂に之に屬せり。則頼横須賀に移るとき、年已に六十八、尋で老して家を其子豊氏に譲り、後入道して兵部卿と稱し、法印に任ぜられ、金森入道素立・徳永入道壽昌と三人、當時の故老たるに依り、殿下御相伴衆の隨一となる。故に世人呼んで三法印と稱す。(藩翰譜)

渡瀬左衛門尉

横須賀の  
耶蘇信者

一説、天正十九年渡瀬左衛門尉、大阪より來りて、横須賀城に入り、三萬石を賜はり、大名に列せらる。是れ横須賀三代目の城主なり。居ること數年、文祿四年、豊臣秀次に與したる罪により、關東臼井峠にて自殺す。左衛門尉、横須賀を去るに臨み、織部型の耶蘇地藏、燈籠及び茶道具を、同地撰要寺に贈る。左衛門尉は、大阪にありし時、利休の門弟となりしが、利休の七哲と稱せらるる一人に、攝州高槻城主高山右近といふ者あり、吉利支丹宗の篤信者にして、利休も亦その信者なりければ、左衛門尉も之を傳承したるを以て、横須賀城下には、耶蘇信者動亂の機、動きつつありき。云云(家傳)

一説、渡瀬左衛門佐は、豐太閤卑賤の時より奉仕す。關白昇進の時、五千石賜はり、旗本列となる。天正十八年、小田原の戦功を以て、遠州横須賀三萬石を賜ふ。然るに秀次悪行詮議あり、渡瀬其の張本人たるを以て、文祿四年八月、

領地を沒收し、佐竹右京大夫義宣に預けられ、常州水戸へ配流せらる。云云(古今武家盛衰記)

一説、渡瀬繁詮、本名は繁勝、小字を國壽丸といひ、由良成繁の第三子なり。信濃守成繁は、もと横瀬と稱し、上野の人新田義宗の後とも、武藏七黨丹治氏の後ともいふ。沼尻・小金井・高橋瀬を、新田の四天王と稱す。中にも横瀬は最も強大なりしが、成繁に至り、由良と改め稱し、享徳中、主君新田昌純を殺し、永正八年卒す。其子信濃守國經、其子泰繁、其子また信濃守成繁といふ。足利政氏に屬し、上杉謙信と戦ひ、金山城に居り、天正六年或十年卒す。三子あり、長を信濃守國繁、次を但馬守顯長といふ。顯長は、長尾景朴に養はれ、長尾を稱せり。二人北條氏に屬し、北條氏滅ぶるに及で、封を收められ、後、常州牛久保の田五千石を賜はり、曾孫親繁に至り、徳川幕府に仕へ、寛文五年、高家に列せらる。初め國繁の母赤井氏、深く心を豊臣氏に歸し、小田原の役、二子の北條氏に屬するを怒り、國繁の子員繁と、己が第三子渡瀬繁詮とに命じ、兵三百を率ゐ、上杉景勝に屬して、松井田城を攻落さしむ。秀吉之を見て大に悦び、繁詮に遠州横須賀城を賜ひ、大阪に仕へしむ。然るに文祿四年七月、繁詮暴戾濫行に座し、常陸國水戸に放たれ、家亡ぶ。(野史)

中村一氏  
略傳

○中村一氏は、其先詳ならず、父一政の時より、秀吉に仕へたり。而して一氏の封を駿河に得たるは、山中城一旦攻の功に依るなり。秀吉の家康を關東に移し、一氏を駿河に封じたるは、其の境を守らしめんが爲にして、一氏も心に之を知るがゆゑに、嘗て秀吉に對ひ、某斯くてあらんには、關東の事毫も心を勞し給ふべからず」といひ、家康も亦心に之を知れば、假初の鷹狩なりとも、決して其の境に入ることなく、一氏も境を接しながら、曾て一たびも使を通じたることなかりきと、是れ一説なり。一氏の封に就くや、麾下の士十人を選び、六千石づつ與へ、士卒を蓄へしめ、戒めて曰く、「關東若し事起らば、速に兵を箱根に出し、以て關白の至るを待て」と、其他、多く武勇の士を招き用ゐたりしが、常に曰く、「若し關東に事あらば、我悉く



人数を引率して、伊豆に打出でて戦ふべし。駿府城には一人も残さず、太閤の人数を呼下して、城をば守らしめん」と。(校訂藩翰譜武野燭談老人雑話) 是に依らば、其意の存する所も、亦畧ぼ窺ふに足らんか。蓋し、秀吉の意、家康を關東に封じ、一氏を之に備へしむるに在りたれば、一氏之を揣知りて、斯くは言ひしなるべし。一氏の士に、藪内匠・渡邊勘兵衛といふ二人あり。共に山中城一旦攻の功臣なれば、駿河に至て後、各、祿三千石を給せり。而して内匠には、特に見米を以て給與せしが、凡そ我國俸祿の制は、大率十分の四なれば、見米三千石は、七千五百石に相當するなり。

内匠、初の名を與次右衛門と稱し、一氏に仕へて屢、戦功あり。人と爲り沈毅にして器局あり。山中の戦にも、内匠先登第一、勘兵衛第二たり。然るに勘兵衛の背旗甚だ大なりければ、秀吉高きに在て遙に望み、先づ勘兵衛を認めて先登となし、勘兵衛を賞するに、先登の功を以てせしなり。内匠之を見て、毫も争はずれども、一氏は能く之を知れり。故に其賞勘兵衛に勝る。勘兵衛之を見て、心平かならず、遂に仕を致して去る。勘兵衛去るに臨み、使者を内匠に遣はして曰く、「願くは子と郊に相見ん」と。内匠即ち往く。勘兵衛馬上に偃月刀を横へ、内匠を邀へて曰く、「某將に遠く行かんとす、須らく故人と訣別せずんばあらず。然れども、故人のうち、訣を爲すべき者は、獨り子あるのみ」と、因て刀を捧げ且曰く、聊か別意を表す。子幸に善く之を藏せよ」と、其状言恭うして色怒る。内匠神色自若として進み、刀を受けて曰く、「某も亦、將に子に嘘せんとす」と、即ち佩刀を脱して、之に贈て別る。人咸な之を壯となす。(日本立志編) ○廿九日、徳川家康小田原を出でて江戸に赴く。○晦日、豊臣秀吉書を長曾我部元親等、四國の六將に與へて曰く、

富士材木

去廿二日、書狀披見候處、富士之根へ參着、即材木有<sub>レ</sub>所見立<sub>ニ</sub>道以下申付候由被<sub>レ</sub>思召<sub>シ</sub>候。尤被<sub>ニ</sub>思召<sub>サ</sub>候。早早言上之義、悦思召<sub>レ</sub>候、大佛材木年々不<sub>レ</sub>越様ニ入<sub>レ</sub>精申付<sub>ル</sub>事肝要候、云云(日本戦史・武徳編年集成)と、富士山の材木を、大佛建立に充つるの計畫あるなり。

(天正十年九月十四日脱稿)

徳川家康江戸城に入る

◇十八年八月一日、徳川家康始めて江戸城に入り、(徳川實記) 關東八ヶ國にて、三百六十八萬七千八百石を領す。(三河志) 江戸城は武州豊嶋郡に在りて、長祿元年、上杉右京大夫憲忠の長臣、太田道眞、始めて城を築き以て居とし、其子持資入道道灌の相續ぎて居城としたる所なり。一説には、道灌の始めて築く所となす。(燕石十種) 當時は、遠山右衛門佐景政の居城なりしが、景政北條氏に屬して小田原に在り、弟川村兵部大輔をして此城を守らしめしに、景政の姪遠山丹波守、及び眞田隱岐守二人、密に志を關白軍に通じければ、攻むるともなく尋で陥りぬ。家康、今度八州に封ぜらるるに及び、關白秀吉の指示に従ひ、此を以て居城と定めけるが、徳川氏の臣屬は、之を稱して關東御入國といひ、長く此日を紀念となすといふ。此頃の江戸城は、石垣など築きし所もなく、皆な芝生の土居にて、土堤には竹木茂り、本丸・二丸・三丸はありしが、空陸甚だ多くして要害堅固ならざりしを、家康至るに及で之を埋め、本丸の内廣き所には、石垣を作て之を劃する等、大に改造を施したれば、其の落成に至ては、殆ど昔日の倂を存せざるに至れりとぞ。但し、大城を築きて治國の根據とせしは、慶長十一年に在るなり。(鹽尻)

江戸城請取前後

天正十八年六月七日、うし、淺草へ行、いろいろただし、かた町屋みなひつそく、内内のことにてとりわきこまる。本

事蹟



住院へよりてめし。(天正日記)

七月五日、たつ、城うけとり、いよいよ明日といふ事、籠城人、行かたなきもの大勢あるよし也。此方にて三日分かつてせげふ。(天正日記)

此の日記によれば、六月巳に江戸の町は寂莫の趣にて、城請取は七月六日の如くなれども、其實は六月七日なり。而して前城主河村秀重の、巳に城を開きし後なるべしといふ説を唱ふる者あり、又更に、六月にもあらずといふ説あるなり。其説に云ふ、初め江戸城は、河村兵部といふ者、其兄遠山景政に代つて守れるに、武田家の浪人眞田信平等、徳川家の爲に周旋する所ありければ、河村も遂に其説に従ひ、城を開いて退去せしことは、落穂集の悉しく語る所なれば疑ふべくもあらず。但し落穂集は、其の年月日時を記さざれば明にいつと定めがたけれども、之を家忠日記に考ふれば、十八年四月廿二日、關東之城主之御味方に參候由、戸田三郎右衛門を江戸へ被遣。云云

とあり。然らば落穂集のいふ事實は、四月中のこととすべきにや。又、細川幽齋の東國陳道記に見れば、古田織部の、角田川見物のとき詠みたる和歌の返しありて、其の月日は載せざれども、日次を繰れば、六月廿二日の次にぞ記したる。然らば織部の角田川見物は、六月廿二日前なるべく、從て、江戸開城は、更に又其前ならざるべからず。因りて思ふに、江戸開城は、たとひ四月にあらずとも、五月の中を越ゆることはよもあらず。尙ほここに一事の記すべきは、往時徳川幕下の士に、遠山莊之助といふ者あり。天正の役に、河村と共に本陣を守れる、紀伊守直宗の子孫にて、遠山氏の嫡流なるが、此家に、祖先以來秘藏して相傳へ、妾に他人に示さざる東照公の親書一通あり。窃に其書の趣を聞くに、

今度、異議なく城を開くに於ては、永世子孫まで粗略あるべからず。

との意にて、乃ち當時家康より賜ふ所の證文なるよし。然らば此にいふ河村以下の者も、皆な之と同一の約束にて、開城せしにもあるべし。さて莊之助は、嘉永中罪ありて家斷絶したれども、吾友中嶋重勝は、其頃その隣家にて、互に相

往來し、親しく聞く所なりと誥れり。是又遺聞なれば、併せ記して後の考に資す。(茨木小宮山昌玄考述)

六月四日、大との様・ゆふき殿・だてどの御一所に、殿下へ御こしなり、くすのこはこ、平右衛門にかはせる。

平右衛門は、淺草平右衛門町の名主村田平右衛門の祖なり。當時内藤氏に從て關東に來りて、其の先導、及び江戸地割等の事に與りしよし。村田本姓は三枝、濱松の人なり。(天正日記)

六月六日、江戸の事いろいろ仰出さる。庄兵衛めしつれ、平右衛門・平八郎・くら助三人にて、内内江戸へ下る。よつや五郎兵衛方へ。(天正日記)

八月朔日、かのえうま、はれる、いちげ迄、藤兵衛・權右衛門おむかひにて、忠右衛門いろいろ書付出す。八半時、貝塚へ御着、御膳被召上、七時過御入城、めでたき申ばかりなし。御供の衆小屋わり。(天正日記)

村田平右衛門家譜云、天正十八年八月朔日、御案内相勤御目見、辰刻御着二本榎徳明寺、未下刻貝塚増上寺入御、被獻御膳、七時過御入城之節御目見得。云云

廿七日、山中山しるどのよりあん内あり、江戸とすがと御とりかへの由。(天正日記)

昨日は嶽南の領主、今日は關東の大名、家康が移轉の趣は概ね此の如きなり。而して江戸城當時の現況は、巳に述ぶるが如くなれども、之を落穂集に見れば、更に悉しきものあるなり。

土居大炊頭殿家老大野知名のものがたりを承るに、御入國の節、先城主遠山が家作どもの儀は不三申及二三丸外郭に有之候家作まで、其儘にて残り有之候を以て、當分御城内に於て、家屋に御事の缺申儀とは無御座候となり。然れども、御城内の家に、こけらぶきと申候ては一ヶ所も無之、ことごとく日光そぎ甲州そぎなどを以てとりぶき致し、御臺所はかやぶきなり。手廣く有之候へども、殊の外なる古家にて、御玄關の上り段は、船板の幅のひろきを二



段にかされ、板敷と申儀も無之、土間にて有之候に付、本多佐渡守、これはあまり見苦敷儀に候、他國よりの御使者などもなくては叶ひ不申候、責ては御玄關廻りをば、御普請仰付られしかるべしと申上候へば、其方はいはれざる立派だてを申すとありて、御わらひあそばされ、御家作の儀には御構ひあそばされず。御本丸と二の丸との間に有之候堀を埋立て、御普請を御いそぎ被遊候と。云云

關東御入國遊ばされ候節、郷村の百姓共の儀は、目もあてられぬ有様にて、其所の名主長百姓たりとも、家内に床を張り、たたみを鋪きたる家としては、一軒も無之、男女ともに、身に布子と申すものを着し、繩の帯を致し、藁にて髪をたばれたるものばかりの様子有之候よし、其の時代の老人のものがたりを、我等承りたる事にて候。云云

更に又、續武家閑話を見れば、斯くなり。

關東八州被進ゆゑ、十が九つ、小田原・鎌倉の内に御在住可有と申けるところに、秀吉と有御相談て、武州江戸に御在城とありしかば、諸人驚きける。此時の江戸といふは、東ことごとく潮干潟の菅原にて、なかなか屋敷といふことは、十町とも可割付ところなし。西面は又、廣大の壹原武藏野に續き、いづくといふしまりなし。其上、一國をも領せし人の居城にてなきゆゑ、城は、今の御本丸中の御門より内ばかりなり。西丸とただ今の二曲輪にて、尤も疎畧の體なり。なかなか八州の太守の居城とは見え。云云、權現様、八月朔日、從小田原御進發、江戸に赴かせ給ふ。さて當城・假殿閣・經營ありて、九月十日に御城に移り入らせ給ふ處、まづ御旗本の輩には、小身にて、地形其勞なきがためにとて、則ち御城の西北を、内藤金左衛門・天野清兵衛を以て地割あらしめ、岡の土を引下して谷を埋め、不日に成就しけるゆゑに、則ち大番衆拜領す。云云

而して岩淵夜話別集は、又曰

關八州、家康公領地となり候得共、御在城の儀は、未何方共不被仰出、去に依て、御旗本の諸人積りに、十人に七八人迄は、相州小田原と推量仕る。其内二三人も、鎌倉にて可有御座か杯と申衆も有り。然る所に、秀吉公と相談の上にて、武州江戸を御居城と被仰出。諸人手を打て、是は如何にと驚く。子細は、其時代迄は、東の方平地の分は、爰も彼處も沙入の蘆原にて、町屋・侍屋敷を、十町と割付べき様も無く、扱又、西の方は、渺渺と菅原武藏野へ續き、何所を縮りと謂ふべき様も無し。御城と申せば、昔より一國と持つ大名の住たるにも非ず、上杉の家老太田灌漑齋、始て繩を張りて取立て、其以後、北條家の遠山住居せしなれば、城小さく堀の幅も狭く、門塀の體まで、中中淺間敷様子なれば、關八州の太守の御座城と可罷成様體とは、人人不存寄道理なり。然るに段段御普請を被仰付、旗本小身衆は、地形も手間を取らぬ様にと被仰付、御城より北西に當り、大番町逆、最初に屋敷割を被仰付。誠如積岡の土を引ならし、谷を埋め上候故、普請の手間許なり。次に、川筋に、水除・沙除の土居を築き、葭原を立て、處處に船入を堀り川を開け、其土を以て地形を上げ、惣町屋を割被下。夫より段段に、諸大名居屋敷を御渡被成。其後天下の御座城となり、日本國の貴賤寄集り、家居を成すに付て、上下の屋敷取廣大に成と雖も、畢竟江戸中にて、本田の潰れは少しにて、大方は野方海を以て事濟也。就中、江戸中へ天下の人民入込申に付、田畑の養ひ自由なれば、往古より蘆のみ生じたる武藏野の原上も上畑に開き、新に百姓の家居と爲し、村里數限りも無し。然らば、御城内より、大名屋敷・町屋敷・寺社へ掛けて、大分の地形の様子なれども、田畑の廣まり候ひし事十層倍なり。如此損徳なども、賢慮に洩る儀一つも無く、當時天下の貴賤入湊うても、何に一色事缺る儀も無之、諸用足り候へば、萬民居住仕安し。右百年以前、關東御入國の砌、江戸の様子承りて考見候へば、今如此都に罷成様子には不被存、然るに蘆野・茅野の時に、後後末末繁昌の地たるべきと、御下墨被成大神君の御賢慮奉感も愚か也。

増訂武江年表云、今年八月一日、台駕はじめて江戸の御城へ入らせ給へり。そのころは、御城の邊、葦沼沙入等の地にして、田畑も多からず、農家寺院さへ所所に散在せしを、慶長に至り、始めて山を裂き地をならし、川を埋め溝を掘り、士民の居所を定め給ひしより、萬世不易の大都會とはなれり。しかりしよりこのかた、萬民干戈の危きを忘れ、鼓



八朔

腹して娛みを極め、泰平の御恩澤に浴し奉るのありがたき事、申も中中おろかなるべし。(中古より、八月一日を田の實と號して、佳節とす。わけて今年御打入、八月一日なるゆゑ、毎年八朔の御祝儀、五度の佳節と等しく、御嘉例となりしとぞ) 事跡合考に、御入國の後、不日に行徳の鹽を江戸へ運送の爲、彼地より船路を掘らしめ給ふ。是今の高橋の通なりといへり。(天文より元龜のころは、行徳より小田原へ鹽の年貢を納めしよし、彼地の口碑に残れり。)

秀吉の凱旋沿道傳馬の準備

と江戸の當時の状況は、此等諸説を綜合して知るべし。○關白秀吉、凱旋の期近きに在るを以て、徳川氏の家人松平康貞に命じ、領内の傳馬人足を準備せしむ。沿道の將士みな此命に接す。

佐竹義重并令上洛候條、傳馬百疋、人足三十人申付、領分中儘可送届候、宿等入念可令馳走候也。

天正十八年八月朔日

秀吉

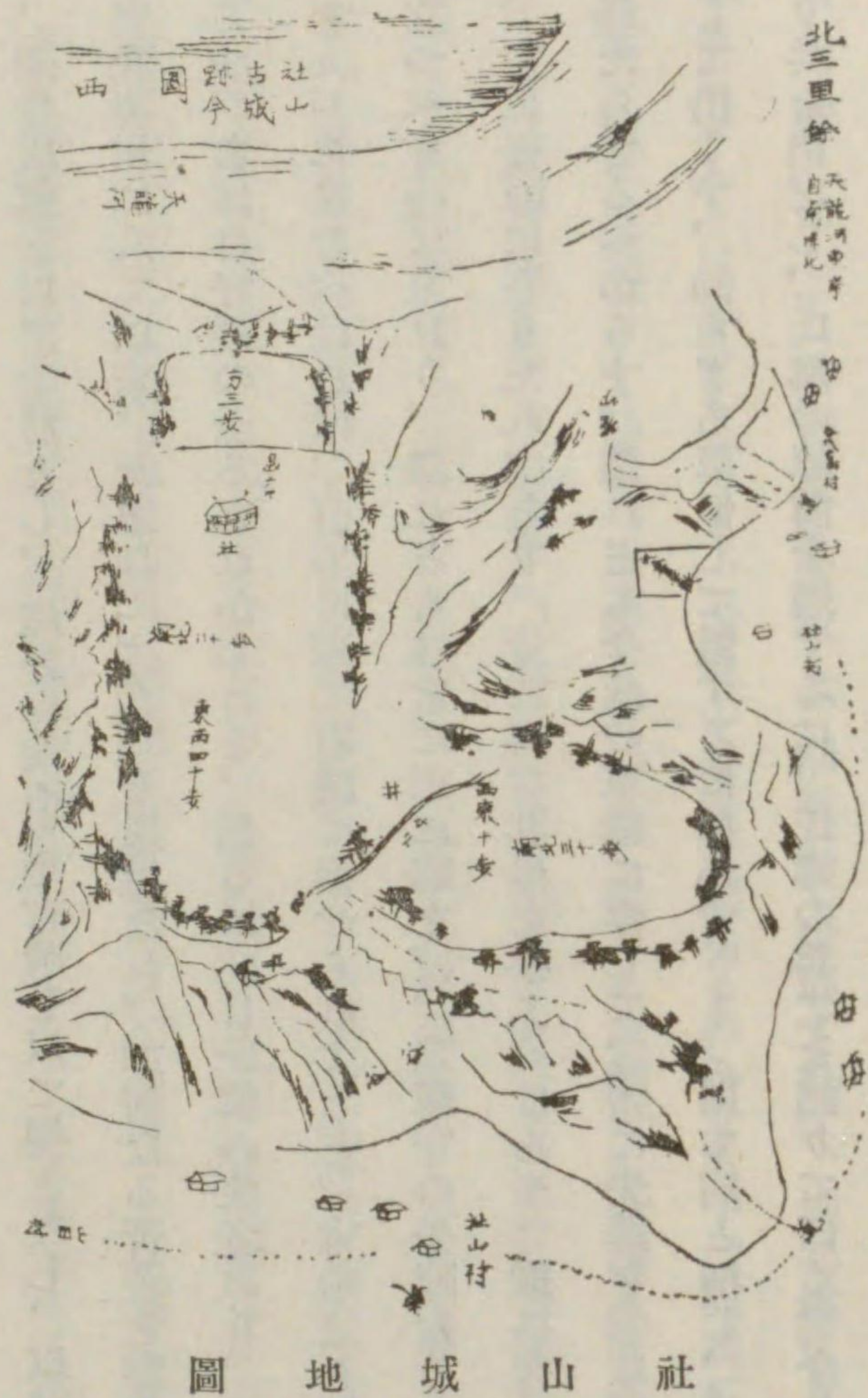
松平新六郎殿

二侯城を墮つ濱松の榎門  
玖延寺社山廢城

此時秀吉は、加藤遠江守を使者とし、駿・遠・參の諸城に、命を傳へしめて曰く、諸城未だ入替らぬ所多かるべし。今度徳川家舊領は、残らず差上げられたる事なれば、未だ引拂はぬ城共も、殿下御歸路の御宿城となれば、城代共其の用意して申上ぐべし云々と。○此日、遠州二侯城を墮つ。二侯村は、これを以て大に不祥となし、以後八朔を祝せずといふ。二侯城門を移して濱松城に建つ。所謂惠乃木門是なり。此に於て、二侯城主大久保忠世小田原に移る。忠世小田原に移る時、二侯の近隣阿藏村玖延寺の住僧、勅特師白洲嚴龍和尚も從て移る。因て玖延寺は、龍播・桂梵・洞雪・龍圓等の各長老こもも宿住すといふ。思ふに、社山の廢城も

堀尾吉晴九戸亂に功あり

此頃なるべし。○四日、遠州濱松城主堀尾茂助吉晴、奥州九戸に戰て大に功あり。關白秀吉、感狀を附與して其功を賞す。曰く、



今度奥州九戸之名城、雖有<sup>リ</sup>所<sup>ニ</sup>楯籠<sup>ニ</sup>之剛兵數多<sup>ク</sup>、以<sup>テ</sup>其方一身之覺悟<sup>ヲ</sup>、即時<sup>ニ</sup>乗捕<sup>ル</sup>、首數七百五十到來、悦<sup>バシク</sup>、思召候。今般陣中第一之手柄、寔<sup>ニ</sup>可<sup>キ</sup>爲<sup>ス</sup>日本無双之剛之者<sup>ト</sup>也、仍<sup>テ</sup>感狀<sup>シ</sup>如<sup>レ</sup>件<sup>ト</sup>。

天正十八年八月四日

秀吉(判)

堀尾茂助殿 (太閤記)

九戸の亂

奥州盛岡城主を南部信濃守信直といふ。其の叔父に、九戸修理政實といふ者あり、九戸・二戸の内一萬石餘を領せしが、竊に篡奪の志を蓄へ、事を信直を恨むに託し、九戸郡九慈の九慈備前・櫛引の櫛引河内、及び七戸彦三郎・大場四郎左衛門・大里修理等を説て黨となし、二戸郡宮野に據て反し、二三萬石を押領せり。此

事

蹟



に於て、閉伊郡遠野・大槌・九戸・種市・二戸郡姉帯根・曾科等にも一揆勃發し、九戸に響應して、共に信直に反けり。信直の將八戸彌六郎、信直の族南遠江守長義等、之を攻めて敗れ、信直逃れて田野に退き、逆徒ますます猖獗なり。先に秀吉の小田原を征するや、信直小田原に至て、秀吉に調して降を納る。是れを以て、秀吉之を救はんと欲す。是れ先に小田原より兵を發して、奥州に向ひし所以なり。去る二日、秀吉命を傳へ、蒲生氏郷を以て主將とし、淺野長政・堀尾吉晴を以て援となし、以て信直を救はしむ。吉晴嘗て以謂らく、「我奥州に入て以來、安逸日に次ぐこそ遺憾なれ。如何なる苦辛を嘗むとも、武勇の名を得ずんばあるべからず、あはれ好機の至るあれかし」と。然るに此日氏郷の使者あり、吉晴の陣に至り告げて曰く、「明日、軍を九戸に進むべければ、直ちに來て軍議に參せられよ」と。吉晴之を聞て、心竊に計て以爲らく、「我が功を立つべき時は至れり。然れども尋常に軍に臨まば、飛驒守の先陣たるは明かなり。我今日に至て功なきも、常に後陣に在りたればなり。豈に再び其愚を學ぶべけんや。縦ひ幾分は非常の事を爲すとも、今は必ず先鋒たさるべからず、然れども今此の軍議に參して、密に先鋒を争はば、是れ軍法に背くなり。寧ろ病と稱して出でず、知らざる眞似して魁するに如かず」と。則ち病と稱し、使者を見ずして歸らしむ。因て夜半より兵を出だし、氏郷の陣前を過ぐるに、氏郷の兵之を遮りて曰く、「今日の先陣は飛驒守なり。我に先ちて進まんとする者は誰そ、無禮なり」と、互に言争ひて、容易く通過すべくもあらざれば、吉晴自から先陣に馳至り、眼を怒らし大喝して曰く、「今日、先鋒の命は我が奉ずる所なり。汝等何をか知らん、後るれば咎あらん、早く進め」と。叱咤士卒を指揮して進みければ、氏郷の兵も拒み難くて通しけり。吉晴は之を見て、

計成れりと喜びつつ、汗馬に鞭ちて進みけるが、九戸に到りしは辰刻なりき。吉晴は、是より直ちに陣を布きて敵に備へけるが、城兵も亦直ちに之を認め、猶豫なく足輕を出だし、盛に之を銃撃せしめたり。堀尾の先鋒は謀る所あり、殊更に弱を示して戦ひければ、城兵ますます勢を得、兵を益して防戦するを、時を計て突入し、暫くにして二三百人を斬殺し、咄喊して猛進すれば、城兵遂に支へず三丸に退く。堀尾勢は、初め一旦攻にせんとは思ひしかども、城地の要害堅固なるのみならず、城兵には勇士多く、弓銃手も其技巧にして、放つ矢に虚箭なしと聞き、仕寄を作つて、徐ろに攻撃せんと謀りける。城中は斯くとも知らず、議して曰く、「今日敵は弱を示して包圍し、我兵の多く出づるを待ち、急に咄喊して馬を馳入れし謀は、實に侮るべからざるものあるなり。是を以て思へば、今夜また襲撃せずとも計り難し。如何はせん」と、殆ど爲す所を知らず、婦女童幼は惶惑して泣かんばかりなりき。援兵の士等之を見て曰く、「戦はずして敗を知らば、寧ろ和睦を議するに如かず」と、遂に笠を出して其意を示せり。堀尾勢之に力を得、急に橋梁埋草などを整へ、今夜襲撃せんと口口に罵りければ、和議の爲に來つる城兵等、之を見て益々驚きぬ。暫くにして日暮れぬれば、血氣の兵等三丸に侵入し、関を上げて號呼したるに、三丸なる多くの城兵は、いよいよ怖れ惑ふを、堀尾勢は機に乗じて奮撃し、或は殺し或は捕へて殆ど竭せり。本丸の兵之を見て又恐れ、五人十人づつ、服を變じて逃出づるに、止むる者もなければ、廳て悉く逃げ失せぬ。三丸の堀尾勢等、やがて二丸に討入りけるに、已に半ば遁れ出でたるなりけん、多くもあらず。殘兵に謂て曰く、「汝等斯くて在らば皆な死せざるべからず、然れども、今本丸を取て渡さば悉く死を免さん」と。殘兵等、本丸に人なきを知れば、則ち答へて曰



八幡宮の  
樓門

く、「若し果して然らば質人を出せ、必ず取て遣はすべし」と。曰く、「質といふ勿れ、寧ろ誓紙を贈らん」と、誓紙を與へ、本丸を奪て後、殘兵を敷き、一人づつ召して首を誅し、又三百餘級を得たれば、合して七百五十級となれるなり。因て丹波甚太郎・下方新八郎を使者とし、首を送て秀吉の陣に至らしむ。秀吉之を見て大に悦び、賞するに此感状を以てせり。(太閤記) ○十二日、徳川家康命を中井大和守に下し、駿州有渡郡八幡村八幡宮の樓門を建築せしむ。因て朱印を附して神領を寄す。此書長く神主主膳の家に藏す。社領二百五十石。社地、東西二百八十間、南北六十間許ありといふ。(社記) ○十五日、徳川家康命じて、樽三四郎をして、駿府各町の支配たらしむ。三四郎は名を康忠と稱し、本姓は水野氏、水野忠政が七男、忠頼の子なり。長篠の役、酒樽を家康に献じたるに、家康又これを信長に献ず。信長飲みて甘しとし、且つ此日三四郎は、勝頼が麾下の士、松下金太夫を討取りければ、信長大に其功を賞し、氏を樽と改めしめしといふ。

駿府町司  
樽三四郎

遠州町司

(徳川實記) 三四郎の家は、子孫代代、家康が賜ふ所の青貝柄の鍵一筋を傳へて寶となす。(家記) 三四郎は嘗てより、寛八右衛門と共に、遠州の町司たりしが、今又駿府町司となりしなり。三四郎は、後また江戸神田の玉川水道の事、並に東國榭の事をも司れりと云ふ。○十八日、三州深溝の城主松平家忠、參州より來て、遠州荒井に到り宿す。蓋し徳川家の臣屬等、悉く關東へ國替となるべきにつき、家忠も家事引纏めのため、去る五日江戸より浮溝に歸りしが、今また關東へ下るなり。家忠その日記に書して曰、

松平家忠

十八日、雨降、關東へ、荒井迄越候。  
廿二日、ひる迄雨降、吉原迄越候、興國寺におき候女共、去廿日に小田原へこし候。

秀吉清見  
寺に宿す

斯くて家忠は、廿六日江戸に着せしが、即日忍城主に封ぜられし由、其の日記に見えたり。○二十日、關白豊臣秀吉、東征より歸り、駿州清見寺に到り宿す。初め秀吉小田原城を滅し、小田原に在て、戦後の政を爲すや、偶、九戸の亂を聞き、直ちに進みて之を討ぜしが、此月十日全く之を平定し、十一日歸路に上り、今日此に至りしなり。此時、清見寺の長老大輝和尚は、禪刹の正宗を繼ぎ、凡俗を超越したる、高德の智識と聞えければ、秀吉深く其徳を慕ひ、召出して風雅の友とし、互に和歌・連歌など詠じあひて、終宵歡を盡せりといふ。小序あり、一讀以て當時を偲ぶべし。

清見寺和  
歌序

東夷征伐のため、天正十八年三月の初つがた、都を立ゆきて、駿河の國清見寺に至りぬ。かの地の風景奇絶にして、殊に三保松原・由子の浦の月、富士の根の雪、眼前の眺望誠にも其興淺からず。庭前の青葉がくれの花の色もめづらかに、なにくれと駕をとどむること五六日、夫よりひがしのゑびすたひらげ、みちのくのおくまで行めぐり、心のごとく國民をしたがへ、かへるさになりて、八月廿日あまり、またかの寺につき侍りければ、當寺の大輝長老、禪刹の宗旨をつき、凡俗ののがれたる心ざしを感じて、書院の交にめしくはへてかたらせ侍りぬ。彌生に見し花の梢などやうやう紅葉して、かの能因がかすみとともに出しかどの歌おもひあはせ、一首を残し侍る。

清見寺ゆくてにうつる花の色いくほどもなくもみぢしにけり  
又かの浦の眺望を、  
名にしおふ田子の浦浪立かへりまたも來て見むふじのしら雪

(南畝秀吉・柯山隱筆)

又清見寺懷紙には云ふ、

清見寺ゆくてに見つる花の色いくほどもなくもみぢしにけり

事蹟



清見瀉花の春こしかへるさは浪の關もるもみぢなぞ見る

此時又、清見寺に朱印を給せらる。

當寺領の事、如<sup>ク</sup>當知行<sup>ノ</sup>不可<sup>ラ</sup>有<sup>ル</sup>相違<sup>ニ</sup>之條、全<sup>ク</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>ム</sup>寺納<sup>セ</sup>者也。

天正十八年八月廿日

秀吉

駿河國 清見寺

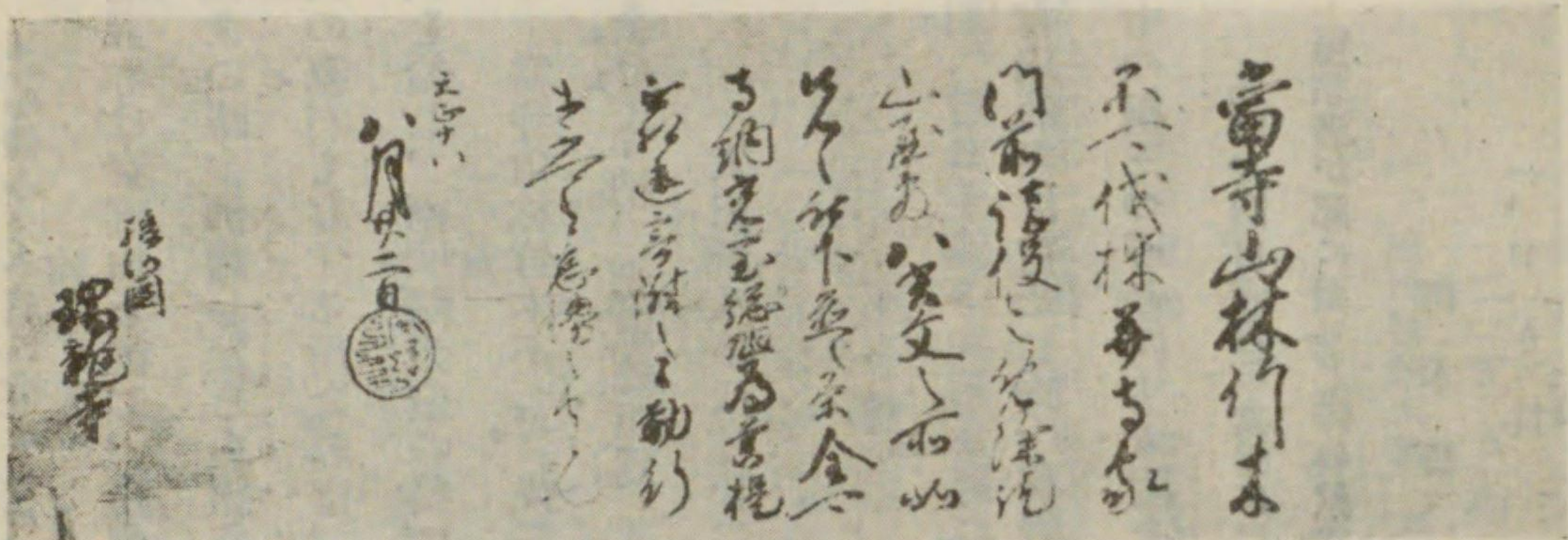
(古老茶話・關八州古戦録)

秀吉井宮に宿す

本多重次拒みて秀吉を入れず

○二十二日、關白秀吉清見寺を立ち、井宮瑞龍寺に着す。駿河の新守護中村一氏、厚く之を饗す。先に加藤遠江守の、駿・遠・參地方に至り、秀吉の命を傳へ、宿城の事を議するや、十九日駿府城宿泊の由に定まり、其旨を駿府城にも達しける、當時家康は既に江戸城に入りしかども、駿府は未だ受授の儀行はれず、依然として本多作左衛門重次城代たりしが、答へて曰く、「當城は徳川家の本城なれば、徳川家の妻子も、家中諸士の妻子も、今なほ此の城中に在りて、不肖ながら作左衛門城代として預る所なり。惟ふに、徳川家は、今度八州の地に所替へになりたりとはいへ、八州の諸城は、皆な兵亂荒廢の後にして、未だ婦女子輩安居の地を得ず、遲遲として此に在るなり。然るを今直ちに是を明渡さんとせば、勢ひ徳川家主従の妻子を、郊野に捨てざるべからず、併も尙ほ、敢て此城に宿せんと欲せば、宜しく我が大納言の書を携へ來らるべし。然らざれば命に従ひ難し」と、敢て動く色なし。遠江守曰く、「否な、爾く急に此城を明渡せといふにあらず、唯、殿下凱旋の途次、一夜の宿陣に貸させ給へといふに過ぎず」と。重次なほ従はずして曰く、「是亦大納言の命を待たざるべからず、彼の恐るべき猿面冠者は、如何なる詐謀を運らすも知るべからず、商鑿

本作整居



豊臣秀吉寄進狀 (瑞龍寺所藏)

遠からず、織田信雄に見よ、洵に哀むべきことならずや」と、遂に聽かず。やがて秀吉の近づくを見るや、塀櫓に士卒を配置し、城門を閉ぢて堅く守らしめ、後日の罪科は我一人當らん、汝等毫も恐るること勿れとて、兵備を嚴にして待てり。秀吉は此に到るに及び、殊更に之を知らざるが如く、城下を通過し、軍容整整として、井宮村瑞龍寺に入りけるが、家康江戸に在て之を聞き、大に驚き且つ懼れ、榊原康政・本多忠勝二人を遣はし、秀吉に謁し、謝せしめて曰く、今度作左衛門が無禮の舉動は、我等の毫も思ひ及ばざる所なり、願くは殿下寛大の思召を以て、之を寛典に附せよ」と。秀吉曰く、「作左衛門は、田舎武士の意地強き者と見えたり、大納言に對して、何ぞ挾む所あらん、作左衛門は、留守に適したる侍なるかな」と大に稱讚し、二人には引出物引きて還らしめけり。然れども作左衛門の禮なきは、此の一事に止まらざれば、家康も秀吉に憚る所なき能はず、遂に上總國小井戸郷に整居せしめ、三千石を附して、厚く老を養はしむといふ。(藩翰譜)

一説、秀吉、重次を恚むこと數年、天正十八年七月、家康に謂うて曰く、「重次我に禮なし、蓋そ我が爲に罰せざる」と、家康已を得ず之を廢黜せしが、後



之を憐みて小原に潜ましめ、邑三千石を食ましめ、鷹を賜うて老を養はしむ。(落穂集・國史實錄)

瑞龍寺  
旭御前の  
追福

瑞龍寺は泰雲山と號し、駿州曹洞宗の、七ヶ寺に數へられたる古刹にして、秀吉の妹、家康の室なる旭御前在世の時、佛詣したる由緒あるより、其の死後、分骨を此地に納め、靈屋を營み、改めて此寺の開基とし、其の墓石も存する所なれば、秀吉も今ここに宿しては、追懷の情堪へがたきものありけん、住僧を召して寺領を給し、南明院光室の爲に追福を修めらる。南明院は旭御前の法號なり。

當寺山林竹木不可伐採、並寺家門前役令免除、畢、山屋敷八貫文之所、如前前被下置候條、可令寺納、光室總旭爲菩提、無相違寄附之間、勤行不可有怠慢之者也。

天正十八年八月廿二日

秀吉 (朱印)

駿河國

瑞龍寺

(古老茶話)

秀吉の膳

秀吉瑞龍寺に宿せし時、食膳に用ゐし折敷は、今も尙ほ存す。即ち蝶足の折敷にして、徑一尺二寸、高二寸、五七の桐三つづつ四方に附きたるものなり。

此時、關白秀吉の食膳には、如何なるもの上りしか、今知るに由なけれども、此後天正廿年十月三十日、博多の神屋宗湛が邸に至りし時の献立を見れば、やや類推し得べきか。

御本膳

すぎの四方

あさぎ椀

白筋

一、やき貝

一、御汁

みそやき雑話入て

一、ふれりみそ

一、御飯

二、すぎ四方

あさぎの椀 (かはらけ)

一、鱈焼物罍土器 同もり合せ

一、榮 蝶 いちもち

あさぎの椀

一、鵜 やきて

一、御汁

雁に度入て

御菓子

すぎふらたか 四方にすゑて

松露

椎茸きんざん

(宗湛茶會献立日記)

因に、之に、文祿二年正月廿一日、徳川家康が宗湛が宅に赴き、茶會の饗應にあづかりたる、献立表を併せ

膳 上流の食

見ば、粗ぼ上流の食膳を窺ひ得らるべし。

本膳

木具足打

黒椀

一、鉢子にふ (鉄)

一、汁 くだら

一、づつ皿 こかせめ

一、飯

二 木具足打

一、つば皿にしかあへて

一、飯

一、いりこぶ

かうの物か 飯として

一、つば皿にせりやき

一、飯

御茶の時に、重箱に

豆腐四半椎 並にちめて

同夜話成て御湯漬あり

ぬりやしき

本膳

ぬりやしき

一、味噌 板に付て

四半にきりて

一、蕨椎茸

かうの物

一、味噌 板に付て

四半にきりて

二 羊のあつめ汁

御菓子

しひたけ

事 蹟

(宗湛茶會献立日記)

事

蹟



宗湛は、家康の茶友にして、又紳商なり。秀吉・家康等の寵を得たるより想へば、又軍事上の関係も、多少ありしにはあらざるか、そは兎まれ、更に三百石取武人の衣食を聞かば、當時に於ける上下武人の、生活状態を推知するを得む。

武人の生活状態

おれが親父は、知行三百石とりて居られたが、その時分は軍が多くて、何事も不自由な事でおじやつた、勿論用意はめんめんたくはへもあれど、多分朝夕雑水をたべておじやつた。おれが兄様は折折山へ鐵砲うちまゐられた。其時は朝菜飯をかきぎてひるめしに持れた。その時に我等も菜飯をもらうてたておじやつたゆゑ、兄様をさいさいすめて、鐵砲うちにくとあれば、うれしうてならなんだ。さて衣類もなく、おれが十三の時、手作のはなぞめの帷子一つあるよりほかにはなかりし。そのひとつの帷子を、十七の年まで着たるによりて、すねが出て難儀であつた。せめてすれのかくれるほどの帷子ひとつほしやと思つた。此様に昔は物事不自由な事でおじやつた。またひる飯などくふといふ事は夢にもないこと、夜にいり夜食といふ事もなかつた。今時の若衆は、衣類のものすき心をつくし、金をつひやし、食物にいろいろのこのみ事めされる。沙汰の限なり。云云（おあん物語）

毎飯、不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>三合米、菜羹一杯、魚膾、醬膏、數三品<sub>ニ</sub>而已、膾亦<sub>レ</sub>脆硬、如<sub>二</sub>小指大<sub>一</sub>、一<sub>レ</sub>椀只盛<sub>二</sub>五六條<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>醋和<sub>レ</sub>之、飯後、例<sub>レ</sub>飲<sub>二</sub>酒兩三杯<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>小倭稻、饒喫者<sub>一</sub>、則亦不<sub>レ</sub>輟<sub>二</sub>飯後酒<sub>一</sub>、故市上最高<sub>レ</sub>醋<sub>レ</sub>酒、一日用<sub>二</sub>三朮飯<sub>一</sub>、卒後、則例<sub>レ</sub>喫<sub>二</sub>兩朮<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>役作<sub>一</sub>、然後喫<sub>二</sub>三朮<sub>一</sub>、但將官外、皆用<sub>二</sub>赤米<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>飯、形如<sub>二</sub>羅麥<sub>一</sub>、而色似<sub>二</sub>蜀黍<sub>一</sub>、殆不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>咽、蓋稻米之最惡<sub>レ</sub>者也。（日本往還日記）

八幡

と見えぬ。さて農夫町人の食は如何にありけん、未だ詳にせずと雖も、武人の食膳已に如此とすれば、下民の食は之に比して、尙ほ數等劣れるは、想像するに難からざるべし。○此日、駿州有渡郡八幡村八幡宮、

智満寺由緒

志太郡千葉村千葉山智満寺、駿府惣社新宮等、秀吉より朱印を附與せられしもの少なからず。智満寺の朱印に曰く、

駿州志駄郡智満寺領事

如<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>當知行<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>寺納<sub>一</sub>、然上者修理勤行聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>怠慢<sub>一</sub>候也。（秀吉朱印）

天正十八年八月廿二日

智満寺（駿河志料）

智満寺由緒に云、

神護景雲年中、廣智比丘諸國を行脚して、大堰河の邊に止宿り、其夜嘔吐を攀ちて、一の山上に至れば、香氣薫じて



千手觀音（寶國寺藏）

天樂の聲亮に、又、光明映發せしが、光中に千手觀音の靈像、および四衆八部の眷屬圍繞すと夢みけるに、覺めて後、空中に金色の流あり、東北に大山あり、巔に五色の瑞雲變幻たるを見、廣智ますます奇怪に堪へず、河岸に循つて山上に至れるに、山上一草庵あり、内に白髮の老人居て、千手の神咒を誦するなりけり。因て近づきて其名を問へば、答へて曰ふ、我名を千手居士といふ。先に南海の補陀落山より來り、此處に居ること既に二百餘歳、以て汝の至るを待つこと久し。我先に行基に靈夢を告げて、千手の像を彫らしめしが、其像こそ寔に此地に

縁あるなれ。汝急に帝闕に往いて此旨を奏し、奉じ來つて此處に安置し、以て末代濁世の衆生を救ひ、永く正法弘通の



地となすべし。我また汝の所行を助護せむと、云ひ畢つて忽ち光を放ち、南に向つて飛去りぬ。因て、廣智は是より帝京に上り、寶龜二年正月、諫議大夫藤原冬嗣を以て、此旨を奏しけるが、時の御門光仁天皇叡聞ましまし、則ち彼の靈像を廣智に與へ、智滿寺の號を勅許あらせられ、御願所と成し給へりと。云云（由緒）

有渡郡八幡社朱印

是れ、智滿寺に傳へらるる、創建の概略なり。又有度郡八幡社の朱印には云、

社領事、家康寄進、當知行任ニ帳面ニ如ク有來、不レ可有ニ相違ニ之條、全ク可レ令ニ社納ニ候也。

天正十八年八月廿二日

駿河國有渡郡

八幡宮神主中

民部 太輔

惣社新宮朱印に云、

社領事、家康寄進、當知行任ニ帳面ニ如ク有來、不レ可有ニ相違ニ之條、全ク可レ令ニ社納ニ候也。

天正十八年八月廿二日

（朱印）

駿河國府

淺間惣社僧神主中

（駿河志料）

駿州諸城主

○中村一氏は、此時より府中を定めて、自ら居城とし、弟彦右衛門一榮を沼津城に、老臣横田内膳村詮を田中城に、川毛惣左衛門を興國寺城に、横田隼人を小芝城に置き、以て各、堅く守らしむ。隼人は横田内膳の

田中城主高力清長の妻

第三子なり。○廿三日、關白豊臣秀吉瑞龍寺を立ち、田中を過ぎて西上せり。田中城は、高力清長の守る所にして、清長の妻子等尚ほ在城したりければ、堀田若狭守一氏命を蒙り、城に入て清長の妻を見、秀吉の命を傳へて曰く、「清長は、今度家康より、武州岩付の名城を與へられたれば、汝等も尋で、彼地に赴くべし」と賀詞を述べ。清長の妻、躬から銚子を取り出で、盃酒を進めて之を謝せしが、是ぞ後の恒例となり、毎年清長の妻より、土杯を秀吉に献ずといふ。世に傳ふ、秀吉は、此の途次、故郷尾張の中村に立寄りけるが、秀吉は、當時三州岡崎を留守せる、吉川廣家の送れる、三百五十頭の乗馬中より擇び出でたる駿馬に跨り、栗栖十兵衛武格といふ舍人を従へて至りしが、至れば廳で郷中隈もなく蒐け廻り、爰は我が故郷なれば懐しく思ふなり、昔に引替へて、民の家居も賑はしく、能く住付きたる體に見ゆ。是れ我が政道の正しき驗ぞと云はれきと。（陰徳太平記）○廿五日、豊臣秀吉、駿府城主中村一氏に命じ、天龍川の通船を管せしむ。

天龍川通船

遠州天龍之川尻より、木瓦積上候舟之事、駿州諸浦之舟内、五端六端帆四十艘申付、彼浦へ差遣、羽柴修理に可ニ相渡候、加子飯米も修理手前より可ニ下行旨被ニ仰付候條、無ニ由斷ニ申付可レ遣者也。

八月廿五日

（朱印）

中村式部少輔どのへ

江尻城番 蓋し大佛建立の擧あるに因るなるべきが、天龍材木をも、其用に充てられしものか。○此月、江尻城番西郷孫九郎家員止め、松平主殿助家忠替て警衛す。○九月一日、關白豊臣秀吉、京師に凱旋すといふ。惟ふに、應仁以來、天下大に亂れ、英雄豪傑諸國に崛起し、各地に割據し、嶋を負うて相撃つこと百餘年、上下塗



關白京都凱旋

炭に苦みしに、此に至て海内始めて一統に歸し、政令一途に出づるに至れるは、未だ武家の潜越を禁むる能はざれども尙ほ悦ぶべし。傳へ聞く、此日關白が京都凱旋の状は、まことに目覺ましきものありて、百官有司悉く粟田口に出迎へしが、關白は、從征諸將の歸着するを俟つて、入朝すべき旨を四日に至て奏聞せり。其後十一月三日、參内して復命せしが、此時朝廷には、白銀三百枚を献じ、准三宮以下にも、各、厚く献遺する所ありしといふ。抑も此の東征の、天下の人心を衝動したる様は如何にありつらん。

關白殿は只人に非ず云々、扱日本國六十餘州鳴々迄、一圓御存分歸了。不思議……の事也。高麗・南燕よりも、御禮の使者罷越、京・堺に逗留る。妙希代云云。(多聞院日記)

此頃三河國に、菅沼五郎兵衛貞俊といふ者あり、戯文の體を以て、太閤が小田原征伐行軍の狀を記し、時時は七五の調を用ゐるなどして、行く先先の地名を、言葉につづくる所もあれど、概して軍容の盛大をのべたるものなり。さして史料の資となるまではなけれども、學者消閑の具にもと、拾收したるなり。

海道くだ

文錄四年正月廿日書<sup>スレ</sup>之、小田原御動座の折節に付て、いやしき言葉を用て、海道くだりをつづくる者なり。

夫吾朝は、わづかに六十餘州とは申せ共、およそ五十餘州は、太政大臣當關白殿源朝臣秀吉、たなごころのうちに納めさせ給ひ、萬つ何事におひても、御心になわせたまわすといふ事まします。然りと申せ共、ここに東海道の團扇、さがみの國おだ原のさとに、伊勢平氏のながれ、そうんといひし人に五代の末孫、今は北條の左京の大輔うちなをといふやからありて、くわんとう八しうをかたらひ、井の内のかへるの風情、普天の下にすみながら、天道をおそれず、わうほうをものはからず、ほしひまに振舞て、上落せざる間、秀吉 宣旨を蒙り、早參洛仕り候へと、使者をつかわさるといへ共、氏直承引申さず候ゆへ、宣旨をそむひて、國家にすむは朝敵にあらずやと、當今もげきりんな

され、關白秀吉も、朝威をあなづり申條、奇怪の至りとふくりうましまして、既に五十餘州の軍兵をもよほし、關東にむかつて、御動座なさるべしとて、ふれられける。

去程に、九州二嶋、四くくちうくくのつわものどもは、天正十八年む月のはじめつかたより、思ひ思ひに打立ぬ。扱先陣は、三河のかみとくがわ大なごんいゑやすとこそ聞えけれ。又、尾張守おたの内大臣たいらのおそんのぶかつ、貳萬よきにて、おなじきささらぎ十日に、尾張きよすを打立給ふ。同くあふみちうなごんひでつぐ、三萬よき、其外諸國の兵は、わがくにさとをうち立て、伊豆・駿河をもうち過て、武藏の野原、むらむらのところどころに陣をとり、けふもけふもとうちとなる。その家家のはたじろし、思ひ思ひの家のまく、野邊も山路も村さとも、思ひ思ひのいでたちは、心ことばもおよばれず。馬道具のけつこうは、筆にかくともよもつきじ。それもろこしのそのむかし、かううかうそのたなかひも、これにはいかでまさるべき。去程に、先陣のせいはいは、伊豆のくにみしまにや、<sup>四</sup>うがはらにとちんどりければ、後陣はいまだつのくにや、いく田こやのにささへける。去間ひでよしは、宣旨をたいし、軍兵を五十萬騎引そつし、同きやよい朔日の、比しも春のそらなれば、宮あたりのなどころは、にしひがし山せいすじ、地主ごんげんの花ざくら、ちりしく雪とさへ歸り、松吹風の音は山、ちもとの花にいとわるる、こすへ嵐の山ざくら、嵯峨うづまさのおぐらやま、おくはくらまのうす櫻、おはらしづはら大びへや、杉まにのこる雪までも、春のひかりのくもりなき、横川の水のかげきよく、すへひろさわの月かげの、もりてあまれるかたもなく、木木の梢の花までも、さきがけんとぞいさみける。花のみやこのなにしあふ、じゆらくの宮のうちとより、大うち山のかげ高き、雲のうへ人<sup>四</sup>ては<sup>四</sup>て、ときめく花のみやこをば、かすみながらに立出て、下らせ給ふ道すがら、名所舊跡さまさまに、<sup>四</sup>の<sup>四</sup>有様は、何とかたるとつきすまじ。水上すめる水鳥の、かもの河原を打過て、なみ白河を打渡り、君よりたまふ御はかせ、二字くにとしにくにしげや、ふるみのたちのあわだぐち、かすのたからをそむつみて、御はなむけにくださるる、やがてかたきをほろぼして、歸宅すべしと勅誥に、一首の御製かくばかり、

事

蹟



東路の春の小田原うちかへしたれまきそむる雲のうへ人

此御うたを三度まで、いただき給ふ秀吉の、心のうちぞゆゆしくて、すぐなる御代にあふ坂の、せき路の鳥も時のこゑ、つくりかけつつ行程に、たれまつもとにつきぬれば、てきをおふつのうらなみや、かたきをやがてうちでのほま、志賀からさきの松の葉に、つもりし雪もはるの日に、きゆるあわづの原よりも、勢多のからはし見たせば、のちしのはらの草枕、かりねの夢は程もなく、やがてさめがいかしはばら、風もばんばと吹しおり、いきおひかくる春さめの、ふるきのきばにもり山や、くもらぬ御代のがみ山、いざ立よりて見かみ山、ちかきあたりの山ざとに、たれそま木こるおのしゆく、たびのころものほころびを、ぬふすりばりのほそ道を、みちある君がときとてや、ひろきめぐみにあふみぢや、水もゆたかにすめるよの、たみのかまどもにぎわゐて、ゆききとまりのたび人に、幾夜もやどをかしはばら、いますこしあるしゆく過て、行あしびきの山なかの、道のほとりのせきたうは、すぎしときわのあとなれや、いぶきおろしの不破のせき、いたまの月ももらぬまで、こけむすばかりあはれて、とざさぬ御代ぞしづかなる。のがみの里のあばら屋の、のきのつらち日にそひて、とくるたるひのしゆく過て、尋ねる人にあふはかの、ちやうじやも今はなのみして、のぼりの邑はあかさかや、水よけにうつくいせ川、ちぎりむすぶのかみの宮、こいのさしみをすのまたや、おぐまがはらの松風は、琴のしらべにことならず。ざこをすくふかあるかの里、あきにあられどはき原の、露のたまへのさとすぎて、うゑんさなゑのたれをまく、黒田のあぜのほそ道は、馬よりやがておりつにて、草をかいづにのりはやめ、ゆけば程なくおわりなる、清洲の城につきたまふ、ここに五日の御在陣、やよひ十日と申には、水もきよすのさとをいで、熱田のおもにかけ渡す、こまのあしおとよるひろも、なるやまさきのいたこしや、あめにきて見るかさでらな、さしてゆけどもしほかせに、ぬるればやがて川さきや、何となるみのうらとなく、のりゆくこまにくつがけの、まつとしもなきあづまがた、さかい川をも打渡り、とふぞはじめてみかわなる、池鯉鮒八橋にゆきかゝり、さはのほとりにやすらいて、一首はかくぞゑいじける。

八橋のさはゆく水のあわれにもかたきのくびをかきつばた哉

敵をうたふのさとをすぎ、かどをいわふものふの、やはぎのしゆくにまとひして、いらぬ道具はこももに、のこしあづけておかさきの、やどをいづればおちこちの、たつきもしらぬ山なかの、しゆくにてそれをよぶこどり、日もながさわの道なれど、暮るればやがてあかさかや、やわたの宮をふしおがみ、こはいづくといかはの、しゆくのはとりにちんをとり、南を見ればおとにきく、波もたかしのはま風に、あらいついへば海士小舟、いそにさしくるしほみさか、思ひかけざるはしもとに、末しらすかのうら傳ひ、たななしふねはあやうしや、むかふてきをばいませの、あしわけふねにとりのりて、むらこしとしてゆくもあり。山路ながらもこなこそ、ほんざかなりと打こへて、人にゆくへをとうたうみ、手足にきるるひひさわの、ながれの末はなにしおふ、はまなのほしもなのみして、足にまかせていなさ山、こへてみかたがはらはらと、おりてひく馬の野を過て、はま松風もおさまれば、四海なみ風しづかなる。いけだのしゆくのちやうのなを、ゆやとはいへど足手をも、あらふひまなく打いそぎ、こまをはやめてかけ川の、しゆく過ゆげばにつさかの、わらびもちこそもへいでて、ひかる源氏の天將の、はいたる太刀のさやの山、又こゆべしとうたがたの、水にてみみをあらいては、よきことのみをきく河の、山のそなたはかなやにて、てきいる人ぞおおい川、しまだがたなをぬきつれて、かかればてきの武者いるは、あなしまにこそ成にけれ。せとのそめいひるかなれば、とこやまぶきのいるなるや、かたきと見ればさきかかると、ふちゑだのしゆく打とほり、同じおかべの松をさへ、其さと人にとひわぶる。かたきをやすくうつつやま、つたのした道たどりゆく、ひとすくぬなる十だんご、よき鐵砲のたまさかに、氣あけて渡るまり河、水の心もしらなみに、てごしさわたりあべかわら、わらしな川もおちあへど、冬にあらればこがらしの、森とや人のしらま弓、はるばるきぬるたびせいの、きつつなれにし物の具の、けひきの糸のおりをゑて、しづはた山のかみ風に、くわん八しうのてきどもを、むさしの原の草の葉の、露もたまらず吹はらい、みなかうみやうをするがなる、富士のたかねに名をあげて、水のみどりもあをやかに、さなへにまがふたこのうらに、うちいでみおの松原に、



清見湯  
薩埵坂  
富士  
浮嶋原  
興國寺  
三枚橋  
三嶋  
足柄山  
美濃守  
江川酒  
山中

たてならべたるやりどもの、ゑじりのはしをかけたし、なみのせきもりきよみがた、ふけゆく月はよもとめじ、わがくにさとへことづてを、ゆいの川原へいづれ共、人めしげさにさつたさか、ひとに心をおきつれつ、あたたか□□をかん□□りと、下戸も上戸も立まりて、のみにくわれてふるさとを、戀し許の富士河や、とけゆく雪のした水は、身にしみじみとうき嶋が、はらのしゆくより見わたせば、なには入江におふるてふ、あしとはいははじ何事も、皆よしはらのさとなれや、日もながくぼのしろじると、ちんじゆのへいも見へ渡る、諸人萬民しうじう人、たまりのふちをこうこくじ、こんと諸せいきんすをば、三まいばしと思ふなよ、百千枚もしらま弓、そうがはらりと打立て、せめかかるより程もなく、伊豆のみしまや浦しまが、あくるはこれのしろのぼり、お田はらさしてはいぐんする、あしたか山も見ぐるしや、あしがら山はからからの、いのち計のかうさんを、するが衆のてへわたすらん、にら山とても程あらじ、あめが下なるてつぼうを、ふりかかる程うちこめば、きてもたまらぬみのかみ、具足ぬぎすてざをくみて、腹はゑきらすみなれし、しろを渡していづのくに、ゑかわの酒によいのまの、うたたれなりしむつのかみ、兄弟ともにこゝかしこ、さがみまわらんむさんさよ、あしき所を足引の、山なかなかにしろにして、うき目をみつのあわのかみ、きゆる事こそあわれなる。ほうでうはりのうちなほの、はるばるとをきみちのくの、ちかの浦にもあらざるに、たのみだてこそおかしけれ。かせいはとてもでわのくに、もがみの川のことのはに、ういたるいしのながれすと、きけばはたらくことあらじ、あはれ佐竹の此よこそ、ささの一よのちぎりさへ、今はすゑ葉の露の身と、きへなん事も程あらじ、海の面を見わたせば、おに一口もおそろしきに、九鬼のあたけをはじめつづ、四國西こくちうこくや、うらしまじまのかいぞくは、いくせんそうもしらなみに、はたてがいを吹たてて、かぶとがいをかぶりつれ、さめざやまきのたちのうな、われもわれもとひつさげて、うらうらごに船をつけ、なみも共打あがり、ほうくわのけふりみちみちて、かまくらやみのことくなり。小田原ぶきのこやかけて、ろう城するとかいあらじ、やがてひやにてやきくづし、ひにひをかされてき心、ろうじやく共によりはて、そうんつきてつめばらな、きりやかすみの如くにて、そらのけふりときへはつる、うん

のはてこそむさんなれ。さて八州は残りなく、でわわうしうみだれいり、てきにあいすのけふりをば、まつくるかわとやきたてて、にぐるかたきをおふくま川、つぼのいしぶみあれわの松、あこやの松の月をみて、あさかのぬまのかつみ草、うつをいくさのよろこびや、つがるかつふやそとのはま、てきをうとふもやすかたの、とりこめらるるあわれさよ、あだちが原のしらま弓、ひくかひもなきものふの、やたけ心もよわよわと、こはぎみだるる宮城野や、あきたさかたのうらめしく、みやこしのぶのすり衣も、人の心はたけくまの、まつとはいへどあしおそき、ともなばたれもまつまいや、えぞがちしまもちかのうら、よろこぶのみあやのこす、むかしちやうじやのなをのこす、ひでひらいづみわきいでて、夏はすすしきころも川、たかだちなればうりかふも、さやつまりたる心ちすれ、なごりおしまや松嶋の、きりのまがきが嶋嶋も、五十四ぐんはことごとく、残るかたなくしたがへて、なみのほかまでしら川の、せきの戸ささぬ御代とかや、思ひのままに打おさめ、御歸落とこそきこへけれ、上下萬民おしなべて、よろこぶことはかぎりなし、角てさんだいましまして、しやうぐんつかさたまはりぬ、さて日のもとに残りなし、みやうみやう年の春かけて、かうらい入とふれたまふ、ためしすくなくいくわうかな、天下太平こくどみな、かわらぬ御代にすみよしの、神のめぐみもふかみどり、いく十かへりにあひおひの、まつだい迄もときはなる、御代のさかへぞめでたかりける。

文祿四年二月二日

三河國菅沼五郎兵衛貞俊作之 (海道くだり)

秀吉の事蹟はらざるもの多し  
伊豆檢地  
三嶋代官  
伊奈熊藏

是等の記録によつて見れば、秀吉の威權は、後世傳ふる所よりも更に赫赫たるものありしが如し。思ふに秀吉の事蹟の、後世に存するものは、概ね江戸時代に成れる史に依るものにして、併も其の趣意は、専ら家康といふ我が佛の徳を發揮するにありて、秀吉は、其の對照の器に使用せられたるに過ぎざれば、其の實蹟の埋没せしも、亦宜べなりといふべきか。○十三日、伊奈熊藏忠次始めて徳川氏の代官となり、伊豆に赴きて三嶋に住す。(豆州志稿) 世に三嶋代官と稱するものの始なり。是より先、伊豆國未だ家康に歸せざる時、忠



次は既に秀吉の命を蒙り、伊豆に至て檢地を行ひしが、是より益、此事に従ひ、明年に至て終る。此に因て是を見れば、秀吉の伊豆を家康に與ふることは、既に此役の初より定まれる所なるべし。忠次は去る五月の頃、伊豆全國の各村に令を傳へて曰く、

何何之郷當成ケ之事、如<sup>レ</sup>前被<sup>レ</sup>仰候間、田地荒さぬ様開發可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仕候、田地荒さぬ様於<sup>ニ</sup>開發<sup>スルニ</sup>者、先  
先定成ケ之内、少<sup>シ</sup>御宥免可<sup>レ</sup>有<sup>ル</sup>之候間、チンリン致候百姓、何れも召還し、指南可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仕候、種共用於<sup>テ</sup>  
無<sup>キ</sup>之者、入次第借可<sup>レ</sup>申候、何事も傳役等之儀、自<sup>リ</sup>家康被<sup>レ</sup>仰付候儀は、我等手形次第奉行可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申  
候、自<sup>リ</sup>上様<sup>ニ</sup>之於<sup>テ</sup>御用<sup>ニ</sup>者、不<sup>レ</sup>及<sup>ハ</sup>手形<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>限<sup>ラ</sup>夜中<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>走回<sup>ル</sup>者也、依<sup>テ</sup>如<sup>シ</sup>件。

寅五月十五日

伊奈熊藏 印

此に上様とあるは關白秀吉にして、此時已に伊豆を家康に委ねられしことは、此書に依て明かなり。忠次は、是より慶長五年庚子まで、凡そ十年間伊豆代官となり、從五位下備前守に叙せらる。

檢地法

按ずるに、此時の檢地は、尙ほ足利氏の古法を用ゐたるものなり。即ち一段を三百六十坪とし、大小半の稱呼を用ゐたるもの如し。大は一段の三分二即ち二百四十坪、小は一段の三分一即ち百二十坪にして、半は一段の二分一即ち百八十坪をいふなり。(豆州志稿・北條五代記)

井伊直政  
井伊谷に  
歸る

○井伊兵部少輔直政、上野國箕輪に國替となり、出立近きに在りとして、十三日郷里遠州井伊谷に歸り、龍潭寺に宿し、祖先の墓を拜す。直政の井伊谷に歸るや、唯、一宿を期して至りしが、偶、大雨して大井河暴漲すと聞き、大に悦びて曰く、「是れ吾が心を得たるなり」と、祖先の遺物等を聞き見て、頗る感慨に堪へざるも

徳川家康  
嶽南を去  
る

の如く、遂に次郎法師の寄進狀の月日にも相當すとて、十五日まで滯留せり。是れ次郎法師、龍潭寺への寄進狀に、永祿八乙丑年九月十五日とあるに依るとぞ。(井伊家傳記) 先是、徳川家康國替の命を受けしは、七月中旬なりしが、八月より此月にかへ、駿・遠・參・甲・信五ヶ國の家人、大小の臣屬悉く引移り終りたれば、其由を京師に報じ、五ヶ國を引渡さんとありければ、秀吉、其の敏速なるを稱して曰く、「遠・參・甲・信の四ヶ國は、急かば此頃にも移り終ることを得べけん、駿河は是と異なりて居城なれば、速なるにも限りありて、他と同視すべからざるに、如何で斯くは迅速に了したりけん、總べて家康の所爲には、凡人の及ばざる所あるなり」と、後までも淺野の輩と噂しあへりとか。(東照宮實記附録・大業廣記) 今其の知行割の概畧を見るに、遠・參舊臣の所領をば、八州の内に於て割與し、各、加恩の沙汰もありしが、駿・甲・信三ヶ國先方の族は、新附の屬たるが故に、舊領に比して石高減じたるが如し。上州箕輪十二萬石、井伊兵部少輔直政、直政もと六萬石なれば、六萬石の加増にして、徳川家人中第一の大領なり。是れ家康關東轉封の時、關白秀吉諭して、善く直政・忠勝・康政を視よと謂はれしにも因るか。直政は、後、命に依り高崎に築き居城とす。此時、井伊谷三人衆の一人近藤石見守は、獨り直政を辭し、家康の旗本に屬せしが、他の二人、菅沼・鈴木は長く直政に屬し、後江州にまで隨行して去らず。(井伊家傳記・井伊家系圖・雨夜のすさみ草) 上總久留里三萬石、大須賀五郎左衛門忠政、忠政は康高の孫養子なり。下總松伏一萬一千石、岡部内膳正長盛、長盛は駿州先方なり。下總佐倉一萬三千石、久野三郎左衛門宗能等。相州小田原四萬石、大久保七郎右衛門忠世。武州岩槻二萬石、高力與左衛門清長。上野鳴渡二萬石、石川長門守康通。康通は掛川城主石川日向守家成の嫡子なり。

徳川諸將  
の新領土



豆州の新領主

伊豆國の新領主は、葦山一萬石、内藤三左衛門信成。梅繩五千石、石川日向守家成。是は養老料として賜はりしなり。下田五千石、戸田三郎右衛門忠次。市原郷五千石、阿部伊豫守正勝。此他小身の輩は、枚擧に追あらずと雖も、各、加恩新恩を施されしかば、大小の家人并舞し、歡喜の聲戸ごとに充ち満ちぬ。内藤信成は、先に家康より、與力の士數十騎を附屬せしめられしが、葦山城を賜はるに及び、其中なる下村助兵衛・江坂市藏・脇田又三郎・長井彌左衛門・淺井久兵衛・石田九藏・近藤九郎左衛門・兒玉傳兵衛・安藤清成・岩瀬介右衛門等十人を摘てて、家臣に列せしめぬ。(藩翰譜・豆州志稿・武徳編年集成・諸國廢城考) ○石川家成の、封を梅繩に受くるや、往て其地に住す。梅繩は君澤郡に在りて、梅名村とも書す。家成の宅址は、下川といふ所に在り、廣さ凡そ三反歩、慶長十二年まで住すといふ。(豆州志稿・増訂豆州志稿) 梅名の村社に、右内明神といふあり。慶長九年の上梁文に、領主石川日向守造之とあり。此宮の傍に、埋めず埋められしといふ、宇米津池の遺蹟あり。(増訂豆州志稿) ○戸田忠次封に下田に就て住す。宅址は下田町殿小路に在り。今の富巖山海善寺は其處なり。此寺は、往昔僧照善の創建せし所にして、初め繩地村に在りしを、本郷村に移し、布根山天氣院と稱し、後僧量譽住して淨土宗に更め、尋で今の地に移し、併せて寺號をも改稱せしなり。量譽は近代の僧なり。(藩翰譜・豆州志稿) ○近藤石見守は、小田原役に武功あり、常に直政に屬するを快とせざる人なり。今度國替に際し、私に井伊直政に請ひ、家康の旗本に歸屬せんとす。直政未だ答へず。先づ家康に謁し、請うて曰く、「今度國替に臨み、某が附屬の士にして、若し御旗本に歸らんと望む者ありとも、堅く御許なからんことを願ふなり。故は、若し輕輕しく御許あるときは、某は従前の如く軍役を奉ずる能はざればなり。」家康曰く、「何ぞや、」曰く、「某はまで軍役を奉ずるを得たるは、偏に御與へになりたる附屬將士の力ゆえ、彼等今日去らば、明日より奉じ難きは、當然の理なればなり。」家康曰く、「汝の言ふ所理なり。汝を背き來たる者、我何ぞ用ゐんや」と。直政喜びて出づ。其後、悉く家中の士を一堂に召し、謂うて曰く、「今度國替の所惡しきに依て、思ふが如く加増も爲し難ければ、若し過分の望ある者は、好機なり。速に御旗本に歸らるべし。我敢て拒むことはせじ」と。諸士皆な答へて曰く、「畏し、今更誰か敢て、御旗本へ歸らんとする者あらん。願くは舊の如く勤仕せん」と。然るに、近藤石見守獨り進み出でて曰く、「某は衆と異なり。願くは御旗本に歸らん」と。直政曰く、「子一人、御旗本へ歸らんこと、外聞穩かならず、舊の如くにてあれかし」と、之を止む。石見守聽かず、請ふこと益、切なり。直政曰く、「然らば止むを得ず、更に暇乞に來べきなり」と。石見守は、其後、其言のままに、直政の邸に至りしに、直政刀を抜いて待てりけり。石見守大に驚き、御暇乞と高く叫びて走り出でしを、直政追躡し、刀を投げ打つて去る。石見守は、是より直ちに近習某に頼り、家康に復歸を請ひしが、家康大に怒て之を責めければ、遂に城下にも住み難く、僕一人を従へ、井伊谷の近傍、上刑部村に匿ること三十日許、直政の索むること急なるを聞き、尋で伊勢に走りしが、直政上州に封ぜらるるに及び、又潛に引佐郡に歸り、瀬戸に蟄居し、浪浪たること十三年、直政の死後、始めて許されて奉行となり、又、直政の由緒を以て、直孝の邸に出入するに至れり。(井伊家傳記・雨夜のすきみ草)

石川家成の宅址

宇米津池

戸田忠次の宅址

近藤石見守浪人

一説、井伊直政、一日井伊谷三人衆を召し曰く、「今度國替の領所惡しければ、何れも加増し難し。若し御旗本へ歸らんと欲せば好機なり。止めはせじ」と。然れども、直政心には、其の望むなきを計り、關東に至て、加増せざらん爲め

一説

瀬戸村の近藤石見守

事蹟

事

蹟



の謀なりき。時に、鈴木・菅沼二人は、只舊の如くあらんと請ひしが、近藤石見守は、獨り進んで曰く、「然らば、某は御旗本へ歸らん、但し、某一人にて請ふとも、御許はあるまじ、願くは添書を賜はらん」と。直政曰く、「我を背き去る者に、添書を送る要やある」と、終に與へず。其後、直政石見守を召し、長刀を抜きて提げつつ、問うて曰く、「尙ほ敢て御旗本へ歸らんといふか」と。石見守密に後退り、距離を計て立上り、御暇乞なりと叫びながら走り出づるを、直政追撃はしたりつれ、敢て斬らんとしたるにはあらざりけらし。因て直政は、直ちに家康に謁し、請うて曰く、「近藤石見守、今日某を背きて御旗本へ來たり。然れども若し之を用ひ給はば、某は再び人を用ゐん術もなければ、構へて用ゐ給ふ勿れ」と。家康曰く、「汝を背きたる者を、我何ぞ用ゐんや」と。直政喜びて辭し去る。其後、石見守、箕輪より江戸に至り、加加爪隼人に依り、請ふ所あらんとせしに、隼人曰く、「昨夜兵部少輔來請ふこと云云、公の答へ給ふこと云云、然れば今請ふとも甲斐なからん」と。石見守止むを得ず去る。其後、直政の「見ば則ち討たん」といひしと聞き、終に髪を剃て僧となり、其子勲助に養はるること十三年、直政の死後、慶長八年十二月、台徳公に召され、上總國青柳五千石を食み、後又、相摸にて一萬石の加増あり。大坂陣後、馬匹飼料として二千石賜はりけりと。(雨夜のすきみ草)

## 江梨の鈴

○豆州江梨の鈴木氏亡ぶ。鈴木氏は、繁宗といふ者、始めて北條早雲に降てより、代代北條氏に任へ、其子繁朝、百貫文の地を領じ、繁定・繁顯等、子孫相續ぎ此に至りしが、北條氏亡ぶるに及び、悉く其の領地を失へり。但し繁顯が時は已に衰運に傾き、僅に江梨より立保に至る、五村を領するに過ぎざりしが、此に至て、是をも併せ失へるなり。繁顯の子繁輔、繁輔の子繁義に至り、家も亦滅ぶ。江梨の鈴木は、建武の頃の舊家なるに、此に至て遂に其後絶ゆ。(豆州志稿) ○豆州土肥の富永氏亡ぶ。富永三郎左衛門尉といふ者、始めて北條早雲に降てより、代代北條氏に任へしが、此に至て、北條氏と共に亡ぶ。其の堡壘の址は、土肥村光源寺の邊に存し、御殿・馬出・小門・堀小路・屋形・馬場等の名も、今尙ほ在り。源基氏傳帖に、高谷城主

## 土肥の富永

## 大久保忠行

富永備前守とあるは、即ち此家の祖先にして、高谷は今の高嶺にて、代代居守せし所なりといふ。(里人談) ○大久保忠行といふ者あり。家康の召に應じ、參州上和田より駿河に到る。家康命じて曰く、「我今度關東入國については、江戸城を以て、居城とせんと欲すれども、水質の甚だ悪しきに苦む。汝速に彼地に至り、就て上水の善きを選び、引きて以て、上下の飲料に供せよ」と、因て、衣服馬具及び金を賜ひて、道路の費に供せしむ。忠行命を受けて直ちに發し、武州神田領福田村に到れば、此處に方百間の宅地を賜ひ、永住の地となさしむ。是れ今の新草屋町の邸地なり。忠行是より諸村を巡り、地理を探り高低を鑑し、又土地の古老を召し、水質の良否、水量の多少を問ふに、玉川の水最も善しと雖も、距離遠きに過ぎて便ならず。猪頭村池水の、近くして清冷なるに若かじといふ。則ち其の水口を疏鑿して、神田領に通じ、工竣て後復命せり。家康大に其功を賞し、名を水主と賜ひ、駿馬山越を與ふ。忠行は、昔參州一向の亂に、腰部を銃撃せられ、歩行自由ならざる者なれば、此の工事中も、常に乗馬を免されて奔走せるが、家康江戸に入るに及で、先づ水路を検して猪頭に至り、池頭の芝草に憩ひ、宮嶋と稱する釜を据ゑて茶を點ぜしに、忠行は參河餅を獻じて、茶菓となしたりとか。筵終て、釜を忠行に賜うて曰く、「自今以後、汝の名も此水と濁らず、長く水主と稱すべし」と。釜は子孫に傳へて寶とすとぞ。忠行は藤五郎と稱し、左衛門五郎忠茂の五子にして、家康參州に在りし時の小姓なり。一向亂の時、銃丸に傷き、行歩自由ならざるに因り、退て郷里上和田に蟄居せしが、性もと菓子を製るを好み、屢、其の製する所の餅菓を家康に獻ぜしを、家康も能く口に適すとて、屢、これを求められたり。然れば此の點茶の時獻じたる參河餅も、忠行の自から製する所なり。江戸に移て

## 江戸水道の濫觴



駿河餅

後、新知三百石を給せられ、菓子を製するを以て職とせり。但し、江戸に移て後は、此の餅菓を駿河餅と稱し、子孫代是を職とす。(家傳)〇世に傳ふ、家康江戸に移るに及んで、務めて其の繁昌を計り、大久保忠行を召して水道を作らしめ、遊女を移して、吉原の遊里をまで創めしめしが、亦嘗て兵糧運搬に功ありし三州の漁夫森幸右衛門等、三十五家族を、佃嶋に移し、以て米穀漁具等、江戸への供給を豊かならしめしといふ。佃嶋は隅田河の河口にして、當時は草茫茫たる無人地なりければ、佃嶋の開祖は、即ちこの三十五家族の漁夫にて、此等はみな苗字帯刀を免され、漁業の墨付を受けたる者なり。元來この佃嶋は、河口にして海岸なれば、年年溺死人の漂着するもの多かりしが、人の住まざる間は兎もあれ角もあれ、苟も住む人あつて後は、無縁の靈を憐む心の生ずるは自然の情にして、遂に之が菩提を弔はんが爲めとて施餓鬼を行ひぬ。施餓鬼を行ふがゆゑに、念佛をも申し、念佛を申すが爲に、踊をもなせり。是れ江戸に有名なる盆踊の濫觴にして、併も佃嶋の漁夫は、其の元祖なりといふ。然らば、家康は關八州に封ぜらるるに及んで、盆踊までも輸入して、江戸の繁昌を希圖せりとも言はまし。而も此の漁夫、如何にして此踊を始めけんといふに、是又由來あるなり。先に織田信長の時、石山本願寺の亂あつて後、信長の臣鈴木飛騨守といふ者、奉行となつて、死者の冥福を祈るため、且つ勝利の祝として、盛なる施餓鬼を營みけるに、飛騨守の家來鈴木孫一は、彼の戦に足を傷けてければ、此の施餓鬼を見て、感激に堪へず、己が足の跛なるも忘れて、踊舞ひたるを、其の跛なる所に、人人は却つて興がり、踊る者も亦これを真似び、其風遂に、京都本願寺の盆踊をまで、風靡するに至りぬ。而して參州は、元より本願寺門徒の盛なる國なれば、此踊も盛に行はれつるに、此の三十五人

佃念佛

また門徒なりければ、さてこそ此の跛踊の跳念佛も、江戸の河岸に移植せられて、年年住吉神社境内に行はるるなれ。思ふに、遠州に行はるる跳念佛も、もとは是より來たるか。されば其の踊にあはする、念佛の言葉にも、自ら他と撰を異にするものありて存するが如く思ふるなり。

遠州の跳念佛

また門徒なりければ、さてこそ此の跛踊の跳念佛も、江戸の河岸に移植せられて、年年住吉神社境内に行はるるなれ。思ふに、遠州に行はるる跳念佛も、もとは是より來たるか。されば其の踊にあはする、念佛の言葉にも、自ら他と撰を異にするものありて存するが如く思ふるなり。

念佛音頭

踊れ人人めでたい盆ちや

五穀みのりて大風もなし

神の恵ぞ、佛の恩ぞ

恩をおもはば信心しやれ

信に徳あり、かぞへて見やれ、

- 一に一世の災難のがれ
- 四には自然と家富み榮へ
- 七に七福その身にそなへ
- 十に十法成佛助け

- 二には日夜に氣も柔らかきて
- 五には後生の疑はれて
- 八に八大地獄へ墮ちず
- 忘れまいぞや朝夕ともに

- 三に三徳消滅するぞ
- 六は六親みな睦じく
- 九には九品の淨土へ生れ
- 信の一字が唯肝要よ

座臥に唱へよ、南無阿彌陀佛、

人も草木も盛りは花よ  
招く薄に氣もかるかやと  
戀に桔梗は色よい仲ぞ  
花の醜草オオおそろしや  
秋の野分は無情な風ぞ

心しほます勇んで踊れ  
明日の朝顔背から化粧  
萩は寝みだれ錦の床よ  
ぜんにみちびけ観音草よ  
散れば残らず皆土となる

思ひ草ならしのぶで晴らせ  
蕾紅筆先きや紅猪口よ  
をみなへしでは風くれるまで  
若い芙蓉もおきな草も  
悟りひらけば草木國土

佛たのめよ、南無阿彌陀佛、

(全國民謡集・日本音曲全集)



井伊直孝  
藤枝に生

嶽南の地方史に、佃嶋の盆踊、聊か筆の命毛にも信心しやれとてなむ。○井伊直政の室は、松平周防守康親の女なり。其女の媵は、印具徳右衛門の女なりしが、直政大に此女を愛し、身むに及びて、父の許に送還せるを、徳右衛門責めて曰く、「武家奉公の身として、懐胎せしは不義なり」と、拒みて入れず。女は詮方なく、駿河國益津郡、中里郷の親族に寄寓せしに、今度關東國替に因て、康親の子康重も、武州私市を賜はりたれば、彼地に移らんとて郷里を發し、徳右衛門等家人數多を從へ、來て駿州藤枝に宿せり。是れ此月十五日の事なりき。印具の女之を聞き、藤枝に到り、徳右衛門に見えしに、俄に分娩して男子を産しぬ。是れ後に、徳川家の名臣と稱せらるる井伊直孝なり。(藩翰譜) 此後、印具の女は、此兒を愛養し、六歳に至るに及び、抱きて箕輪城邊に至り、直政の出づるを待ちしに、偶、高崎城築造の時にて、直政城外に出づることありければ、直孝を抱き至て曰く、「之こそは君の御子なれ、已に六歳に成りぬれば、乳なくとも育つべし。今當に君に献すべし、受取らせ給へ」と、兒を前む。

一説、徳右衛門の娘懷妊仕り候ゆへ、兵部少輔殿御奥方より、親徳右衛門方へ娘を御かへし候。其以後、關東へ國替のせつ、周防守殿も、常陸國笠間へ所替被成候、其時分、駿河國藤枝にて、直孝誕生被成候、因て徳右衛門、御母子共笠間へつれ下り、彼地にて六才まで成人被成候、其節、兵部少輔殿は、上野國箕輪に居城被成候故、御母儀、六才に御成候直孝をつれ、箕輪へ參られ、兵部少輔殿城外へ御出候時分に、御覺も御座あるべく候、只今までそだて申候間、則さし上候とて、直孝を兵部少輔殿へ渡し、御母儀は、笠間へ歸り被申候。(石谷士入記)

直政謂へらく、此處に在りて、妻の知る所とならば悪しかりなんと、上州五閑の里正萩原圖書一作内を召し、

密に母子を託し、約して、直孝十二歳に至るまで音信なからしめしが、直孝十一歳の年の暮、夜盜數人、圖書の家を襲ふことありしを、直孝進み寄りて一人の高股を切り、僕を召して生擒せしめし事ありといふ。直孝長するに及び、脊高く骨太く、身毛逆しまに生ひ出で、其狀恐しければ、人呼びて鬼掃部といへり。直孝十二歳の時、直政ひそかに召見て、年來自から執る所の采配を與へしが、其の翌年直孝十三の時邀へて城に入る。而して其年直政卒す。(井伊家傳記・藩翰譜)

一説、直孝十二歳の時に、此百姓の内へ、盗人入たりとひしめく。直孝則うらへ出でみれば、やみの夜にすかしみれば、後なる山へ、盗人のはいあがるを見付、直孝つづいてあがり、たかもを切る。きられて盗人ふりかへるを、盗人をしとめたり、出合へものどもと呼はりければ、大勢かけあつまりて、遂に盗人を仕留ぬ。幼弱の身として無比類、剛才なればとて、此事を父直政に告ぐ。直政その年によびとりける。其冬北向の座布の縁の、雪しぶきの入所につくばわせ置ける。雪ひさのかくるるまでに降積けれども、身をも不動座しければ、直政その剛操を褒美め内へよび入、褒美に、犬の子のちいさきを與へけりと也。十四の年に父直政逝去す。其器をさとつて、ひそかに再拜と具足を直孝に與ゆ、直孝十四の年に、百姓内藏助無禮の事ありて手打にしき、剛操可見。云云(前橋舊藏開書)

一説、直孝誕生屋敷は、同村新村五郎右衛門の宅地なり、故に此家の井を、産湯の井、誕生屋敷といひ傳ふ。(駿河志料) 新村五郎右衛門は、山川勝藏と共に、東益津の中里に鎮座せる、若宮八幡宮の神主にして、其女は印具徳右衛門の養女となり、直政に仕へて直孝を生めり。然れば江戸幕府時代には、山川・新村の二家は、毎年井伊侯の江戸屋敷に伺候し、新年の祝賀を述ぶるを例とせり。又、藤枝左車町の橋屋は、井伊家に由緒ある者にて、彦根侯通行の際には、彼の八幡神主と共に、拜謁を許されたりといふ。

一説、掃部殿御母は、宗輝様宗輝の御本妻の、御めしつかひの女房たちの内、兵部殿井伊直政御めに付、濱松に御座候時

井伊直孝  
誕生屋敷



原川と井伊直孝

分、東條より御のすみよせ、その腹に生れたまふ掃部殿なり。右の女房の兄、印具徳右衛門とて、當御家中に昔より御奉公申、ささ山まで淨和様（御子重）の御供いたし、罷登り候。掃部殿四五歳の比、家康様關東へ御入國之時分、掃部殿を捨子にして、遠州に残し被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>置候、母儀自勤忍にて、懸川と袋井との間、原川の町に宿かりて御入候。其頃、淨和様、高麗御陣に御立被<sub>レ</sub>成候處、母儀掃部殿をいだき、道のはとりへ被<sub>レ</sub>出、昔の御主筋にて候へば、なつかしく被<sub>レ</sub>存、御目見にて候つる、我等（石川正西）なども御供にて、被<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候事共聞申候、淨和様不便に思召、よく掃部殿をそだて候へと被<sub>レ</sub>仰御通り被<sub>レ</sub>成候、其後も、久しく遠州に御入候處に、御等閑なき衆御聞及、兵部少殿へ御異見御申、みのわへ御よび、圖書といふ庄やに久しく御預置候之處に、掃部殿と圖書不和に成行、掃部どの圖書を御ころし被<sub>レ</sub>成候、むごき被<sub>レ</sub>成やうと人人申候つる。其後、將軍様御小姓に御出候、追<sub>レ</sub>日りはつに御才覺、諸人ほめ事に申候、右之通に候へば、淨和様の御家より、牛身御出生の掃部殿にて候。（聞見集）

一説、直政の室は、松平周防守康親の娘也。それに隨ひ來りし女の、直孝をば産めるなり。（中略）天正十八年の秋、徳川殿關東に移らせ給ひ、直政上野國箕輪の城を賜ひ、康親の子康重、武藏國私市の地を賜はりて、印具關東に移るとて、駿河國藤枝の宿に至れる日、直孝は生れてけり。

補 直孝、天正十八年（庚辰）九月九日、（或云二月十一日）駿河國益頭郡方上莊、中里村村松五郎兵衛と云者の宅に於て生る。

六歳に及びし時、其母いだきて箕輪の城に赴き、（中略）十一歳と云年の暮に、彼の莊屋が家に夜盜あまた入來る。直孝一人が高股切て下部召て生捕りわ。

補 是時人皆表門に行く、直孝以爲く、盜必裏門に通れんと、乃ち獨り行て待つ。果して遁れ來る。直孝其股を斬る。（中略）年十六にして、將軍家に召仕はる。（慶長十一年）

正年十六、慶長十年といへるは誤也。十四歳は慶長八年（癸卯）、家康公秀忠公に謁し、家康公の命に依て秀忠公に仕ふ。本條の事、木俣土佐紀年自記には、此夏とすれども月日を記さず、其他の諸書も月日を記さず。云云（井伊彦根家譜）

松下之綱久努に封ぜらる

此等諸説を總合して考へなば、稍事實を得べきか。○關白秀吉符を割ち、松下嘉兵衛之綱を遠州久努九千石に封じ、勢州の地一千石を併せて、一萬石を領せしむ。之綱是より久努に治す。（古老茶話）天正十五年十月、秀吉丹波國船坂の地三千石を以て、之綱を封すること史に見ゆ。然らば加増轉封か。○十月二日、徳川家康甲州より來て、駿州江尻城に入る。江戸より甲州を経て此に至れるなり。○廿一日、遠州佐野郡家代村鈴陽山福來寺開山海岸吞公寂す。此寺、天正二年九月十一日、甲州軍の兵火に罹りしが、同八年再建なりしは、吞公の力なり。福來寺に、應安二年書寫の大般若經あり、缺本なれども珍とすべし。跋に曰、

執筆沙門比丘昌遠謹曰、奉<sub>レ</sub>施入<sub>二</sub>遠江國勝田庄鹿嶋御寶前、

應安二年巳酉卯月廿一日供養

沙彌 道 昭  
比丘 尼 志 阿

（掛川志稿）

北條氏直天野閑居

○十一月十日、豊臣秀吉、使者を徳川家康に遣はし、謂はしめて曰く、「北條氏直高野山に在ること久し、高山の住居、惟ふに嚴寒堪へ難からんか、攝・河兩國の間、氏直が便宜の地を擇びて遷るべし」と。家康則ち米津清右衛門清勝を遣はし、高野に往て氏直に告げしむ。氏直下山して、紀州天野に閑居せりといふ。○十五日、甲斐國守護加藤遠江守光泰、駿州富士郡大宮淺間社に登山料を寄附す。時に備前兼光の刀一口を併せ献すといふ。光泰は通稱を作内と呼べり。○十二月廿六日、關白豊臣秀吉朱印を附して、寺領を遠州井伊谷村龍潭寺に賜ふ。（鹽尻）初め徳川氏の關東に國替となるや、井伊直政心ひそかに謂へらく、「龍潭寺は、我が祖先以來由緒の地なれども、他領と爲つて朱印なき時は、寺領寺納の心許なきこと甚だし、若かず住職をし

大宮淺間社登山料

龍潭寺領



て、京師に請はしめんには」と、即ち金三兩を出だし、長老傑山に與へて曰く、「是を道路の費とし、自から伏見に至りて、朱印を請ひ給ふべし」と。傑山即日途に上れり。直政よりも別に請ふ所ありけるにや、至れば則ち許可し、任家康判形令寄附云云との文言を以て、朱印を與へられけり。抑も家康判形の條目には、他寺格別の旨認めあれば、今年の物成も寺に納むべきなれども、今年は既に公儀の倉廩へ上納したれば、其の貢米は、明年公儀より返納すべき旨をも達せられけり。

物成渡申候分

合卅石八斗七升五合之内九石渡申候

殘、只今渡可申分、貳拾壹石八斗七升五合也

天正十八年拾二月

祐齋 (花押)  
落助右 (花押)

龍潭寺納所參

(龍潭寺記・井伊家傳記)

洞雲寺領

○廿八日、關白豊臣秀吉朱符を割き、寺領を龍池山洞雲寺に賜ふ。符に曰く、四石五斗藤枝洞雲寺領、如<sub>レ</sub>有來<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>支配<sub>ニ</sub>云云、又、青山八幡領も、一紙に併せ賜へり。朱印云、

駿河國青山八幡領事

一百七拾石五斗

八幡郷

一貳拾五石

瀬戸谷

一貳拾八石

下郷

一四石五斗

若王子

合貳百貳拾八石

此内

百七拾石五斗

八幡領

貳拾五石

高根權現領

貳拾八石

花倉八幡領

四石五斗

藤枝洞雲寺領

已上

右、任當知行之旨、今度以檢地上高頭請取之、令社納、如有來、可致支配、然上者如前前諸役並山林竹木等令免除候也。

天正十八年十二月廿八日

(秀吉朱印)

神主三郎左衛門

洞雲寺は、洞家坂本林叟院末にして、本尊は拈華釋迦なり。開山は天祖龍和尚と聞ゆれども、開基は未だ詳ならず。素より朱符田四石五斗を有せしといへば、相當の格ありしなるべし。青山八幡宮は、廣幡村八幡に在る古き神社にして、鎮座の山は、岩山峨峨として嶮岨の巒なり。麓より本社まで登ること凡そ百間許りあり

廣幡八幡宮

一四二七



りて、山上には松杉の類繁茂し、山下には社僧寺萩の坊あり、毎年八月朔日より十六日まで、大禮の神事あり、其他、年中臨時の祭は三十六度ありといふ。(駿河記) 秀吉また、朱印を遠江國蒲村神明宮に與へて、神領を寄附す。

神立神明宮

遠江國蒲村立神明領二十四郷、内二百六十石事、任當知行之員數令寄附之。但以檢地上右高頭請取之全令社納、神事社役禰宜供僧已下令支配可執行、然上者如有來門前諸役、山林竹木等、令免除候也。

天正十八年十二月二十八日

秀

吉 (朱印)

岡崎三郎の女嫁す堀江の郷士權田泰長

三條大石橋

關東用の權衡駿府城主海賊を設く天照寺崇信寺

○今年、岡崎三郎信康の女、古川城主小笠原兵部少輔秀政に嫁す。家康の命に依るなり。○遠州堀江の郷士權田織部泰長、徳川家康に從て江戸に至る。家康因て采邑を給し、貢賦を掌らしめ、輕卒五十人を統べしむ。其子小次郎も亦、夙に家康に召されて近侍せしが、此人、後年家康天下統一統の後、再び遠州の舊知を與へらるといふ。○豊臣秀吉已に天下を一統し、新に京都三條に大橋を架す。長六十一間三尺、橋柱は總べて石を用ひしが、柱の總數六十三本あり。是れ本邦石橋の始なり。○甲州の秤匠守隨兵三郎といふ者あり、多門傳八郎の媒介にて、井伊直政に頼り、關八州の黄金・白銀・綿・絲等の賣買にも、自ら製する所の權衡を用ひしめんと請ふ。家康之を許可し、朱印を與ふ。○駿府城主中村一氏、城中に關船を入れ、海賊を置く。○掛川城主山内一豊、遠州佐野郡仁藤村泉洞山天照寺に寺領を寄附す。文中に、先規御寺領十六俵餘云云とあり。(掛川志稿) 一豊は又命じて、飯田城地を以て崇信寺境内となさしむ。崇信寺は周智郡飯田村に在りて、

藏雲院

牛尾山の開鑿

五箇村

中村一氏の政治

山内氏祖先の開基に屬し、墳墓あり應永八年の號を刻せり。又、藏雲院にも壘田十石を寄附せり。藏雲院は周智郡大鳥居村に在り。○世に傳ふ、茲年、駿府城主中村式部少輔一氏命じて、今の遠州榛原郡牛尾村の湖山を開鑿し、以て大井川を通ぜしむ。當時、此の湖山は、相賀村より續きたる駿河方の山にして、大井河北方より流來りて此山に衝突し、西方に屈折して、山と横尾との間を貫き、再び南流して、金谷の河原町を經、東南の嶋田方面に向て流れしを、直ちに北より南に流下せしめん爲に、斯くは開鑿せしなり。此頃、山内一豊も、一氏と同じく新に封を得て、遠州掛川の城主となり、東遠を領せしが、此の開鑿一たび成るを見るや、湖山を遠州に屬せしめ、山と横岡との間に、一の堤防を築きて、以て河水を防ぎ、其の流域を開鑿して、田畠となしければ、人漸く來住みて、後は遂に部落をなすに至る。是れ今の所謂五箇村の地なり。而して金谷の河原町も亦、此時より人家軒を並ぶるに至りしが、今此邊の地勢を按ずるに、牛尾山と相賀村とは、共に志太郡に屬し、其の間を流るる水は、川幅少しく狭くして、牛尾山と大井河堤防なる横岡との間の長は凡そ二百三步、牛尾山と手代山との間の長は凡そ六十步、手代山より嶋田境までの長は凡そ四百四十歩あれども、此の湖山開鑿に由つて、大なる變更を來せしなりといふ。手代山は牛尾山東端の尾崎にして、當時、人工を以て開鑿したりといふ名の残れるにもあらんか。此に辨才天祠あれば、一に辨天山とも稱す。而して牛尾と湖と國訓相通するは論するまでもなきなり。惟ふに、中村式部少輔一氏の、新に封を駿府に受くるや、東海の鎮を以て自から居り、名實相敵せしめんと欲し、大に城隍を深うし城郭を高うし、駿府城の面目を一新したるのみならず、其他、種種の政治に力を用ひしこと少なからざりしが、此の開鑿の事業も其一



なるべきか、洵に不朽の功と謂ふべきなり。(掛川志稿)

一説、相賀と牛尾との間には、昔より極めて低き地ありて、其東には池もありしが、永祿の頃、大井川大水ありて、此の低處を越えて、川筋を形づくりに至れり。云云、又或は、永祿十一年、武田信玄駿河を平げ、徳川家康と地を遠州に争ふに及で、行軍の便を計り開鑿せしものにて、今牛尾の熊野神社石壇は、其時の石を以て築きしものなりと。(口碑)

新城主の  
迎年  
秀次の兵  
東下  
龍潭寺  
傑山和尚

◆十九年正月一日、徳川家康江戸城に在りて、歳旦の賀を受く。是を徳川氏江戸城に於て、年賀を受くる始とす。想ふに我が嶽南の新城主も、皆な新なる城に新なる年を迎へて、各、自から新なる感に堪へざることもありつらんか。○五日、前日より、清洲城主羽柴黄門秀次の兵東下し、日日絡繹として絶えず、秀次は、奥州の葛西・大崎等の亂徒を平げんが爲に、去る一日兵を率ゐて、清洲を發せしなりといふ。○十三日、遠州井伊谷龍潭寺の長老傑山、上洛して關白秀吉に謁し、料紙五十帖を獻じて、新年の賀を述べ、併せて去年下賜せられし朱印の恩を謝す。時に秀吉書を與へて、上洛の勞を慰せらる。

遠路差上使僧、殊料紙五十帖到來、誠志事被祝節也。

正月十三日

(朱印)

龍潭寺殿

(龍潭寺記)

秀吉大船  
を造る  
征韓の趣  
意

○廿日、關白豊臣秀吉、令を四方に下し、大船を造らしむ。以て朝鮮を征せんとするなり。我が嶽南の三州、また此令を奉す。先是、秀吉已に海内を統一し、威四海に溢れければ、兼ねて素志とせる、朝鮮征伐を遂行せんと欲し、一日近習外様の大小名を召し、告げて曰く、「聞くが如きは、西隣の明朝已に衰運に屬

し、王徳洽からず、人心漸く離反せりとぞ。因て惟ふに、秀吉身を草蒙奴隸より起し、汗馬の勞に依りて、四海兵馬の權を掌握し、官則闕に至り、富山海を兼ねと雖も、人世の頼み難きは、朝露の草に置くが如く、光陰の移り易きは、白駒の隙を過ぐるが如し、我齡も漸く將に逼らんとするを、徒に安樂を貪り勞苦を厭ひ、爲すべきを成さずして歳月を過すは、豈に大丈夫の志ならんや。熟、古の皇國を考ふれば、西戎北狄の襲撃を受けしは屢にして、外夷を膺懲せしは、神功皇后の外千歲寥寥たり。殊に況や、朝鮮は古より皇國の屬邦なりと聞くに、近年朝聘の禮を缺きて顧みざるをや。皇威を振起するは當に此時に在るべし。故に我去年書を朝鮮國に與へ、其の來聘を催ししと雖も、今に至て應ふるなし。何ぞ無禮の甚だしきや。若し之をしも寛假せんか、國威は益、失墜せん、我意既に決せり。速に兵を起して朝鮮に入り、其の王城を圍み、其王を擒にし、以て其の無禮を責め其罪を糾さん。朝鮮王既に降らば、進みて大明に入り、彼の弱兵を盡殺し、彼の四百餘州を席卷し、明朝の暗主を追ひ、秀吉自から九五に登り、天下に臨み大明皇帝と稱せんと欲す、諸士以て如何となす」と。大小名の席に在る者、之を聞きて大に驚き、互に相顧みて一人の答ふる者なし。既にして諸將みな、秀吉の意固くして動かすべからざるを知りけん、前田利家・毛利輝元、其他五奉行等席を進め、答へて曰く、「殿下雄略大度にして、古今未だ其比を見ず。武は以て亂を撥めて正に反すべく、徳は以て亡を救うて存を計るべく、奇策妙謀事を爲すに遺算なく、西九州の霧を掃ひて、西海に風濤の音を聞かず、東奥羽の塵を鎮めて、東山に樹梢の戦きを見ず。上天朝を補翼して皇威を輝かし、下萬民を撫育して家國を富まし、盛徳大業の内外に卓絶せること、鎌倉・室町以來、未だ嘗て聞かざる所なり。而して今又遠く



神功皇后の跡を逐ひ、海を越えて三韓を征し、國光を海外に耀かさんとし給ふ。洵に曠古の盛舉と謂ふべし。誰か之を不可とせん。殿下の威風一たび加はらば、三韓の草木などか靡かざらん。三韓の君臣來降らば、以て嚮導とし、直ちに進んで大明を衝かんに、四百餘州廣しと雖も、恐らくは殿下の銳鋒を止むる者なかるべし。唯、其れ簞食壺漿して御旗を迎ふるに急なるべきのみ。あはれ誰か今日此の盛舉を不可とせん」と。言を極めて稱賛せり。秀吉大に悦ぶ。

清正の高麗陣覺書云、高麗陣被<sub>レ</sub>思召立<sub>レ</sub>濫觴は、天正拾九年九月に、八幡太郎殿御逝去之時、日本の諸大名小名共に、おもひおもひ御望のため、もとゆひを拂申候、關白秀吉公も、以之外御蒙氣にて、御膳もあがり不<sub>レ</sub>申候刻、加藤主計頭清正御前へ罷出、申上候は、古より神功皇后・應神天皇以來、三韓より日本へ御貢を備へ候へども、近代は、左様の手筋も取失ひ無<sub>レ</sub>之候間、八幡太郎殿御吊に被<sub>レ</sub>當、高麗へ御人數被<sub>レ</sub>遣候はば、清正が先手をうけ給はり、高麗國王をとらへ、日本へ御貢を納めさせ可<sub>レ</sub>申候、通<sub>レ</sub>清正被<sub>レ</sub>申候得ば、其時秀吉玉顔初めて解け、扱扱可<sub>レ</sub>然儀と申上候、則高麗陣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思召立<sub>レ</sub>との御誼にて、秀吉公即時に備定被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候事。

世人が秀吉の朝鮮征伐を以て、愛兒を失ひたる憂問を遣らんが爲の思付なりといふ説をなすも、其起は此にあるか。是より秀吉は、専ばら朝鮮征伐の謀を講じ、明春を以て出師の期となし、是に關する軍令を布きけるが、九鬼大隅守嘉隆は、已に船奉行に任ぜられ、艤艚數百艘、及び日本丸と稱する大船製作の命を蒙れりといふも、亦此の令に基くなるべし。

造艦令

一 東は常陸より南海を経て、四國九州に至て、海に添たる國國、北は秋田坂田より中國に至て、其國國之高拾萬石に付、大船二艘宛用意可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事。

一 水手之事、浦浦家百間に付て十人宛出させ、其手其手之大船に用可<sub>レ</sub>申事、若有餘之水手は、至<sub>二</sub>大坂<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>相越<sub>二</sub>之事。

一 藏納は、高十萬石に付て、大船三艘・中船五艘宛作り可<sub>レ</sub>申之事。

一 舟之入用、大形勘合候て、半分之通算、用奉行方より請取可<sub>レ</sub>申候、相殘分は、舟出來次第請取可<sub>レ</sub>申之事。

一 船頭は見計ひ次第、給米相定め可<sub>レ</sub>申事。

一 水手一人に扶持方二人、此外妻子之扶持つかはし可<sub>レ</sub>申之事。

一 陣中、小者・中間以下女扶持、其者之宿宿へつかはし可<sub>レ</sub>申候。是は、今度高麗・名護屋へ立申候者、不<sub>レ</sub>殘<sub>レ</sub>如此可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之事。

右條條無<sub>レ</sub>相違<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>用意<sub>レ</sub>、天正廿年之春、攝津・播州・泉州之浦浦に令<sub>レ</sub>着岸<sub>一</sub>、一左右可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>者也。

天正十九年正月廿日

秀吉

(大開記)

大井明神の大楠

當時、駿州益津郡郡村の大井明神は、田中城中に鎮座ましましけるが、社内に大なる楠一本立てり。南海より望み得るが故に、東西往來の諸船舶は、皆な以て繫の目當とせり。然るに此令一たび發せらるるや、駿府城主中村式部少輔一氏は、此楠を伐て大船に造らんと企てけるを、神職佐野某聞て大に驚き、駿府に至て愁訴すること七たびに及びける。然れども一氏固く執て聽さず。遂に伐て清水湊に送り、以て大船を新造せり。然るに工已に成て、荷物を積み出帆するに及び、海上波靜かなるにも拘らず、釘綴忽ち絶えて海底に



大船沈没

沈みぬ。神主佐野氏は、是より氏を改めて大楠と稱せしが、蓋し大楠の名の泯滅を恐れて、自ら記念とせしものか。時人之を見て評して云ふ。中村氏は、神慮に背きて此の大樹を伐る。恐くは長く此國を有つこと能はざるべし」と。それかあらぬか、後幾何ならずして一氏死し、其子忠一他に移封し、尋で家系も斷絶せり。

春日神社の大楠

(古人談) ○豆州宇佐美村初津の春日神社祠域に、空窪の廣さ疊八疊も敷かるべき楠の古株あり。世に宇佐美の楠と稱し、口碑に傳へて、太閤秀吉朝鮮征伐の初め、伐つて巨艦を造る材としたりとなす。而して其の造船は、伊東の湯川に於て行はれしが、其の河口は、船を組立てたる處にて、其の踏躰澤は、釘類を鍛へし所なれども、尙ほ傳馬などいふ字も存し、踏躰澤よりは、鏡屑を掘出だすこと聞ありといふ。後世、安積良齋伊豆に遊ぶことあり、此に至り、當時を偲び、古詩一篇を賦して云。

行四里至宇佐美、又循海而南、有春日明神祠、喬木翳蒼、其中古樟、根幹擁蹠、數人抱之不令、腹朽虛、可敷席十張、藤蔓纏繞、白日無影、中幹爲斧斤所斷、土人云、太閤征朝鮮時、伐以造巨艦、案逸史、天正十九年、關白命沿海諸國、皆具戰艦、使人來告、移豆地材、大治船艦、係是時、得古體一篇。

叢祠荒廢蛛網屋、屋邊老樟凝黛色、堂堂一百三十圍、雨淋嵐融洞其腹、怪藤壽蔓不記年、白日晦冥牲牲伏、仰看中斷吁可矜、問渠緣底受光禿、豐公膽大吞九州、誓取燕京垂冕旒、鑿鑿製造星火急、斧聲如雷汗萬牛、山童谷結巨材盡、社公木魁血淚流、舳艫蔽波玄海曉、旌旆翻風平壤秋、兩國生靈墮塗炭、白骨橫野寒草亂、惟欲贖武關邊疆、不知偃戈固根幹、大星忽墮社稷亡、區區殘情何足歎、騷然風起樹色振、如聞樓船怒濤戰、(遊豆記勝)

○此頃、駿府屋形町にも、銀杏の大樹ありて、東海往來の船舶は、皆以て目標とせりといふ。此樹は、もと

屋形町の  
大銀杏

正覺山菩提樹院の境内に在りしに、菩提樹院の寺町に移さるに及で、銀杏樹のみ獨り残され、依然として、町内に繁茂せるが、此樹あるに因て、屋形町を又銀杏町とも稱すとか。江戸幕府時代に至て後は、此町に商家を置かず、町奉行附與力の宅地のみなりしが、銀杏は與力大森雄藏の邸内に在りき。因に云ふ、此町に愛染山快長院といふ寺あり。境内に稻荷神社を祀れるが、此に因て、此町を又稻荷小路とも呼ぶとぞ。

船の由來

船舶の事は、已に舊史に多く見ゆる所なるが、室町時代に至りては、明國・朝鮮との交通も旺盛となり、且つ西陲不逞の徒も、船に乗じて彼に到り、連りに彼の瀕海を侵掠せしことあれば、當時既に我が航海造船の術は、大に發達せしものあるべし。明人茅元儀は、嘗て記して曰く、

日本造船  
法  
明人の説

日本造船與中國異、必用大木、取方相、思合縫、不使鐵釘、惟聯鐵片、不使麻筋桐油、以草塞罅漏而已、(名短水草)費功甚多、費材甚大、非大力、量未易造也、凡寇中國者皆其鳴鑼、向來所傳、倭國造船千百隻、皆虛誑耳、其大者容三百人、中者二百人、小者四五十人、或七八十人、其形卑隘、遇巨艦難於仰攻、苦於犁泥、故廣幅船皆所畏、而廣船旁陡如垣、尤其所畏也、其底平、不能破浪、其布帆懸於桅之正中、不似中國之偏桅、常活不似中國之定帷、使順風若愚、無風逆風皆倒桅、蓋機不能轉、故倭船過洋、非月餘不可云云

朝鮮役所  
用の軍艦  
圖

是れ室町時代の、所謂和寇の船を見ての説なるべし。降て織田時代に至て見れば、信長嘗て、長三十間・横七間の大船を造らしめしこともあるなり。今又、豊臣秀吉朝鮮征伐を企てて、此の大艦を造らしむと雖も、其の形状は如何なるものなりしか知り難し。武州八王子の信松寺といふ寺に、軍艦の模型を傳へ、小早川秀秋朝鮮陣所用と稱す。若し是を以て信なりとせば、當時軍艦の形状も知り難きにはあらじ。(風俗史)



大井川大蛇の傳説

○此頃の事として、駿河に一の傳説行はる。云、志太郡の山中、桑野村といふは、大井川の上流にして、東海道よりは二十餘里もある所なるが、此山に一匹の大蛇あり。幾千年を経たりとも知られざれども、此頃に至て、大海に出でんと欲し、先づ大井川にはらばひ出で、川筋に横はり臥して、流を堰止めければ、忽ち水湛へて、川上六里間の山谷を浸しけり。大蛇は之を見て時分は好しと、太く長く重き身軀を激流にうかべ、悠悠と下を指して泳ぎけるに、餘りに水の勢や強かりけん、大山崩れかかつて大蛇を埋めてけり。其後年経るままに、埋めし土の流れ去りて、大蛇の白骨現はれ出づるを見て、口と思しき所へ、手を伸べて指込む人ありしに、僅に上脛のあたりへ、達するに過ぎざりきとなむ。是より諸人集り至て、或は其の肋骨を取て、山畑の鹿垣に結ぶものあり、或は其の胴骨を取て、澁柿を春く臼とするものあり、其他、脊腕の踏臺とするものあり、花壇の寄せとするもの等ありしが、年代久しくなりて、今は臼も踏臺も無く、形の似たるものに稀なれども、時には油の凝りたる如きものの、數多着きたる石を見ることあり、土人は之を彼蛇の油と稱し、削取つて切疵の薬とす。然れども近頃は、これを山洞鐘乳の凝りたるものにて、蛇の油にあらず、從て大蛇の説も虚ならんといふものもあるなり。(煙霞倚談) ○閏正月七日、徳川家康東海道を西上せり。是れ去秋關八州に封ぜられし恩を、上洛して謝せんがためなりとぞ。○廿三日、奥州黒川城主伊達政宗、其臣片倉小十郎と、從者十數騎とを從へ、帖金礫柱を、馬前にかかけしめて西上せり。觀者みな之を異とす。政宗嘗て國に在り、奥州の亂徒に與するの疑を蒙りたれば、秀吉に謁して、自ら之を陳謝せんと欲し、今遠く上洛するに至りけるが、政宗自から以謂らく、我上洛して如何に陳すとも、公また容易くは免すまじ、免さざれば極刑なるべしと、國に在つて已に死を決し、礫殺を分としたれば、本國より此の礫柱を携へ來しなりといふ。傳へいふ、政宗京師に入るに及び、觀者みな驚て曰く、「往古より、朝敵の降る者數多ありと雖も、未だ此の如く死を輕んじ、志を屈せし者あるを聞かず」と、賞讃して語りありとぞ。○二月二十日、京師に於て、茶道宗匠千利休誅を蒙り、首を三條屋橋に梟せらるといふ。利休は名を宗易といひ、泉州堺の人なり。凡そ茶禮は、東山慈照院殿の時盛に行はれ、其後珠光・紹鷗に委しく、利休に大成せるものにて、其名世に高く、且つ驕奢大不敬自ら亡びたれば、世戒のため其概を示さん。去る天正十六年の頃、秀吉茶禮に長せる者數人を選び、朝に奏して綱位に叙せられしめんとせしに、利休獨り之を辭して曰く、「仰ぎ翼くは居士の稱號を得ん」と、秀吉之を聽し、大徳寺の長老、宗陳古溪和尚に命じ、之を授けしむ。利休は、此の如く秀吉の寵を蒙ること厚きに從ひ、世人の敬愛を受くることも亦少なからざれば、漸く豪奢驕慢の意を生じけん、洛外仁和寺の西田中に在す、光孝天皇御陵の石塔を墮ち、己が茶亭の庭に移し、中央を龕彫して燈籠とし、又船岡の墓石を取て、手水鉢として憚らず。且つ大徳寺の古溪と議し、己の木像を彫刻し、平木履をさへ穿たせ、山門の樓上に安置せしめけり。

利休誅せらる

茶道大成

利休大不敬

利休無禮

抑も此の山門といふは、親王より始め奉り、攝政關白の出入せらるる門なれば、世人之を見て、其の無禮を誹らざる者はなかりき。加之、頃年人の依頼に依て、茶器の新舊眞贋を検するに、其人の親疎厚薄に因て、其器の新舊眞贋を矯め、人を騙すること屢なりければ、秀吉遂に聞知し、大に怒つて曰く、「彼の奢侈狼藉此に至るか」と、因て直ちに中村一氏を召し、謂て曰く、「利休が御陵を犯し奉りしは亂賊なり。木履を穿



てる己が木像を、山門に上げしは狼藉なり。賄賂に依て、器物の眞實を決するは、騙詐なり。是れ皆な大罪なり。若し是をしも寛容せば、何ぞ政道を用ゐん。汝今より往いて自殺せしめよ」と、辭色甚だ悪しかり。一氏命を含み、往て利休の舍に就き、嚴に其旨を傳ふ。利休命を聞て驚かず、徐に數寄屋の内に入て釜を仕掛け、弟子宗嚴に命じて茶を點せしめ、遺物を整へて分ち贈り、心閑に茶を喫し畢て曰く、「此の茶碗も今よりは無用の物なり」と、手を舉げて庭上に擲てば輒ち粉碎せり。聽て辭世を書して曰く、

人生七十 力圍希咄 吾這寶劍 祖佛共殺

提るわかえ具足のひとつ太刀今此時ぞ天になげうつ

或は此の辭世を

利休めが果報のほどぞうれしけれ菅丞相となると思へば

と傳ふるもあり。利休死して後、前田利家・細川忠興等、命を受けて大徳寺に至り、古溪を見て曰く、「今日我等の此に到る所以は、殿下の命に依り、寺を墮ち和尚を誅せんが爲なり。然れども陳謝すべき旨あらば陳謝せよ、若し理あるに於ては殿下に復命し、宥むべくんば宥めん」と。古溪此時、自から必死を期しけん、懷劍を隠し持て出迎へ、辨解數刻、論じて曰く、佛法に上下貴賤の別なし、利休の像を佛門に置くとも何の罪かある」と、氣色共に壯烈なり。利家之を聞き、笑て曰く、「汝の言は罪を謝するにあらず、殿下と事の當否を争はんとするのみ。若し事の當否を論ぜんとせば、我も亦説あり、汝の言の如く、佛法に上下貴賤の別なしとせば、汝等宗門の争論起るごとに、何ぞ政廳に訴へて、是非の決を仰ぐや、便なる時は之を煩はし、

前田利家  
僧古溪を  
折く

僧徒も日  
本國民

便ならざる時は之に服せざらんとす。世間此の如き理あるか。且つ夫れ、僧徒も同じく是れ日本國民なり。日本國民の、日本政廳の公命に従ふは、素より其處なり。之に背く者、豈に能く其身を全うせんや。是をしも悟らざるか、愚なるかな古溪、畢竟汝の専はら努むべきは、今度の過を幾度も謝し奉り、殿下の御怒を和げ、事の平安を祈るべきにあらずや」と。衆僧之を聞いて、盲龜の浮木を得たる心地して、低頭平身、ひたすら救助を請ひければ、利家等歸て秀吉に謁し、全山悔悟謹慎の狀を復命し、心を盡して救解を務めければ、纔に破壊の難を免れしといふ。

利休罪科  
の一説

一説、利休の子吟子といふ者、艶麗比なし、秀吉去年黒谷を逍遙せし時、偶々之を見て俄に召出さんとせしが、此時に當て、政所は聚樂に在り、淀君は大坂に在りて、二所の侍女等、上下擧つて黨をなし、互に相排擠して和せず、心裡の争ひは水火の如くなりしに、忽然利休の女の事を告ぐる者ありければ、互に新に一敵國を生じたる感ありしとぞ。然れども政所は、愼み深く溫雅の性なれば、敢て意に介する所なかりしを、三條といふ女房、深く利休を怨むことやありけん、痛く拒みて曰く、「他人の女ならば、幾百人なりとも否むまじけれども、利休の女のみは、死すとも召さすまじ」と、政所を諫めけり。又、淀君は、利休に怨はなけれども、其女若し寵を得るに至らば、彼の黒百合茶宴の秘計も、或は露はるることもやあらんと虞れて、是も一向支へ止むる計をぞ運しける。斯くて利休も、漸く疑はるるの端生じければ、其女を召さるるに及びて以謂らく、「女を賣て富貴を得たりと、世に評せられんは遺憾なり」と、即ち託言して曰く、「此女前に百舌屋某に嫁せしめしに、不幸にして夫を失ひ、尼とならんとせしを、強ちに制して、其襟こそは止めたれ、心は既に菩提に入りければ、假令召さるとも、唯、興を醒ますに過ぎじ」と、敢て命に應ぜざらんとす。秀吉之を聞き、大に怒て曰く、「彼、頭髮足爪我が恩を蒙らざるなきに、其答ふる所何ぞ無禮なるや、彼の禿頭顱を斬るに、何の難きことかあらん」と、終に此に及ぶ。



利休の刑罰過輕

大工新三郎  
大工村

支那の如き禪讓放伐の國すらも、長陵一杯の土を盗む者あらば、三族を罪せんとして疑はず、況や萬世一系の皇國に於てをや、利休の罪一身に止まる、輕に過ぐと謂ふべし。特に掲げて、之を四疊半の客に告ぐ、○廿四日、遠州豊田郡阿倉村玖延寺領内に、大工新三郎といふ者あり、此比新に城普請の役を蒙る故を以て、従來の諸役を免除せらる。新三郎の家は、代代工匠を業とし、常に公役を奉ぜし舊家にして、其の住する所を大工村と稱す。

御城へ大工役仕候間、百姓なみ之諸役等有間敷候、其元村之名主も、御心得可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候、仍<sup>テ</sup>如<sup>シ</sup>件。

天正十九年卯二月廿四日

堀尾賀門

大工新三郎殿

朝鮮軍役令

堀尾賀門は、周智郡領家村の地頭職たる人なり。(掛川志稿) ○三月十五日、豊臣秀吉、已に朝鮮征伐の議を決めければ、此日、朝鮮軍役夫徵發の令を發せらる。徵發の人員は、國に因て同じからず。嶽南地方の輕重は、他國に比して知るべし。

朝鮮陣軍役之事

- 一 四國九州は、高一萬石に付て、六百人之事。
- 一 中國・紀州邊は五百人。
- 一 五畿内四百人。
- 一 江州・尾・濃・勢四ヶ國は、三百五十人。

- 一 遠・三・駿・豆邊三百人、是より東は何も二百人たるべし。
  - 一 若州より能州に至て、其間三百人。
  - 一 越後・出羽邊二百人。
- 右之分、來年極月に至て、大阪へ可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>參着<sup>セ</sup>候、出勢之日限、重て可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰出<sup>サ</sup>候、守<sup>リ</sup>其旨<sup>ヲ</sup>宿陣不<sup>ニ</sup>指令<sup>セ</sup>様に、成<sup>シ</sup>其意<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>ス</sup>者也。

天正十九年三月十五日

秀吉

吉

(太閤記)

東海道修理

江尻城  
小芝城

○此春、豊臣秀吉、其臣長東大藏少輔正家を以て、道中奉行となし、小吏許多を従へ、東海道を下り、道路を修繕せしむ。此に於て、駿河國府中城主中村式部少輔一氏も、蒔田主馬・堀久左衛門・中嶋左門等を命じて、道中修理司とし、長東正家の隊に會し、役夫を率ゐ、共に其の修築に従事せしむ。此時、江尻驛舎を引き、小芝城の外郭を毀ちたる跡に移り住せしめ、巴川を舟渡とし、海船橋の西に達せしむ。(寺尾家記・駿河名勝遺蹟) 小芝城は、江中山小芝城と稱し、江尻城の別稱にして、中村一氏の臣横田隼人の守る所なり。隼人は横田内膳の三男にして、小芝近習小路といふ所に住せり。後世小芝森といふ所ありて、其の近傍に古城址の存するは、蓋し其名の存せるものならん。此の小芝城は、武田家の始めて築く所にして、天正十年三月、穴山梅雪信君の居城となり、後、梅雪徳川家康に降り、勝頼の滅亡後、家康に従て京師に上り、本能寺の變に及で、上方にて横死したれば、家康將士を置きて守らしめしが、小田原役後、中村家の領となり、此に至て、其の外郭を町家としたるなり。(東海道圖會) 惟ふに遠州見付以西の道路變更し、一言坂の古道となりし



一言坂古道となる  
江尻火  
も、亦此時よりなり。○四月四日、駿州江尻驛本郷より出火、驛中悉く灰燼となる。(寺尾家記) ○五月朔、駿府城主中村一氏、符を與へて、駿州鍛冶職の諸役を免除せしむ。當時、駿府の鍛冶には三類ありて、地鍛冶・瀬名鍛冶・上鍛冶といふ。地鍛冶・瀬名鍛冶は、刀劍農具を作り、上鍛冶は、釘類舟具を作るを主とす。而して駿府鍛冶町に住する鍛冶は地鍛冶にて、名を藤原兼法といひ、三鍛冶の長と稱す。兼法は美濃國關の流にて、銘鑑には下作と稱す。永祿の比移り來て以來、三鍛冶の長となれりとぞ。  
國役仕鍛冶諸役令免許之條、爲給人違亂不可有之者也。

大正十九年五月朔日 (宋印)

駿河鍛冶衆中

此書は兼法家に藏すといふ。(駿河記) ○六月廿五日、奥州守護蒲生氏郷、兵を從へて東海道を領國に歸る。

蒲生氏郷  
東下  
先是、奥州九戸の亂將九戸修理政實、降伏して死を免さると雖も、未だ反側の志を變ずる能はず、京勢の隙に乗じ、先に深山幽谷に隱匿せる、大崎・葛西・羽州庄内等の一揆を催促し、謀を櫛挽出雲・久慈備前等と通じ、所所の舊壘を修築し、再び反旗を翻したれば、京勢の留守淺野の家人等、之を討すれども勝つ能はず、之を京師に報す。秀吉も豫め此事あるを計りたれば、直ちに追討の令を發し、先鋒を蒲生氏郷・伊達政宗に命じけるが、蒲生氏郷は、己が郷内の事なればとて、命を受くるや直ちに兵を整へ、去る廿日京を發し、今日是處を通過せしなり。

伊達政宗  
東下

此時、伊達政宗も死を免されて京師に在りしが、此亂起るに及び、今度は特に軍忠を盡すべきの命を蒙りければ、氏郷に後ること數日にして、同じく兵を從へて東下せり。初め政宗謀を亂徒に通じ、氏郷を攻め

政宗の大  
度

んとして謀洩れ、召されて京師に上るや、妙覺寺に館して、命の下るを待ちけるが、秀吉深く慮る所ありけん、吾自から裁判すべしとて、召して聚樂の第に至らしむ。時に秀吉は、氏郷の部將山戸田・手越等の得たる、政宗の郷人を煽動して、一揆を起さしめたる自筆の廻文を示し、責問して曰く、「汝が手跡に紛らふ所なければ、速に其實を首して、罪に服すべきなり」と。政宗平然として、答へて曰く、「請ふ、其の自筆の廻文と稱するものを示し給へ」と。秀吉之を聽す。政宗反覆見終て後、また曰く、「願くは料紙と筆硯とを得ん」と。秀吉許して與へしむ。政宗即ち同文の楮を認め、前書と併せて献す。秀吉見終り、傍なる五奉行に示して曰く、「是れ見よや、一字一點の相異だになし。政宗の罪容すべからざるに在り」と。

政宗之を聞き、謹で答へて曰く、「山戸田・手越の二人は、幼時より某が近習となり、共に蘆名盛氏の手跡を學び、後には二人とも、某が祐筆を命じたれば、筆法判形等に至るまで酷だ相似て、某自から讀過するさへ眞偽を誤らんとす。況や他人をや。同筆と見給ふも理なり。然れども此書は、彼等二人の偽書にして、某を一揆の黨と讒せんが爲に、謀に作りたるものなることは明かに知らるるなり。其故如何にといふに、元來某が判形は鶴鴿の形を用ゐ、鶴鴿の眼は、月の上中下のしるしを分けて書入るるを則とせり。若し疑ひ給はば、今日大小名の中にも、某が書札持たる人は多かるべし。御召寄せ御覽あらせ給ふべし。某敢て言を左右に託して、苟も罪を免れんずる、世の小丈夫輩の所爲を、敢て眞似ばんとするにはあらざるなり」と、秀吉乃ち諸將に命じて、政宗の書を出さしめ、面前に於て之を檢せしめしに、鶴鴿の點眼に墨の異同ありて、政宗の言に違ふ所なければ、秀吉俄に解然として、顔色を和らげて曰く、「然れば山戸田等の得たる楮文は、



全く讒間の偽作に係る謀書なり。政宗は正義の武士なり。何ぞ此の隠謀を企つる者ならんや」と。政宗之を聞きて大に悦び、恩を謝して出づ。其後、秀吉また政宗を召して、聚樂に饗せしことあり。政宗は片倉小十郎に刀を捧げ、平田五郎に草履を携へて以て従はしむ。五郎は東國無双の大力なり。玄關前に在て、政宗の出づるを待ちけるが、其の徒然を慰めんとてにや、戯に玄關柱を片手して揺動せしめければ、勤番の輩大に恐怖せりといふが。是れ政宗が、敵の膽を奪はん爲の謀なりきとは、知る人ぞ知らんと、心ある者は密に語りありとなむ。斯くて政宗は、尙ほ京師に在りしが、今九戸の再亂に會し、秀吉命じて還らしむるなりけり。

家康の評

世に傳ふ、此頃、井伊直政密に家康に告げて曰く、「今度政宗の隠謀は、彼書證して餘りあり、然るを殿下の智にして、忽ち彼の巧言に惑ひ、其罪を赦して疑ひ給はざるは、如何に思召し給ひけん」と、甚だ其意を得ざる面色なりき。家康曰く、汝未だ其意を知らざるか、殿下の智、豈に政宗の隠謀を知らざらんや、知て且つ彼の陳謝に任せ給ふが、殿下の殿下たる所以にして、其度の廣大なる、其智の深遠なる、到底凡人の測知るべき所にあらず。而して政宗また尋常の將にあらず、彼京師の召喚を待たず、自から僅少の從騎を以て上洛し、毫も疑懼逡巡の色なきは、洵に豪傑の所爲といはざるべからず。加之、彼の檄文を、殿下の面前に於て寫し終て、己が自筆に紛れなきを示し、然る後徐ろに判形の相違を説き、終に其の偽書なる所以を證したるは、寔に大膽不敵にして、思慮細密と謂ふべし、到底常人の企及ぶ所にあらざるなり。併も關白が其の有用の材たるを知り、免すべからざる隠謀の迹を明めながら、特に間者の偽書に託し、其罪を免して問はず

政宗の大膽秀吉の大膽

徳川家人等受封

る大膽に至ては、政宗の膽を百倍すとも及ぶべからず」と。聞者咸な悦服せり。○七月十四日、徳川家康の家人等、去年以來駿・遠・參・甲・信五州の食邑を避け、關八州新恩の地に移るを以て、租税の有司等査覈して、悉く之に證牒を附與せり。舊遠州横須賀城主大須賀出羽守に附屬せしめられし家人、久世宣廣・坂部廣勝・曾根長一・福岡忠光・丹羽金十郎氏廣・渥美勝吉・丹羽彌三氏吉等も、各、三百石づつ武州に於て加恩せらる。證牒は、大久保長安の捺印せるものなり。

横須賀衆加増

渡申御重恩之事

- 横田郷 一千七百三拾五石二斗九升五合
- 山中郷 一百九拾七石七斗九升五合
- 根岸郷 一百六拾六石九斗一升
- 合計二千百石者

右何れ三百石充之御重恩ニ候、其積りを以て御配當可被成候、御朱印は重て可被申請候、以上。

卯七月

大久保十兵衛 (判)  
原田佐左衛門 (判)

曾根孫太夫殿

久世三四郎殿

坂部三十郎殿

事蹟



丹羽彌三殿

福岡太郎八殿

丹羽金十郎殿

渥美源五郎殿

此等の輩を始め、大須賀家附屬の士は、遠州に在りし頃は、稱して横須賀衆といへりしが、忠政に従て總州に移住するに及びては、更に久留理衆といへり。但し、後、元和元年に至り、久世・坂部・曾根等は、家康に昵近し、福岡・渥美・兩丹羽・小笠原・松下の諸族は、頼宣に附屬せしめらるといふ。○此頃、尾張國清洲城主羽柴秀次、兵を率ゐて東下す。秀次は九戸の反徒を征せんが爲に、去る十日清洲を發せしなりといふ。○遠

大瀬村の牧野成行は、松下嘉兵衛之綱の從弟にして、初より家康に仕へて、三千石を領じければ、今度關東へ移るに及び、また其の代地を與へらるべきのところ、如何なる故にか、兼てより關白秀吉の爲に憎ま

れければ、家康之を憚りて地を與へず、菅沼定盈に屬せしめて、其臣に準ず。○或曰、徳川家康、此月十九日、九戸征伐として江戸を發し、岩付城に屯せし時、遠州井伊谷の舊領主近藤登之助秀用、家康の旅館に赴

徳雲寺

きて謁し、終に赦されて菜地を賜はる。秀用は石見守と稱し、先に井伊直政を反き去て、罪を得たる者なり。此説信じ難けれども、一説として存す。(雨夜のすさみ草) ○此月、遠州佐野郡土田窪の、光玉山徳雲寺を移し、同郡掛川驛西町に建立せり。本尊は十一面觀音にして、行基菩薩の作なりと傳ふ。開山を慈門供公と稱す。(掛川志稿) ○八月三日、内藤信成、令を沼津の川商人に下し、軍器を海路より駿府に運漕せしむ。

軍具輸送

御下文にまかせ、北山より出し候軍具、狩野川を下し、沼津へ向候處、着致候はば、早早海船にて駿府に可送者也。

天正十九年八月三日

内藤豊前守信成

大岡之沼津川商人

(駿河志料)

制令三條

爰に軍具とあるは、去年小田原征伐に使用したるものにや。○廿一日、關白秀吉、制令三ヶ條を天下に頒つ。

定

一奉公人・侍・中間・小者・あらしこに至るまで、奥州へ出勢より以後、新儀の町人百姓に成候者有之ば、其町中地下人として相改一切をくべからず、若隱置に付ては、其町一在所可被加御成敗事。

一在所之百姓は、田畠を打捨、あきなひ或は賃者等に罷出候輩有之者、其者之事は不レ及レ申、地下中可爲御成敗、並奉公をも不レ仕田畠も不レ作者代官給人として堅相改不レ可置、若於無其沙汰は、給人過料には其在所めし上らるべし、同町人百姓隱置にをめては、其一郷同一町可爲曲事。

一侍小者によらず、其主に暇を不レ乞罷出輩、一切不レ可拘、能相改請人をたて可置之事。但、右之者主人有之候得而相届にをいては、たがひの事に候間、からめ取、前之主之所へ相渡すべし、若此御法度を相背、自然その者がし候ば、其一人之代に三人首をきらせ、相手の所へ相渡すべし、三人之代不申付をめては、不レ被及是非候條、其主人を可被加御成敗事。

事蹟



右之條條所<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>定置<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件。

天正十九年八月廿一日

秀吉(朱印)

制令

○廿四日、關白秀吉、制令を天下に分つ。

定

御藏入並給人領中<sub>ニ</sub>、從<sub>ニ</sub>他所<sub>一</sub>之借付一切不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、若借り度由百姓申候はば、其代官給人として相計、分限に應じ利なしに可<sub>レ</sub>借<sub>ス</sub>之者也。

八月廿四日

牛頭天王 ○九月九日、遠州周智郡大日村、牛頭天王社の神體として、薬師佛を安置す。佛像の長一尺餘、祠六尺あり。佛像の背に書して曰く、

大雲院

大日村天王御宮御本地薬師如来、天正十九年辛卯九月九日、神主小野田助左衛門尉、神主小野田求馬、と、牛頭天王社は、字向屋敷に在り。(掛川志稿) ○十月廿三日、遠州佐野郡上垂木村、瑞霧山大雲院開山蘭

船艦修造

室宋佐和尚寂す。和尚は、駿州安倍郡慈悲尾村増善寺七世の法繼なり。(掛川志稿) ○此月、豊臣秀吉令を下

山内一豊  
心を政治  
に止む

して、明國征伐の旨を布告し、使者をして特に徳川家康に告げしむ。家康乃ち伊豆國の材を伐採り、大に船艦を修造せしむ。高力清長命を蒙りて役を董す。(逸史・野史) ○十一月三日、遠州掛川城主山内一豊、先に掛川に封ぜられて後、心を政治に用ゐ、從來の弊政を整へ、城池を浚ひ壘壁を築き、大に其の面目を改めしが、此日宗高村農池谷清右衛門の家系を按じ、宅地の賦税を免す。宗高村は遠州城東郡に在り。

宗高村清  
右衛門

其方屋敷並竹木共令<sub>ニ</sub>扶助<sub>一</sub>訖、聊不可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>異儀<sub>一</sub>者也。

天正十九年十一月三日

山内對馬守一豊

清右衛門かたへ

(掛川志稿)

鬼岩寺

○十二月八日、藤枝町鬼岩寺、夫役傳馬等の諸役を免除せらる。

作右衛門手前、おに岩寺方政所之儀に候條、夫役傳馬以下役等有間敷者也、仍如<sub>レ</sub>件。

天正十九年卯極月八日

藤八右衛門尉忠清

藤枝鬼岩寺方へ

作右衛門

(駿河記)

江尻驛移  
轉

○此月、駿州江尻驛家、移轉の土木工を竣へ、巴川の架橋も亦落成したれば、驛路全く相通ず。是より舊驛は漸次衰廢に屬し、遂に畠と成り、唯、元宿の名を存するのみとなれり。世に稱す、道路修繕と、四月四日の火災とが、此役移轉の大原因となれりと。

江尻は、三枚橋より、舟路の交通ある所なり。東海道名所記云、なとこ申すやう、三枚橋より、舟にのると申すは、いづかたまで付侍るといふ、亭答へてはいはく、ふねにのり侍れば、江尻へ七里を渡り候、舟賃は、一駄荷ののりかけは、料足十五疋なり。人は一人を五疋づつの定まり也、東風の吹時はよし、其外は、のりにくき所なり。やもすればあやまちあり、歩道は、江尻まで十一里半なり。ただおなじくは陸を上り給へと云ふ。

沼津、東の方の町を、三枚橋といふ、是より日和よき時は、江尻へ舟に乗る。海上七里あり。富士おろしはげしき時



は、風たつゆへ渡海せず。(吾婦路記)

龍禪寺村  
駿府郭外の溝

高山村  
旭増寺

寺田郷

秀忠東歸

本間五太夫

家康新貨を製す

大判小判

○遠州敷智郡市場村を改めて、龍禪寺村と稱す。其の月日は詳かならざれども、大凡此頃の事なれば此に記す。此地は、龍山公の古蹟あるに依て其名高し。(遠江風土記傳) ○駿河國府中城主中村一氏命じて、駿府町外に大溝渠を穿たしむ。一氏去年京軍に加はつて、小田原を攻めしに、其の久しく陥らざりしは、郭外に惣溝のありしに因るとし、以て此の土工を起ししといふ。○遠州佐野郡幡鎌村最福寺九世に、濃山盛暲和尚といふ者あり。同郡高山村に、一寺を創め神谷山旭増寺といふ。旭増寺の門前に天王神社あり。是れ山號の因て生ぜし所以なりといふ。此寺後に最福寺住職の隱廬となる。高山村は、大高山の東麓に位するに因て生ぜし村名にして、古は高山より、宮嶋・寺田と南へ三村を連ね、寺田郷と呼びし所なり。(掛川志稿) ○此月中旬、江戸城主徳川家康の世子秀忠、東海道を東に下る。京師より江戸に還るなり。○遠州大屋堀之内の人、本間五太夫といふ者あり。江戸に仕へて大番衛に列し、二百石を給與せらる。○世に傳ふ、徳川家康、關八州に通用せしめんと欲し、後藤徳乗、及び其の門人庄三郎光次に命じ、黄金を以て大小二種の形を定めて鑄しめ、稱して大判・小判といふ。大判は四十八匁、小判は四匁八分を以て、一枚の定量となす。大判は、已に室町時代より用ゐる來しものなれば、形状重量共に其例に據りしが、小判は家康の新案なり。昔より今に至るまで、小判といふものなければ、大判以下の用には、灰吹銀・砂金・板金を用ゐ、權衡を以て其の量を計り通用せしがゆえに、其の繁雜なること到底急遽の用に應ずべくもあらず、世世其繁に苦めるを、家康之を憂ふるに久しかりしが、此に至て此舉を企てしなり。凡そ小判の量を四匁八分とせしは、昔より通用せる金

後藤庄三郎光次任造幣  
庄三郎家系

濱松の二諦坊

松下常慶略傳

錢の量を四倍せるものにして、是より金錢と共に通用するなり。而して我が伊豆國は、當時徳川領なれば、此の金貨も直ちに行はれければ、駿・遠にも漸次行はるるに至るべし。(難波江・茅窓漫録)

後藤庄三郎光次は、後藤彦四郎利徳の子にして、祖先は大膳大夫大江廣元の弟、武藏守親廣入道連阿に出づ。連阿の後裔に、濃州加納城主長井藤左衛門尉利氏といふ者あり。利氏の曾孫を彦右衛門尉利治といひ、利徳の父なり。利治加納城に戦死して後、利徳沈淪して京師に在りしが、家康その祖先の由緒を聞きて召用ゐぬ。而して光次は、文祿二年始めて家康に召され、其側に仕へけるが、此時より家康の命を受けて姓を後藤と改め、名を少輔三郎と稱せしとぞ。少輔三郎を少三郎と書す。國訓は同じきなり。(家記)

○遠江國敷智郡濱松の二諦坊は、徳川家康の濱松城に在りし時、深く祈願を罩めて創建せし地にして、毎月十八日必ず参拜せし所なり。而して住職常慶は、加賀國白山の大先達法印と稱し、亦深く家康の寵する所となりければ、寺領として、海老塚・寺嶋・鴨江等、三村の内に於て、五十二石寄進せられしが、此に至て、秀吉また故の如く朱印を與へて、毫も増減することなかりき。三村は皆な敷智郡に屬し、二諦坊の近傍に在りて、後世江戸時代に至ても、長く此寺の領に安堵し、且つ此寺の住職は、世世宇多天皇の勅願として、聖寶僧正の開基たる、和州吉野郡百螺山鳳閣寺の住職を兼帯するを例とし、色衣を許され、此派の修験者一萬四五千ヶ寺の總管となり、常に江戸に住し、法中の取締に任せしが、是も常慶の遺蹟ならんか。常慶は俗姓を松下と稱し、松下嘉兵衛之綱の一族にして、性潤達大度、最も賦税の法に精しかりければ、家康の濱松に在る間は、常に陣中に從へ、兵糧運送の事を掌らしめ、且つ祈禱被讓の祭事を司らしめられ、其の駿府に移て



駿遠寺社領  
熊野權現

後は、駿州全部の租税を沙汰し、併せて廚の收支を司らしめられしが、是ぞ後の所謂賄頭の始なりける。常慶の家康に重用せられしは、後世駿府城に常慶門、常慶櫓等の稱存するにても知らるるにて、常慶は修験にして、吏才に長じたる者と謂ふべし。○世に稱す、當時駿・遠の寺社領は、概ね徳川家康の寄進狀に依り、更に新に秀吉より朱印を附して、寄進せられたるものなりと。○遠州佐野郡倉真郷佐野村の熊野權現の祠を創立す。當時の棟札尙ほ存せり。

奉造立御熊野拾六所權現成就之所

遠州佐野倉真郷佐野村

(掛川志稿)

奥山城主  
有定卒す

◇二十年正月九日、遠州周智郡地頭方村、久頭城主奥山左馬允有定卒す。法名を久屋家山居士といふ。有定は奥山民部少輔貞益の次子にして、母は和田河内守の妹なり。兄大膳亮吉兼といふ者あり、武田信玄に仕へて、二千貫文を食み、江戸時代に至て尾張侯に仕へ、參州美園郷に住し、一千貫文を知行せしが、有定も同じく信玄に仕へ、知行三千五百貫文を食み、後保科彈正に仕へ、此に至り終に卒す。(遠江風土記傳) ○二月、此月の初、五六日の頃より、徳川家康・上杉景勝・伊達政宗・佐竹義宣・南部信直・結城秀康等の諸將、各、軍旗を春風に翻へして西上し、士卒鞍馬の、絡繹として絶えざること數日に及びぬ、先是、豊臣秀吉朝鮮征伐出師の期を定め、諸侯に達せらるることありしが、其の大意にいふあり、曰く、

朝鮮出師

先陣は、小西攝津守行長・加藤主計頭清正二人に命じ、三月早渡海せしむべく、其他、渡海の軍勢は、廿萬七千五百七十餘人にして、自他の諸將は、肥州名護屋に在陣し、一左右次第渡海すべし。秀吉は、三

月廿六日京師を發し、名護屋に赴くべし。云云

伊豆山中  
の伐木

と、今諸將の鯨を連ねて上洛する所以は、皆な秀吉に従て、九州に至らんとするなり。○去年以來、徳川家の士、高力左近清長奉行となり、山本帶刀成行・津金勘兵衛久清・多田三八郎・嶋宮内等之に従ひ、伊豆の山中に入り、日日樹木を伐採り、多く船材を整へ、軍船を作つて措かず、今尙ほ丁丁の音、山谷に響きて絶えざれども、是れ先に關白秀吉の發せられし、船材に關する軍令に従へるなり。令に曰く、

船材の軍令

一富士山にても、船板同かこひの板以下、杉・檜・楠見合、手まはしよき所にて、船につくらせ可申候事。  
一船のしきの板は、熊野にても富士にても可取之事。  
一船大工・かち・おが・そまの事、九鬼大隅船に召遣候外、伊勢の國の分、並美濃・尾張・三河・遠江・駿河、悉付立可召遣、右之船大工・大鋸・杣にとりかへとして、國國にて、先三石成共、五石成共、見合可遣事。

一伊勢・三河・尾張・遠江・駿河・和泉・攝津國・播磨、近郷浦浦のかこ共殘候間、相改、有次第、右之船共之かこに可被申付候、就ては御かし米之儀可遣事。(甲子夜話)

豆州の天  
正院の景

此の令中、豆州の事に及ばざるは、徳川家の領に屬する故なるべし。○此春、相州の僧寶泉和尚、豆州岩科村に遊び、常照山天正院の堂宇新なるに、庭樹の鬱蒼たるさへあるを見て、大に悦び、詩を賦して主僧に贈る。

今茲壬辰春遊是寺、見堂宇之新焉、庭樹之鬱焉、謹賦三十八言呈于主人公之座前、  
新居結構寂無譁 景指煙霞作自家 文章盡美野山記 若木枝頭四照花

事蹟



豆州の藥  
王寺

此寺は、近年僧悟峰省禪師の開く所にして、寶泉和尚は、此寺の記を作り、且つ山號をも、撰びて常照といひしといふ。寶泉は、悟峯の弟子なり。(豆州志稿) ○僧誠譽といふ者あり、豆州熊坂村の、天醫山藥王寺を再興し、改めて淨土宗となし、自から居る。此寺昨十八年兵燹に罹り、纔に佛像のみ存せしを、此に至て再興せしなり。誠譽は光照寺五世の住僧なり。(豆州志稿) ○四月八日、志太郡上河内村大井山峯叟院の中興

峯叟院と  
今川家



壽 桂 尼 像 (岡埜谷氏藏)

の開山、彭山東菊和尚寂す。此寺もと沓谷龍雲寺末なりしが、東菊此寺に閑居するに及び、今川氏眞の、新に伽藍を建て再興したるものにて、寶物にも、古法眼元信の異畫と稱せらるる、右に雲龍、左に竹虎、中央に不動明王を畫きたる、所謂龍虎

今川氏親  
の室壽桂  
尼

へど、今川氏何故の寄附か。此寺には尼公の影像とて、淺黄の帽子をかぶり、黒衣を着し、珠數をつまぐりたる尼の畫像あり、今川氏親の室、龍雲院殿の御影なりと傳へらる。然れば、其の關係を悉くせずとも、今川家の之を疎にせざりし所以は知られんか、尙此に一書の參考に値するものあり。

今川義元の母の朱印

するがのくにしだのこほりさまの郷ひなたむらのわきがうちの百姓しきの事

右、年來、ひなたの四郎ゑもん、かかへたりといへども、年貢以下、數年ぶさたせしむるの間、今より後、五郎ゑもんかかへの分、山たひらとも、四郎ゑもんいろひなく、直に納所すべし、もし四郎ゑもんたいてんにをいては、ひなたともに、年貢公事以下あひまかなふべし、かねては又、年來、いゑ四間の分、むねべち、納所せしめざるよしいへ共、なほのちのため、きうをんとしてふちせしむ、しかればてんやくとうのくにやく、めんきよせしむ、諸年貢定夫以下、年貢のごとく、ぶさたなくあいつとむべき也、仍如し件。

永祿貳年十二月廿三日

をかのや五郎ゑもん尉

小西加藤  
朝鮮に向  
て發す  
唐人十人  
と日本人  
一人

此地は、尼公の湯沫の邑なりしなるべし。○十三日、朝鮮征伐の先鋒小西行長・加藤清正等、肥前國名護屋を發し、朝鮮國に向ふといふ。先是、秀吉名護屋に至り、本營を定め、諸將の部署を定め、宇喜多秀家を元帥に加藤清正・小西行長を先鋒とし、陸軍を分ちて八軍となし、別に水軍をおき、總軍合せて十五萬八千七百人、別に名護屋に滞在せる者十三萬餘人、而して渡韓の兵は、大概西國勢にして、駿遠の兵は之に加は



らざりき。世に稱す、太閤此時の人数配りは、唐人拾人に、此方の人一人あてのつもりなりきと。○廿八日、小西行長は、釜山浦の城を陥れ、加藤清正・黒田長政等は、金海・昌原等の城を攻陥せりといふ。是れ朝鮮征伐最初の攻城なり。○此月、江戸城の土木起るといふ。(松平家忠日記) ○八月廿五日、豊臣秀吉の母大死 應病て薨す。天瑞院准三宮春岩桂公と諡すといふ。○九月三日、地大に震ふ、○廿日、遠州榛原郡切山村知生寺の、熊野三社権現社を造營せり。當時の棟札に書して曰く、

地頭賀野次左衛門殿、勝間田庄知生寺村社人、吉岡三郎左衛門、

賀野氏力を盡して造營せしものか、此神社は、元來吉岡氏の土神なりとぞ。(掛川志稿) ○十二月八日、改元して文祿といふ。○此歳、久貝因幡守正俊、地を遠州佐野郡田中村に占し、一伽藍を創め、十一面觀音を安置し、白翁山高福寺と號し、龜岩存菴和尚を以て開山とす。田中村は、昔天文の頃、今川高福といふ者の住

佐野郡田中村の高福寺

せし所にして、高福の此に住せしは、剃髮して高福入道と稱せし後の事なり。而して正俊の是を創めし所以は、高福入道の冥福を修めんが爲なりといふ。正俊の父は正勝といひて、市右衛門と稱し、初め今川家の幕

久貝氏

下に屬せしが、今川家滅亡後、退いて田中村に住し、天正十五年三月十八日卒し、法名を白泉寺殿東巖善照居士といふ。即ち同村白泉寺の開基なり。正勝の居は、久貝吉兵衛の宅地にして、今も其佛の存するを見る。

即ち宅地の左右には城濠の址、東方には的場の址、前面には川も流るるなり。昔は、此川に欄干橋を架した

上總介忠輝生

りきと、郷人はいふ。(掛川志稿) ○徳川家康の妾茶阿局、男子を産す。雙體なり。松千代・辰千代といふ。松千代天す。辰千代色黒くして孤眼、容貌甚だ醜なりければ、家康之を子視せずして曰く、「武將の相なし」

茶阿局

と、野州長沼の人、皆川山城守廣熙密に迎へて之を養ふ。後に上總介忠輝といふは是なり。茶阿局は山田氏、遠州金谷地方の人にして、初め大工某の妻となり、一子を儲けしに、時の代官某、その容色の美なるを見、之を奪はんと欲し、罪に擬して其夫を殺せり。茶阿大に憤慨し、奔て濱松に至り、之を家康に訴ふ。家康其の容姿を悦び、代官を罪し、茶阿を容れて妾とす。茶阿は即ち此時よりの稱なり。(古老茶話)

朝覺姫は、遠江金谷の産なり。父は山田氏、未だ其名を詳にせず。初め金谷の鎔工に嫁せしに、素より姿色ありければ、衆これを慕ひ、遂に誣ひ争ひて、遂に其夫を打殺せり。時に姫一女子を懐き、奔りて參州吉良郡に到る。會、徳川家康出でて獵しければ、泣き且つ訴へて、夫の仇を賜はれと哀み求めけり。家康其情を憐み愛し、嚴令を下して、其仇を誅し、姫を納れて寵幸す。(野史)

上總介様御母おちあさま、かなやどのとも申つる。子細は、遠江かなやと云ふ處の百姓の内、申分にて人に、ころされ、其妻がなしさのまま、御目安をかつき、路次はたに居たるを、家康様御覽じて様體御尋、非分申かけたる百姓、罪科に被仰付、御ころさせ、御目安かつきたる女房、則濱松へ御めし連、御手かかりて上總介様御誕生、牧野に宗輝様御座候時分の事、御家中衆よく存じ申候なり。(石川正四郎見聞集)

怪 姥ヶ池の 怨の情甚だ深く、自から其心を制する能はず、日夜煩悶に堪へざるが如くなりしが、此日遂に姥ヶ池に投じて死すといふ。而して其の死後其靈永く滅せず、往來の人もし池邊に臨み、其名を呼びて姥といへば、池底忽ち泡を生じて湧上る。此時再び姥甲斐なしと呼べば、いよいよ高く浮涌して、頻りに水泡を上ぐるを以て、見る者みな奇異の感をなすと。姥ヶ池は狐ヶ崎の南、姥ヶ原の内にある小池にして、池端に松樹二株あ



江戸城成りて標となる。(駿河染・東路鹽土傳) ○三月三日、江戸城の土木竣工すといふ。○四月三日、駿府城主中村一氏、判物を石工市右衛門に與へて、先規に任せ屋敷地を給す。文云、庵原郷石切屋敷、如<sup>ク</sup>前<sup>ノ</sup>被<sup>ル</sup>仰<sup>ル</sup>付<sup>レ</sup>上<sup>ル</sup>者、隨分奉公肝要に候、然者、國中之石大工申付候夫役等之儀、是又可<sup>キ</sup>爲<sup>ル</sup>前<sup>ノ</sup>筋<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>者<sup>也</sup>、仍<sup>シ</sup>如<sup>ク</sup>件<sup>ノ</sup>。文祿二年卯月三日、横田内膳正村詮・石切市右衛門と、横田内膳正は、中村一氏の老臣なり。(駿河志料) ○此月、北條左衛門佐氏忠死す。氏忠は北條氏康の第五子なり。或云ふ、氏忠は、家康の妾お萬、方の父にして、伊豆國に蟄居して、大關齋と號す。死して賀茂郡澤田村隆寺に葬る。林隆寺の側に、五輪塔あるは其墓なり。靈牌に大關齋大嶺宗香居士といふ。於萬の父は、已に記す、併せ考ふべし。(豆州志稿) ○八月三日、秀吉の妾淀君男子を産す。名けて拾丸<sup>丸</sup>といふ。秀頼是なり。○九月廿六日、遠州周智郡宇刈郷一色村の郷士、富永藤兵衛死す。藤兵衛は初め醫を業とし、甲州に在て武田信玄に仕へ、御伽衆となりしが、當時、遠州周智郡は、多く武田氏の領となりたれば、藤兵衛戍兵となつて、此地に來り住せしを、たまたま久野城主久努宗能の屬士に、富永半右衛門といふ者あり、嗣なきを憂ひ、養て子となす。半右衛門は宇刈七騎の一人にて、一色村に住する者なり。信玄の士に、伊豆守穴山梅雪といふ者あり。嘗て痔疾を患ひ、書を送て、藤兵衛に其藥を求めしことあり、曰く、

急度越<sup>シ</sup>飛<sup>シ</sup>脚<sup>シ</sup>候、痔疾再發、以之外相煩<sup>ト</sup>候、去年再發候砌も、其方藥相當候き、只今此飛脚に越<sup>レ</sup>給<sup>ル</sup>候、並附様模様養生之次第、懇に注意可<sup>ク</sup>給<sup>ル</sup>憑<sup>ル</sup>入<sup>ル</sup>候、恐惶謹言。

五月廿二日

信 君

村松藤兵衛殿

藤兵衛は卜齋と號す。法名を休牧常罷と稱したれば、また休牧齋ともいふ。卜齋の後三世を又藤兵衛といふ。山林の事に就き領主と争ひ、幕府に訴へて勝つを得て、山林は悉く其有とするを得たれども、領主と争ひし故を以て刑せらる。其妻横山氏之を聞き、直に馬に乗り、馳せて中泉代官所に至り、其首を請ひ受け、禮を具へて厚く葬り、諡して一心といふ。一心の後三世の藤兵衛は、法名を吟夕といふ。掛川城主井伊家の寵遇を蒙ること厚かりしは、今も其家に傳ふる所なり。宅後に楠の枯木あり、今は纔に其の根株を存するのみなれども、其の大きさは八拱に餘れり。相傳へていふ、「昔者亂世の頃、一家相携へ、難を避けて此村を去りしが、再び歸るに及び、此樹を標とせり」と、是れ他にも多くある例なり。(掛川志稿) ○此月初旬の頃、徳川家康の世子秀忠西上す。家康肥前國名古屋より、難波に歸る報ありたればなりといふ。○十月廿日、此頃、徳川家康東海道を東下せり。○十一月五日、松平主殿助家忠伊豆山に至り、伐木奉行と、材木の授受をなす。此材は、後二十七日より運搬すといふ。(松平家忠日記) ○此歲、渡邊市右衛門といふ者あり。伊豆國君澤郡の誓<sup>シ</sup>寺<sup>ノ</sup>。武田信玄の護身佛、地藏尊を安置せるが、是は僧故信の齋らす所なりといふ。故信は武田勝頼の庶子にして、武田氏滅亡の後、諸國を巡歴して、終に此に遁隱せるものなり。(豆州志稿・伊豆名迹志) ○甲州の僧雲勝といふ者あり、豆州に入て、廢長谷山成眞寺を再興し、田方に移して自から居る。今此寺の三嶋町宮倉に在るは、雲勝の弟子雲郭の、再び移ししものなりといふ。(豆州志稿) ○遠州榛原郡切山村田代の天王社を造營

事 蹟

一四五九



巨盜石川  
五右衛門  
殺さる

す。天王社は、此地の紅林次郎左衛門の氏神なりとぞ。(掛川志稿) ○洛陽の巨盜、石川五右衛門といふ者、其子及び同類等十一人と共に、七條河原に於て、釜煎の極刑に處せらるといふ。五右衛門は遠州濱松の侍にして、初の名を眞田八郎といひ、河内國石川郡の醫師、山内古庵といふ者、其の姻戚なるに因り、西上して其家に倚り、大に爲す所あらんとせしに、如何なる故かありけん、遂に公武の間に入出し、其の寶貨刀劍を竊取するを業とし、盛に黨類を集めて、其の巨魁となりしが、事露れて此の極刑に處せらる。時に年三十七、一子あり一郎といふ。年なほ幼なりしが、又父と共に煮らる。五右衛門刑に臨み、一首を賦して曰く、

石川や濱の砂子につくるとも世に盜人のたねは盡くまじ

(燕石十種)

石川五右衛門は、西上して後の名なり。川柳子、句あり。

五右衛門は生煮えのとき一首詠み

(俳風柳多留)

五右衛門は素手で歸つた事はなし

(同)

五右衛門は、壁を穿ち戸を鑽り農商の家を侵すが如き、鼠竊狗盜の所爲を屑とせず、巧に服裝を變じ、或は公卿となり、或は武人となり、朔望等、大小名庶士群參の日、大阪城・聚樂第等に至り、混雜に紛れて營中に入り、諸將各、其席に置ける重代の寶刀、若しくは鋭利なる良刀を擇び、己の佩ける鉛刀に換へて去る。是を以て竊まるるもの多くは覺らず、覺る頃は已に多くの時を経たる後にして、また如何ともする能はず、また之を人に告ぐとも、徒に懦弱の汚名を蒙るに過ぎざれば、難に遇ふもの互に秘し、固く口を噤みて人に語らず、唯、私に切齒扼腕するに過ぎざりき。されば其害を被るもの多きに比して、其説甚だしくは喧し

らず、從て其賊を索むることも急ならざりしなり。

石川五右  
衛門の歌  
舞伎

五右衛門が巨盜の名は、石川やの辭世と共に、永く上下の間に傳へられて、濱の砂子につくるとも、世に其の名は盡くまじきか。江戸時代に至つては、數十種の脚本に仕組みて、義太夫に歌舞伎に、其の舉動を演じ、其の心情を諷ひけるより、其の俠名はますます高くなりぬ。數多ある脚本の中より、二三を擧げて見んに、金門五山桐は、並木五瓶の作にして、安永七年四月八日、大阪角の芝居に於て、嵐羅助の、五右衛門に扮して演じたるが初演なりといふ。其の金壁燦爛たる南禪寺の山門に、五右衛門を點出する、夢幻的雄大な五瓶の構想もさる事ながら、稀世の巨盜を描出して遺憾なかりければ、五瓶の出世作と呼べると共に、世の歡迎大なるものありて、寛政十二年二月には、遂に江戸市村座の興行となり、初演羅助の子の羅助といふもの、五右衛門を演ぜしとぞ。其他艶競石川染は、辰岡萬作の作にして、寛政八年四月、大坂角の芝居に於ける狂言を其の初演とし、高麗大和皇<sup>ノミヤ</sup>白浪は、文化五年九月、江戸市村座に於て、初演を演ぜしが、作者は鶴屋南北なりき。又、木下蔭狭間合戦は、淨瑠璃にして、寛政六年二月、大阪北堀江座の手摺にかりしが、初演なりといふ。是は、若竹笛野と並木千柳と二人の作なり。(日本戯曲全集・石川五右衛門狂言集) 尙ほ擧げ來らば、石川五右衛門、傾城吉岡染、釜淵双級世、石川五右衛門一代記、仁王門端歌雜錄、大内山戀幕白浪、けいせい忍逢淵、演眞砂傳石川、館風扇白浪、稚櫻眞砂兒、濱千鳥眞砂白浪等ありて、十指を屈するも足らざるべし。(傳奇作書・脚色餘録) 俗説に、五右衛門と秀吉とは、若き頃の友なりしが、心の持方によりて、刑する人と刑せらるる人となれりといふは、編者が幼時、母より聞く所なれども、若しさる事ならば、秀吉が天文の普遠州にありし時の事なりけんが、さるにては、二人の年齢に隔りある心地せらる。兎まれ、五右衛門は、醜を萬年に流すものといふべし。桓温地下にあつて五右衛門を見ば、何といふらんか。

此時に當つて、淺野幸長といふものあり、獨り深く慮る所やありけん、常に玄關に於て刀を脱し、從者に命じて保持せしめ、己は唯、短刀のみを佩きて登營しければ、さすがの五右衛門も、終に其術を施すに由な

秀吉と五  
右衛門相  
友たり



りしといふ。されば諸將も漸く之を知りて、其の才警を稱しつつ、己も之に倣ひて、刀を家從に持たしむるもの出で来て、後漸く多くなりければ、聽て之が營中の士風となり、營中玄關の上へは、長刀を帶せざるを禮とするに至れりとか。因て惟ふに、凡そ古禮舊式など稱するものも、其の起源を尋ねれば、斯る類も少なからぬにや。(古老茶話) ◆三年二月六日、駿府城主中村一氏、老臣横田内膳正に命じ、命を富士郡岩本村に下し、公用の外、甲州信州への通行を止めしむ。文曰、

當地往來之者、傳馬用所付而者、口之付可相越候、其外如何様之者申候共、一匹成共相立間敷候、云

横往還 岩本は今も人馬繼場の址存し、甲州本栖へ通行の要路にて、之を横往還といふ。蓋し東海道の横往來の謂か、岩本は富士河東に在り、往時の渡船場にして、近世の場所より北なり。○廿三日、遠江國、西風強烈にして、草木を害す。(松平家忠日記) ○此頃、關東八州の役夫等、日に西上せり。是れ近日の中に、京都伏見城の經營あるべきに因り、徳川氏管内の役夫等、募に應じて上るなりけり。此時關東は、高一萬貫に付き、役夫三百人の比を以て徴發したりといふ。○三月十六日、遠州今泉の人、松平甚右衛門正次卒す。法名を清巖淨久といふ。正次は、右馬允宗忠の子なり。正次子なく養子正久繼ぐ、正久は後に右衛門太夫正綱と稱す。○此月、遠州周智郡天方地方の代官、古澤次右衛門・吉田孫左衛門等、同地の中嶋等山地の税賦を定め、符を里正山地助右衛門に與ふ。蓋し郷民等拮据困勉して、荒地を開拓せしものならん。

今泉の人 松平正次 卒 周智郡中嶋の新開地 右預申中嶋すかさわ山地之事

右預申中嶋すかさわ山地之事

代定、午とし者貳百五十文に定之、來年貢五百文に相定申付候間、無沙汰なく御年貢納所可仕候者也。

文祿午三月吉日

古澤次右衛門

吉田孫左衛門

天方之助右衛門かたへ

(掛川志稿)

○四月一日、遠州掛川城主山内一豊、佐野郡伊達方村慶雲寺に寺領を寄進す。寄進狀に曰く、  
爲御寺領屋敷一所、並田地貳反半令寄進之間、全可有寺納事。

佐野郡慶雲寺 松源寺開山 此に屋敷とあるは即ち今の境内なり。慶雲寺は龍門山と號し、伊達縫殿助の古墟なり。(掛川志稿) ○十日、松野村松源寺開基、矢翁宗徳首座寂す。松源寺は洞家にて、本尊は千手觀音なり。松野村は駿州安倍郡にあり。松野村にどうづき山といふあり。嘗て村民長四郎といふ者あり、山中のどうづき尾羽根といふ所に、火田してありけるに、俄に山鳴り風起り、林木動揺して凄じきこと言はんかたなく、長四郎も霎時とてこそと、谷間の岩がけに身を寄する折しも、丈餘の怪物あらはれ出で、木を折り枝を撓め、直走りに走り來るは、長四郎を目掛けて來ると覺えたり。長四郎驚いて、さそくの計らひに、身がまへして鐵砲おつ取れば、

怪物は早くも近づき來つて、鐵砲奪つて、遙の谷底に投捨ててけり。長四郎こは敵はじと、走つて山小屋に逃入り、あみ戸を閉づるを、怪物は何處までもと、後に續いて逐ひ至り、あみ戸の隙より腕さしのべて、むんづと長四郎の首筋を掴みけり、長四郎今は絶體絶命、逃れんとするも逃すまじ、如何はせんと危き中にも思案して、腰なる山刀をさつと抜き、後さまに急度突込みける。此の一刀手ごたへあつて、彼の怪物は絶叫



して跳去りけり。長四郎は、此の危難に魂消え魄飛び、聽て目眩れ足痿えて、其處に倒れ臥し、時移つて蘇りはしつれ、尙ほ茫然たること數時、漸く正氣に復り、我家に立歸ることは得しが、尋で重き病に臥して死しぬ。而して彼物も、後、足久保山中なる引木山の中に、斃れ死したるを見しに、大なる狒狒なりきと云ふ。

伏見城經營

由來安倍山中は、種種の怪物に富む所なり。長四郎の山刀は、子孫に傳へて今に存すとぞ。(駿河記) ○五月二日、先是、三月七日、伏見城經營の土木起り、諸侯おのおの分擔する所あり。徳川家康も亦石垣の一部を築くに任ず、此に於て、家康は其の分國伊豆の巨石を採掘し、海を航して大阪に廻漕し、大阪より河船

伊豆石と伏見城

に積みて伏見に送り、以て其用に供せしが、元來地を距つること遠く、且つ遠州灘の風濤を凌ぐ煩ひ多ければ、空しく光陰を過すことのみ多く、遲遲として工事抄らず、其の築造する所、他の諸侯に比して最も劣れりしが、此日偶、秀吉巡視して之を認め、奉行森壹岐守勝信に謂て曰く、「徳川の吏輩甚だ懈怠なり」と、頗

徳川氏の工事運る

る悦はず。家康之を聞いて大に驚き、如何はせんと、懊惱すること久しかりしが、復た計の施すべきなし。止むなく私に勝信の許に至り、請うて曰く、「暫く太閤倉廩の石を貸し給はずや、幸に許諾し給はば、先づ是を以て石垣を築き、尋で豆州の石船着津すべければ、是を官倉に充てて返納すべし」と一向に頼みけり。勝

信曰く、「元來太閤殿下の巨石を貯へ置き給ふは、諸侯經營の功を懈るとき、是を以て築き、以て其の怠慢を戒めらるべき爲なるを、私に君の使用を許さんことは、最も恐れあることなり。然れども、君の懇請を黙止するも、亦忍びざる所なれば、暫く君の言に従ひ、其急に應ぜん」と之を諾ひければ、家康大に悦び、奉

駿遠諸城主秀次に屬す

天下の檢地

閣再び監臨して之を見、大に悦びて曰く、「流石は大家の經營なり、日ならずして、此の莫大の成功を見るこそ快けれ」と、家康之を聞き、私に以謂らく、「是れ全く勝信の恩なり」と、是より家康は深く勝信を徳とし、其子豊前守勝永をも厚遇せしが、後關原役の時、父子共に西軍に屬しければ、軍敗るるに及で浪客となれりとぞ。世に稱す、伏見城竣工するに及で、秀吉驛に命じ、伊勢以東駿河に至る諸城主は、悉く關白秀次に屬せしめ、東國・北國・西國の諸大名は、皆な伏見に移り、邸宅を作らしむと。(慶長年中卜齋記) ○此歲、秀

三百歩一段

吉天下に令し、悉く檢地を行はしむ。數年を経て終る。此時古法を變じ、從來の三百六十歩一段を改めて、三百歩一段とし、而して一段の貢租は、古法に依て徵收したれば、此の總檢地に依りて增收すること、日本國中に於て、凡そ八百萬石の多きに至れりといふ。

一説、檢地は天正十七年八月の交より、長東政治家をして専ら當らしむといへど、一説には天正十三四年頃、已に着手せりともいふ。此頃、是乗坊といふ算學に深き人ありしが、政治家と相諮り、新に法則を定め、曲尺六尺三寸を以て一步とし、三十歩を一畝とし、十畝を一段とし、十段を一町とせり。(安土桃山時代史) 而して是れ以前は、丈量法も實積も、區區にして一定ならず、同じく一步と呼ぶと雖も、方六尺五寸・六尺三寸・六尺二寸五分・六尺一寸・六尺一分・六尺なりし等の相違あり、又同じく一段と呼ぶとも、九百歩・四百二十歩・三百六十歩・三百歩・二百五十歩なる等の差ありしが、此の檢地は、前の新法を以て施し、實地には小・半・大等の名を設け、一段の小割と稱し、坪付に記入することもありしが、此法は六進法にして、小は即ち二六ノ百二十歩、半は即ち三六ノ百八十歩、大は即ち四六ノ二百四十歩とするが如く、尙ほ累進しては、六六三百六十歩を、一段とすること無きにもあらざりしが、是は一の便法にして、其の一般の準則は、六尺三寸竿、三百歩一段なりき。



貫高を廢し石高となす

惟ふに當時の水帳は、今尙ほ各地に存すれば、詳なるは就て見るべし。又從來は、多く貫高を用ゐしが、是よりは悉く石高を用ゐしめられ、徳川氏も亦此制に従ひたれば、伊豆も駿・遠と同じく、其法に漏れざりしなり。

石高之事  
分米之事

石高之事 附分米之事

石高とは、村高の事にて、田畑致し檢地土地に應じ、上中下の位を分け、石盛を極め、田畑屋敷夫夫の高を寄合たるを石高といふ。則村高也。高辻と言ふも同じ、併高辻と唱ふるは、一村中の高何程有と言時杯には、高辻といひ、田畑の高を集たる義也。辻之字義會也。物の集たる形、高に不限、迷辻金辻杯と書、都而道路の四ツ辻杯、道の出會たるを辻と言も同じ。石高・村高とも上古は無之。戸數と言つて、家數を以何百何拾戸の村と唱入たる處、鎌倉將軍家の時分、東國西國とも、專貫高に成、一統何百何拾貫の村と唱は、其後、關東は永高始り、永高に而は何百何拾貫の村といひ、石高に成りたる已後村高と唱ふ。然るに石高の濫觴、何れ之書記にも駭と分ざれども、文祿年中、秀吉公の命に依而、諸國一統檢地有之、引續き御入國以後、慶長檢地も有、古制は追追衰廢し諸事改り、天正・文祿の頃より石高始りしとみへたり。石の正字ハ斛也、後醍醐帝延元年中、斛器を作らしめ給ふ。斛は斗也、石を提而是を口すゆへ、本朝後世に至り、斛之字ヲ不用、石の字通法と成なり。 往古の租税は、粗納に付、今石高といふは、則年貢粗石の納高也。古へは民間に金銀通用無し、諸色交易したる時節故、百姓は粗を以物を求、又錢もあれば粗に取交物を買し處、慶長以來、民間に而も金銀通用自由に成、粗遣ひ止し故、年貢も摺らせて取るやうに成、五合摺之積り、粗高の半分米にて納るに付、粗高は則村高に成、五合取の積に而米納に成たる處、村村異同も有之ゆへ、厘附と申義始り、納方は土地稻作の善惡に應じ、厘にて取箇を極、村高は噶物の様成る。前書之通にて、村高と言事中古より始り、往古は無之事ながら、後世に至ては、諸國之高極至て大切成者也。

但、高は石高に不限、萬事に有る事而、諸色を積上げ高く成集たる形をいふ。扱、貫高・永高、一事兩名の様を覺

分米

ゆる族も有れども、甚相違之事なり。貫高といふは、永何貫文に而ハ無之、何貫に而、田地の坪數を軍役を割付るより起り諸國に有之、又、永高は、東國に永樂錢通用より始る。關東に限る。委くは末の條下に記す。諸侯の領地、諸士の知行、幾萬石幾千石幾百石と言ふ事古法に非ず、鎌倉將軍家の時代までは、何國にて何百町・何十町と、田地之町數にて被三宛行、其後貫高始の足利時代には、何百貫何拾貫と、貫高にて知行す。又其已後、關東の諸士は、永高何百貫と領地したる處、信長・秀吉公の時代より、領地石高に成たる由、然れば天正の比より村高起りたる義とみへたり。一分米といふは、石高の事なれども、惣村高を分米とは不言、一村の内にて上中下所の畝歩の高といふ時、此分米何程と唱へる、是も書付・帳面等に、高を本行に書、脇書に此反別何程と書時は、分米とは不書、高何程と書、反別を本行に書き、脇書に高を付ルに、此分米何百何拾と書事也。一畝高の事を分米と唱ふるは、一村之内、所所の畝歩之分に懸りたる米を付る心にて、分と唱ふるなり。

貫高

一貫高之事 附一、六貫一疋之軍役、壹騎人數之事

貫高は、鎌倉將軍家之末、京都將軍家之始めより、田地に貫といふ事始り、知行・領地杯、此貫高を用ゐ、東國西國一統に行れし事也。北條相摸守時宗之時代に起り、足利尊氏公の比より、專行れし事と見へたり。貫といふは、永錢の貫文にはあらず。軍役の定めを、田地之坪に割附しより起り、六貫壹人といふ事有、田地千坪を壹貫として、六千坪を六貫とす。六貫の地より軍役壹騎を動る。本朝古制、人皇三十七代孝德天皇大化二年、始て戶籍計帳班田收授之法を作り、田長三十歩廣拾貳歩を爲段、十段爲町とあれば、古への壹反は三百六拾歩なり。六千坪は壹町六反貳百四拾坪なれば、軍役の積り六ツヶ敷に付、尊氏公時代より、壹反三百歩に直り、貳町にて六貫成を見て、壹騎役直に分る。古へ士の知行、貫高以前は、田畑の町歩を以宛行、足利將軍家より已後、何百何拾貫と家祿定り、石高始りたる時代迄、都て貫高に而致し領地、幾十貫幾百貫と言事、當時も民間の詞に残り、苗を百目・壹貫目苗と、百姓方に而、田地百坪に苗百把うへ、是を百目と言。千坪に千把を壹貫目苗と唱、壹萬坪に拾貫目苗に當り、凡田壹歩粗壹升と積、拾



壹騎の人  
數

貫目は粗百石、百貫目は千石之當り、三百貫之知行、田地百町粗高三千石。當時之石高、拾五の石盛に准し、高千五百石、粗數に而も五合摺、五公五民、五ッ取積り高千五百石也。往古三百貫之所領にて、軍役五十騎にあたる。古の壹騎は人數幾許か知らざれども、當時の壹騎は、知行高貳百石以上、侍貳人・馬取壹人・鎧持壹人・草履取壹人・自分とも六人也。今時の積にては、千五百石の家にては、五拾騎の軍役可動事に非ず、雖、昔は兵農不分、武士土着の時の事は、當時の引當も成がたし。右貫高、今も武州・相州・上州邊に稀に有之、石高元來無之、多くは無反別之村也。貫高・永高とも、御入國以來、壹貫を高五石替之勘定を以、定法に成り、然る處、武州久良伎郡杉田村貫高の割付見請くるに、永壹貫文を高貳石替之積也。然は村方に依り仕來有之、都て五石代共不相見、扱又、關東には永高と申儀有之、鎌倉邊寺社領は、何れも永高地。村高にも永高有之趣、貫高と永高混雜致、既當時に一事兩名の様心得る族も多し。貫高といふは、右に申ごとく、永錢之眞數には無之、田地の軍役を掛たる名目、假に貫と名付、永高は、中古年貢を永樂錢にて納め、本朝の雜四錢之替り、永樂錢壹錢を用ひ、其砌より永高と申儀始り、貫高・永高悉く譯違たる事なれども、後世に至りては相紛、當時有之貫高村・永高村何れか不詳、既に右杉田村割付口の見出には、貫高割付之事と認め、高付は、永高何百何拾貫文、此高何程とあらわすれば、貫高村とも、永高村とも不分明、定て古代は分たる事に可有之なれども、當時に而者、支配役人、村方に而も不穿鑿ゆへ、紛れたる事と相聞へ、當時有之貫高村・永高村何れか不分明也。

永高

一 永高之事

永高の濫觴は、京都將軍家之時代、反亂連綿して、鑄錢司の官も名而已に成、通用之和錢少く、異國の砂金を渡し、錢買求しめ國用を足す。其内、明朝の永樂錢勝れて宜者多渡、尙又、應永年中、鎌倉管領足利滿兼代に至て、相州三嶋浦に唐船漂着、船中を點檢するに、永樂錢數千貫を積來る船を抑留し、京都將軍義持卿に訴しに、關東着岸之上は、滿兼徳分たるべしと鈞命有り、關東筋瀬、永樂錢多分に成、年貢之分、都而永樂錢に而可納旨命ぜられ、外錢四錢

永樂壹錢を以通用す。その頃迄、石高は無之、往古の遺法、武士の所領町歩も有、重に貫高也。永樂錢通用に成て、田畑反別に永樂之納高を直に付、今の根取といふものごとく、其貫數を合せ、永高と唱へ割、一村の高に用ひたり。其時代の檢地にも、反別有、大・中・小といふ小割も有、又田畑上中下の位もあれば、永高逆別に檢地せし事に而はなし、上田壹反に永何程、中下にも夫夫永高を極め、畑も同然也。其永納辻を合て一村の高とす。此故に永高も、土地の位に隨ひ高下有之、壹貫文の地所廣狭有而定數無し。是を永引・永盛などといふ。田高永壹貫文之初五石を納め、畑方は直に永樂錢に而納む。若外錢を以納むれば、永樂壹貫文の代り、他錢四貫文を納む。其頃は、粗遣ひ之時節にて、年貢も粗納也。其後米納に成而、五合摺之積、永壹貫文、米貳石五斗代に成たり。今も永高の場所は、永引・永盛と言事有り。遠州榛原・磐田・周智郡、三州八名郡邊は、檢地石盛も有之、石高も有之、水帳もあれども、永高を用ひ、石高に永盛の幾百拾文を掛け、寄せ永高とし、永壹反を高五石代にして、其事を役高と唱、諸掛り物等は、此高を用ひ、檢地石は納所高と呼び、年貢は納所高にておさむ。畑高は、永盛壹貫文に、鑿錢幾百文として納る事也。東海道筋尾張迄は、永高の村今も交、有之。上州綠林郡鬼石村三伎川村杯、無高無反別に而永高也。鎌倉の寺社領、尾州熱田宮杯御朱印も永高也。上方筋遠國には無之事也。中古石高始りし時分は、永壹貫文を、拾石にも拾五石にも積りたると相見え曉と定法も無之處、關東御入國之砌、慶長年中、伊奈備州檢地の節より、永壹貫文には粗五石〇る義始り、其後、粗納相止、石高に替り候も、右の引付を以、永壹貫文、高五石代の御定法に成たり。右壹貫を拾石にも拾五石にも積り、定りたる石高無之と申は、定は永高に而はなし。貫高の儀にも可有之哉。既右に記杉田村貫高、當時貳石代之勘定、又鎌倉の村鑑に、延寶二寅年成瀬五右衛門御代官之節、貫高壹貫を石高壹石八斗七升、壹石八斗八升杯に而、高付有之村有而〇と聞ゆ。永高は、御當代に成、五石代に相極め、當時小物成金等の正永を高へ結ぶも、五石代に致す。往昔、貫高は國國に有之たる由に付、今諸國にも遺法可有之哉、遠國之義は不三相知、永高は、關東・尾州邊迄に限りたる事なるに、當世に至りては、貫高・永高致混雜相辨るもの稀に而、一事兩名の様



相成候、勿論時之貢高・永高とも、古へ鎌倉時代の仕法にてはなく、往古永盛杯といふ事は無之、中古天正以來の事と聞へ、古代之譯は不詳、當時關東永取之分、永壹貫文を米貳石五斗代に積り田の取米を加へ、免幾つ何ト何厘何毛と厘付いたす。此貳石五斗代と申儀、當時の米相場に向不引合事なれども、古代は穀の價賤く、永樂錢壹貫文に、粗五石を替たると見へ、永壹貫文に、年貢粗五石納之様、中古米納に成、粗の半分、米貳石五斗と成たる當りな以、今も郷帳之厘附に、細永壹貫文を、米貳石五斗代にいたす。貳百年來は、米穀價貴く成たるゆへ、實米に直には、貳石五斗を半減して、壹石貳斗五升代に成る。然れども近年に當りては、壹石代實米とは難申といへども、古法を不變御定法に相成候、依之、郷帳五ヶ年平均之所は、知行渡等之節、免之高下を引合する事にて、壹石貳斗五升代に而、取米に直し、厘付致す事にや。

但厘附といふは、高にて取米を除き、幾つも何ト何厘何毛と、免を付る事也。(地方凡例錄)

而して此法一たび布かるるや、永久の法となり、今に變更するなきなり。(豆州志稿)

凡そ日本全國を通じて、總檢地といふことは、前代未だ聞かざる所にして、之ありしは此の檢地を以て始となす。故に文祿四年の繩と稱して、後世まで其名高きなり。世の傳ふる所によれば、此の檢地は、秀吉諸國の田畠を悉く檢地して、苟も餘分あらば、残らず自己の藏入にせんとしたるものなれば、神社佛閣の領までも、竿を入るるを憚らざりきとあれど、爰に一の傳説あり、伊勢の神領に關してなり。

秀吉勢州十三郡には、羽柴下總守雄雅・岡本下野守宗憲・杉本河内守利總・稻葉兵庫頭通廣・服部采女正・二柳右近大夫・新庄東玉齋等を遣し、其事を沙汰せしめ、多氣渡會・神三郡とて、神領たりしにも檢地を入れ、猶ほ宮川より、内渡會郡四拾ヶ村をも檢地せしめんとせり。折しも炎天の節なりければ、秀吉西洞院家の尼、孝藏主が膝を枕として、晝寢してありしが、其夢に、神人來て、汝猶宮川の内にも檢地をせんとならば、命を斷たんとて、劍を取つて其胸におしあつ

ると見えたり。秀吉は、夢さめて見れば、惣身に汗水の如く流れたり。依之、早早飛札を遣はして止めたり。其後、神官より、檢地入れざる謝禮として、黄金百枚贈りたれども、それさへ請ざりきとぞ。(古老茶話)

此の檢地の、如何に當時の人心を衝動せしかは、此の一説にても想見るべし。抑も檢地を、繩入といふも竿入といふも、皆な其の主要器によりていふものにて、繩入といふは、繩を以て間敷を計るにより、竿入といふは、竿を以て間敷を計るに因るものなれど、其の竿の如きは、兩端に鈎をうち、其の土に入りたる穴へ、更に一端の鈎を差入れて、漸次に打ち進む、少しも依怙なからしめんが爲なりとぞ。此竿をヲキ竿といふなり。

## 檢地嚴格

或曰、此の檢地は、六十餘州 尺寸の地をも残さじとの主旨に出でたれば、公卿大名より、神社佛閣の領地に至るまで、縦ひ後再び朱印を附與すべしとも、一度は必ず檢地を受けざるべからず。されば、之が施行法も、甚だ嚴格なるものにして、其の水帳には、斗代等まで成るべく細密に記入し、粗漏あらば曲事たるべしと達せられ、又檢地を行ふに、能く能く合點のゆくやうに論すとも、命を拒で用ゐざる輩は、城主は其城に追込みて、一人残らず撫斬りにし、百姓は、一郷も二郷も併せて、撫斬にすべしとさへ達せられたり。蓋し秀吉の意は、末代の爲に御前帳を作るに在りしなり。御前帳とは、江戸時代に於ける水帳の類なり。(法制史研究)而して、從來の量目は、六合柵・八合柵・八合五勺柵・九合九勺柵・十合柵等、國風民俗の異なるに従て、一樣ならざりしが、秀吉は、此の檢地を施すに當つて、又この柵をも改めて一定し、十合の京柵を用ゐて、石盛としたり。而して此の改正は、是まで久しく行はれ來たる、大小名知行の計算上にも、影響を及ぼ



苛税に似て寛大

しぬ。即ち従来は、みな永樂錢を換算して、知行永何貫と呼び來りしを、是よりは漸次に改まりて、知行何石と稱するに至るなり。而して上田は一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗、上畠は一石二斗、中畠は一石、下畠は八斗、屋敷は一石二斗の定にて、此外に尙ほ下下田と、下下畠とあれども、之には一定の制なく、實收を照料して定めたるが如し。而して其の租税徴收の法も、元五公五民、四公六民など、區區として一定せざりしを、此に至て、二公一民とし、三分して、一を民、二を官に收められたれば、一見苛斂の如く、新居白石・頼山陽等の、非難攻撃を被りしが、此の徵税法は、本租以外の苛税を除き、收穫米の見積りも、江戸時代に比して寛大に、併も一段の收穫米一斗に達せざる時は、悉皆農夫に與ふる特別法もありければ、江戸時代に比して、苛酷とのみは言ふべからざるにや。(大日本租税)

或曰く、この比の諸國知行の高帳によれば、壹岐・對馬を除くの外、日本全國を、すべて千八百卅五萬三千九百四十二石と算へられしは、正しく此の檢地に依つて知り得たるものなれども、中に我が嶽南諸國は、

嶽南地方石高

|           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| 二十五萬五千六十石 | 十四郡   | 遠江國    |
| 十五萬石      | 七郡    | 駿河國    |
| 六萬千八百卅二石  | 三郡    | 伊豆國    |
| 五萬千斛      | 山内對馬守 | 十一萬二千石 |
|           |       | 堀尾帶刀   |

と注せられき。而して又、此時伏見普請役帳の石高は、都合千三百貳拾九萬三千石なりしが、中に我が嶽南に國する諸侯は、

|        |        |       |      |
|--------|--------|-------|------|
| 一萬二千石  | 松下嘉兵衛  | 三萬五千斛 | 有馬玄蕃 |
| 十四萬五千石 | 中村式部少輔 |       |      |

妙法華寺

なりき。因に徳川家康は貳百四十萬貳千石なりといふ。(當代記) ○伊豆國玉澤村、經王山妙法華寺の住僧に

久翁寺

日苞といふ者あり、其寺を移して、本州賀殿に再建せり。(豆州志稿) ○遠州榛原郡中里村、巖昌山久翁寺の

長月院

開山、悟宗麟道和尚寂す。(掛川志稿) ○駿河國志太郡瀨古村に一寺を建立し、生壽山長月院と號す。本尊は

瀨古の鹽場

地藏尊にして、開山は閑巢順學和尚といひ、志太郡谷稻葉村心岳寺六世の法嗣なり。故に遂に心岳寺末とな

周智郡堀内熱田諏訪兩神社

る。瀨古村に鹽場といふ所あり、西方志田村の奥に位せり。常に鹵水湧出して溪流に入るゆゑ、志田・瀨古等の田地には、鹽氣常に多しとぞ。但し鹽水の出づるは、獨り此地のみならず、各所田野の地底よりも湧出し、瀨戸新屋の地にも亦湧く。されば穿て井となさば、煎煉して鹽とすべきこと、猶ほ異邦の井鹽と、其類を同しうすると評するものもありき。(掛川志稿) ○遠州周智郡堀内村に鎮座せる熱田大明神・諏訪大明神を再建す。此の神社は市場に在りて、一祠兩扉なり。もと熱田は一草、明日野の土神にして、諏訪は市場の土神なりしが、嘗て市場に暴水漲溢することあり、諏訪明神の祠宇流失せしに因て、熱田神社に併祀せしが始なりとぞ。今年再建の棟札に書して曰く、

奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>熱田宮一字、地頭堀尾六左衛門殿時之代官、丹羽彦兵衛・山口半右衛門、願主、村松源右衛門源馬。

堀之内村

此の棟札は今尙ほ存す。堀内村は周智郡の北部、深山幽谷の間に位し、人家も溪谷を隔てて散在するが故



市場

に、境界自から廣きに亘り、一村十組に分れたり。曰く、市場・若身平・谷地・明日野・一草・船木・平尾・平野・小奈良安・横根等はなり。就中市場は、一に乾町とも稱する地にして、戸數四十三軒を並べて、小市街をなし、若身平・小奈良安・横根等は、秋葉街道に沿ひ、昔は、城壘或は武士屋敷等のありし所なり。

堀之内村の地名考

或は此村の地名につき、説をなす者あり、曰く、凡そ堀内といふは、溪流又は溝渠の内なる謂にして、此地の市場も、鐘掛城の境域に在りて、氣田川を周らしたれば、因て名けし村名にや。此の文祿頃より、大庄屋村松源右衛門といふ者、平尾に居住したれば、平尾を本村とすれども、村松氏大庄屋を止めて後は、又、市場を本村となすに至れり。市場を乾と呼ぶは、市場の地に、犬居嶋といふがあるより起りたる名なるべし。而して犬居とは堰沼居の意にして、氣田川水溢の時、堰泥に荒るる故に名とせしなるべし。方言にも水溢の時、泥水上りて田地を荒すを、堰泥が居る。堰泥が上るなどいふにて知らる。又市場とは、一ヶ月に六たび、近郷の商人集りて、市をなすより起りたる名にして、天野氏數代の間、城下の町なりき。其後は、農商雜居すれども、秋葉街道の要地なれば、又逆旅もあるなり。(掛川志稿)

犬居

西山村粟嶽觀音

○遠州佐野郡西山村、粟ヶ嶽觀音寺に金鼓を懸く。銘に曰く、遠州佐野郡西山村粟嶽觀音寺。(掛川志稿)此の寺は、行基菩薩作の、觀音菩薩の像を安置し、當國順禮三十三ヶ所の中、廿三番の札所にて、毎年二月初午の日、近郷の老若登り參詣する者、綿綿として絶ゆることなく、此日一日は大に賑ふといふ。縁起あり。

無間鐘

爰に聞く、遠州佐野郡日坂の郷、無間山觀音寺の開闢は、弘仁二年辛卯春三月十七日、弘法大師、天竺の粟菊の洞に至りて、厄除る守護の、大悲觀世音菩薩の尊像を寫し刻みて、背負ひ奉り來れば、正しく大師の正作なること疑ひなし。然りしより、此山を粟ヶ嶽と名づけて、靈場を結びたまふいと間なく、菩薩の御徳に依つて、龍宮の乙姫より、無垢清淨の黄金作り、差渡し一尺四寸五分の釣鐘一字、捧げ來て懸け奉れば、世上の人雲の如く霞の如くにして詣でけり。信

わらび餅

心をもつて一度撞くときは、業生消滅と響き渡り、二度撞く時は、心の暗の雲晴れて、眞如の月隈なく明らけく照渡る。折柄に、小夜の中山に、荒石長者あり、強惡無道、愚癡邪見にして、貪慾のきざしを以て是を撞きしかば、財寶心の儘にさづかりて、限りなかりしと雖も、その罪科によつて、無間八萬地獄の底に落ち入り、生ながら熱湯地獄の苦しみを受け、三度の食物は蛙となり、喰ふこと能はず。これ餓鬼道の地獄なり。夫婦もるとも、露の命と消沈む。實に淺間敷次第なり。此故に、其時の住僧長然、是を深く憂ひて、謹而帝王に拜達し、釣鐘を人の手に觸るることを禁制して、絶頂より三十四丈の、井戸の底へ埋めて、いましめ收む。今も歴然として、其井戸の印あり。地獄に落ち入るものために、成佛後生のつれづれに、日坂道路に於て、わらび餅とて蛙の形になぞらひ、世の中の人に備へ、手に持せば、蓮華の臺に在りし心地にあやかれかしと廣めたり。荒石長者の一人娘、さよなるもの生残りて、其身の罪にて、心狂氣の如くにしてやはらかならず、然れども世を捨て尼法師となりて、兩親の惡業を悲みて、菩提を救はんと誓ひて、八柄鐘とて、八つの小鈴をしつらひ、六字名號をねむじ、一度立ちて打ち廻れば、八八六十四と覺悟して、日本六十余州の御神を拜し、又、國分寺に參謝の心地にて、佛縁を願ふことあればなり。今は跡古りて、其腐り果てて居ること尊とけれ、又、菊童子・高道の兩仙人、大悲の御徳を感じ、供奉して、山より八丁麓、大鹿村といひし所に舊跡あり、無間山は、麓より絶頂まで、三十丁にして、人倫の煙ほのぼのと、世間の善惡を忘れてや、心もゆらりと打解けて、清よ淨よし、あな賢。

八柄鐘

延喜十九年己卯七月十日

(無間山藏板)

斯る奇しき縁起・傳説の義は、人の深く信ずると信ぜざるとに拘はらず、長く世に傳へらるるものにや、無間鐘も、遂に劇に所作に仕組まれ、或は淨瑠璃にも語らるるに至りける。即ち元祿二年には、大阪荒木與次兵衛座の興行、傾城小夜中山に於て、谷嶋主水が傾城裏葉の無間鐘つき所作を始とし、同十四年には、京都早雲座にて、芳澤あやめの出したる此の狂言に、水谷辰之助は此の所作をなし、享保十三年、京都丸山助五



郎座にて、元祖瀬川菊之丞の、庄屋の娘お鶴が、手水鉢を鐘に擬して打つ所作と變化し、其の十六年には、江戸中村座の興行となり、傾城福引名護屋の下題によつて、傾城葛城の所作となりぬ。又、元文四年四月、大阪竹本座の操淨瑠璃、平假名盛衰記の一節にも之を仕組みしが、今日に傳はる無間鐘は、此操の歌舞伎に移れるものといふ。其の筋書に云

梶原源太の妻千鳥は、布子一枚にて勤當せられし夫を養ふ爲に、身を神崎の千歳屋に沈め梅ヶ枝といひしが、源太が一谷出陣に際し、拜領の鎧産衣を典したる三百兩に窮するを見て、無間鐘の功德を思ひ、手水鉢を鐘に擬へ、一念こめて杓子を振上ぐれば、二階より三百金雨下せしゆゑ、二人大に喜べり。是併しながら母延壽の情なり。(日本戯曲全集)

俗語梅ヶ枝

此の歌舞伎によりて、彼の梅ヶ枝の俗語は生じたるなり、時は詳ならざれども。

梅ヶ枝の手水鉢、叩いてお金が出るならば、もしもお金が出た時は、その時や身受をそれたのむ。

斯くて、安政元年三月には、江戸市村座にて、常盤津豊後大椽・岸澤小式部連・竹本富太夫等が合語の、廓操無間の鐘てふ優も出来しなり。(歌舞伎年代記) 或は又、無間の鐘名につき、説をなすものあり、曰く。

平生米を食はず、飯を蛙のごとくにおそれ、麤食をたべ、此心を以て、随分しまつ儉約すれば、無間富有になるとの事よし、鐘は金の字の、和訓をかりしものなりと、慈照院殿日記にあり。此書今、京相國寺中慈照院にあり。(秋齋問語)

中村一氏  
笛を好む

と、世には斯る説もあるにや。◇四年四月廿二日、駿府城主中村式部少輔一氏は、嘗て薄墨笛の名を聞くこと久しかりしが、此頃此笛の久能山の寶物たるを知り、使者を遣はして是を借り、一夜吹いて之を樂む程に、偶、笛に損所あるを見て、懇に之を修治せしめしが、今日は是を返へすとて、書を附して曰く、「後世かたく他

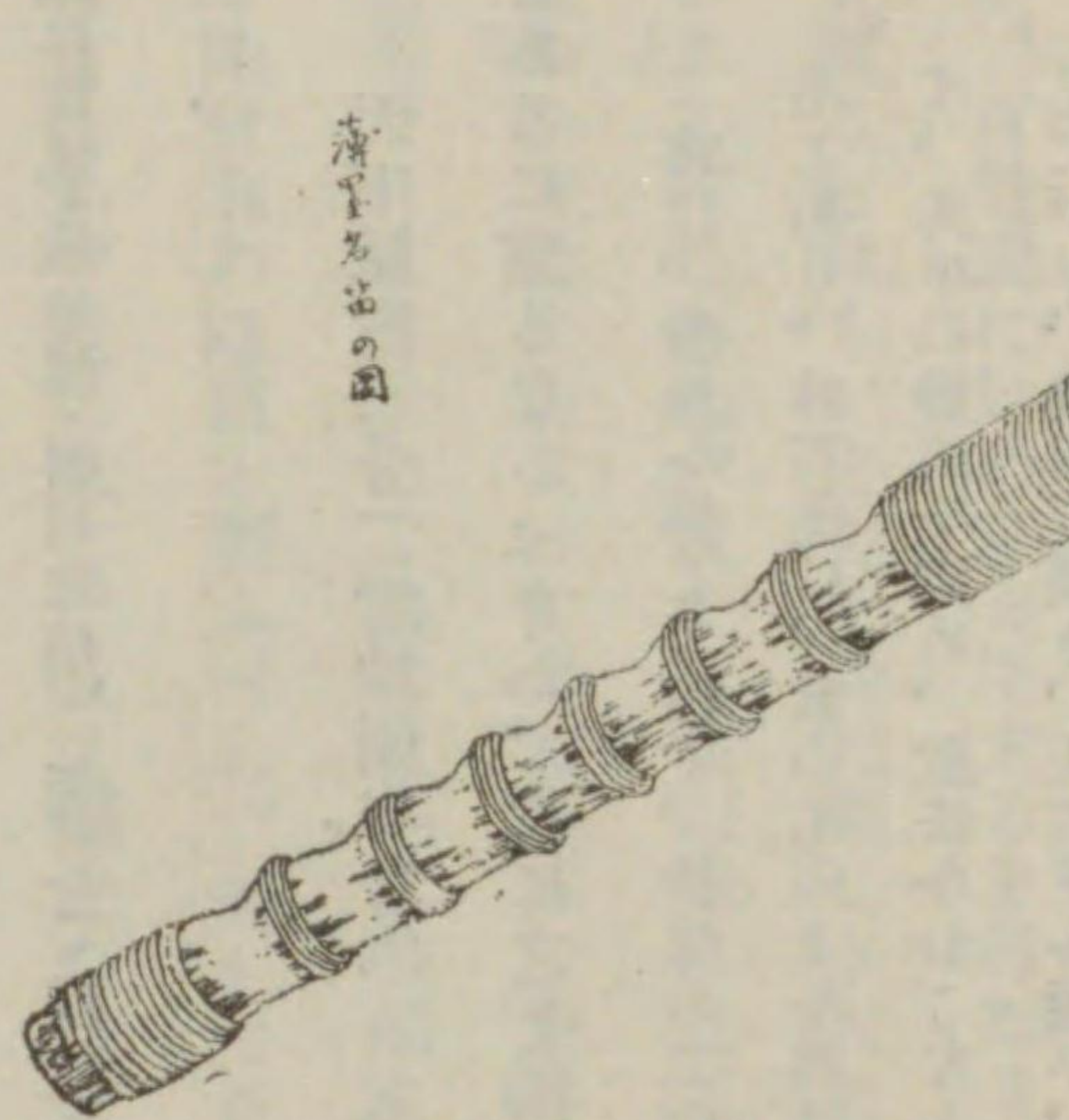
薄墨笛と  
義經

へ出たすべからず」と、一氏は唯一武夫のみと思ひきや、風雅を解すること此の如し、然れば尋常一様の



薄墨笛名圖

淨瑠璃姫



武人にあらず、洵に殊勝といふべきなり。久能寺は有渡郡北矢部村に在り、補陀落山と號す。抑も、薄墨笛は、無双の名笛にして、其の久能山の寶物となれるは、源九郎判官義經の緣由に依るなり。義經の父を義朝といふ。義朝常に此笛を愛して手馴れ持ち、漢竹の葉調の薄墨と名けたりしを、後、義經の母常磐に與へぬ。常磐また義經に與へければ、義經は、爾來身を離さず携へ持ちしが、一年東國に下らんとて、參州矢作驛に至るに、驛長の女淨瑠璃姫といふ者、深く義經を戀ひければ、義經も其情を憐み、暫く滞留したる後、また歸り來む記念にとて、此笛を止め置き、再び東國に向て出立てるを、姫は深く之を悲み、後を追うて駿河に至り、遂に死せり。其後、母は姫の冥福を修めんとて、姫の調度は悉く鳳來寺に納め、此笛のみ久能寺に納

駿遠の檢地

めしが、是ぞ今一氏が修理したる笛なる。義經は、其時、深栖陵介頼重・鐵貫橋次季春等に伴はれ、奥州藤原秀衡の許に下りしなり。(駿國雜志) ○六月十日、豊臣秀吉の檢地奉行長束大藏大輔政家、命を受けて、諸國の田園に、悉く繩入檢地をなし、新田剩餘の賦税を收められしが、駿・遠の諸國も、亦此の檢地に漏れ

事蹟



遠州十四郡

六公四民

す、此に至て、其の反別及び租賦を定めらる。而して駿河一國の石高は、二十三萬千五百九十二石六斗九合四勺二才なりき。又遠州の反別は、今詳かにし難けれども、此時の檢地帳に郡數を記して、遠江國十四郡といふを以て、後の十二郡に比して、大差あるを覺ゆ。蓋し長下・山香の二郡、當時尙ほ存せしか、(武徳編年集成・檢地帳・掛川志稿) 而して貢租は、六公四民の割を以て徴收せられしが、是は九條の法制中、其の第三に、

天下賦稅三分二者地頭取<sup>リ</sup>之<sup>ヲ</sup>、三分一者耕民可<sup>シ</sup>自取<sup>ラ</sup>之<sup>ヲ</sup>、慎莫<sup>レ</sup>使<sup>ム</sup>田畑<sup>ヲ</sup>就<sup>ニ</sup>荒蕪<sup>ニ</sup>也。云云(豆州志稿)

太閤繩長束繩

とあるに據るべきか。世に之を稱して、太閤繩とも、長束繩ともいふ。(駿國雜志)

或は、檢地を解して曰く、檢地の二字、此邦古書に見えず、毛視地の義なるべし。稻穂を毛といふ。東鑑に、田園作毛とあり。砂石集に、秋の毛の上を賜はりて下ると見えたり。檢地といふは、農監の人、稻田を巡り、稻穂の毛を見て、其年の豊凶を定め、斂法をおこなふをいふ。漢土の檢踏に似たりともいふ。往古は、此事無かりしに、世の降るにしがひ、戰國打續き、上は下を疑ひ、下は上を偽るやうになりて、出で來たる事と見ゆ。信長公勢州一國を治むる時、瀧川一益といふ人、始めて檢地を入れ、諸家は做ひ、諸方に檢地を沙汰す。その頃、信雄・信包兩人、勢州南北の境を改めらるる時、雲出川を以て定めんとせらるるに、或老人進み出でて、古歌を引きていはく、

風早の池の流のしただりは安濃と一志の境なりけり

此歌を以て、其境決定する事、北畠物語に見えたり。其後、天正年中に、太閤秀吉公、日本國中悉く檢地せらる。山城國粟生野光明寺は、西山派淨土宗なり。領内兩度まで檢地せらる。其時の奉行は、細川幽齋なり。光明寺の住持某といふ者あり、幽齋の前に出て、狂歌せり。

御狩野のわれは雉子とぞなりにけり檢地にてほるほると鳴く

幽齋其意を感じて、殿下の御前をはからひ、當寺の領内ばかり赦免ありし事、雜雜拾遺に見えたり。其後、文祿四年の檢地高と、末代に稱するは、其頃に改め出だす所をさして「いふなり」と、武徳編年に載せたり。遂には檢地定免の兩法となりて、造化の生物を、農監と民と相きしらひ、地上の新穀を上下する事にはなりぬ。(茅窓漫錄)

國運隆昌

惟ふに、豊臣秀吉草莽に崛起し、東征西伐の勞を積み、建武中興より數ふれば、殆んど二百五十年、應仁亂より數ふるも、百三十年に垂たる、天下鼎沸の大亂を鎮撫し、撥亂反正の功、四海統一の績を擧ぐるに及び、百姓爰に始めて安堵するを得たり。我が嶽南地方の如き、不幸にして近く小田原役に遇ひ、多少の兵禍を被ると雖も、之を永祿元龜より天正の初に比すれば、言ふに足らざる小事にして、之を稱して泰平無事といふも可ならん。況や近畿以西に於てをや。久しく兵を忘るといふも過言にはあらじ。是を以て、我が地方史の小天地に於ては、未だ詳かに窺ひ難しと雖も、大凡此頃は、秀吉の獎勵に因て、外國貿易は盛に興り、商業は月に進歩し、農業は年に整頓し、美術工業また長足の進歩をなしし等の、事實に就て見れば、實に古今未曾有の隆運と謂ふべし。而して此頃、起りたる朝鮮征伐の如きは、益、此の隆運を助長するものにはあらざるか、此に依て、我が國民の膽を大ならしむべく、此に依て、彼の長を取て我が短を補ふべく、彼の有を輪して我が無を充たすべく、以て工業を起すべく、以て畜産を改むべく、此勢にして沮止せられずんば、先づ第一に發展すべきは農商の業ならん。農商の業にして發展せば、富強の術を講ずるも敢て難かるまじきに、惜いかな、天、年を豊臣氏に假さず、世は忽ち徳川氏の有に歸し、放大なる積極は變じて、緊縮せる消

國運沈衰



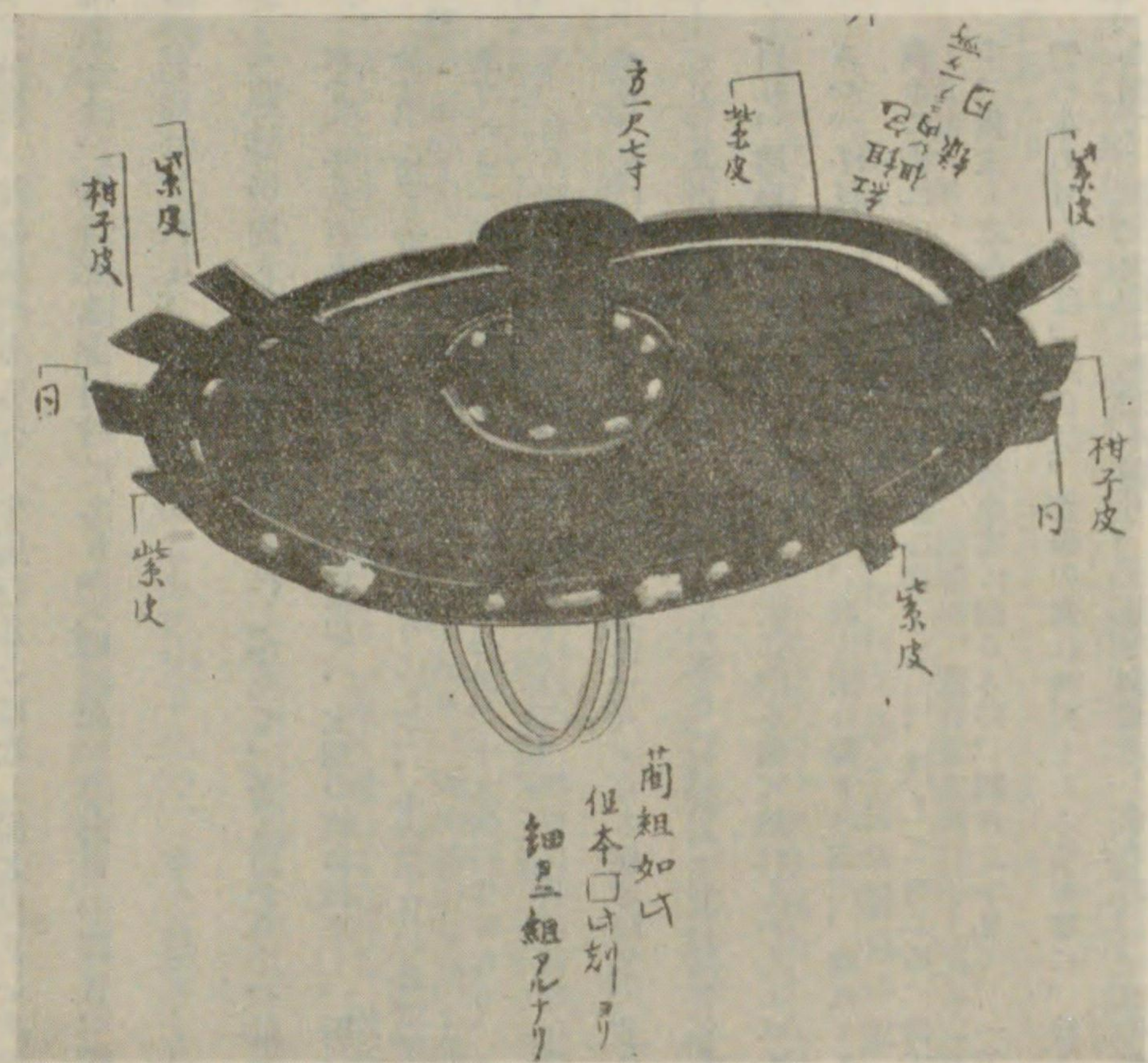
極となり、剩さへ耶蘇教の大患生じ、益々徳川氏をして萎縮せしめ、固く鎖國の政策を執らしめければ、前の隆隆たる發展の勢は、急に頓挫して、微微不振の状とはなりぬ。國家の政策已に鎖國なり、其下に踞踏せる諸侯、豈に亦鎖國主義たらざらんや、當時の大小名は、皆な各、要害に割據し、溝渠村道の微を境するも、越ゆるを欲せず、越えしむるを肯せず。務めて交通を阻止せしは、幕府の大井川に船橋を許さず、箱根の太閤道を塞ぎたるにても知るべし。此の如くにして、如何ぞ農工商の發達を計るべけん。此の如くにして、如何ぞ國勢の伸張を望むべけん。宜べなり、支那・朝鮮にだに輕侮せられしや。

刑部の蘭

然れども翻て之を考ふれば、亦多少の缺を補ふもの無きにもあらざりけらし。即ち國としては、長崎の一港を開き、支那・阿蘭と交通したれば、全く海外の事情に盲聾たりしとは謂ふべからず。是に依りて、外國の工藝品・農作物・書籍繪畫、若くは家畜・農具の類も、取て以て我用に供するを得たるなり。又大小名としては、士・農・工こそ交通を杜絶したれ、其他を禁止せざれば、僧侶の行脚も、商賈の往來も、將又、神佛の巡拜も自由に行はれたれば、是に依りて知識を研ぐべく、是に依りて諸國の風俗習慣を悉すべく、是に依りて農業法を改良すべく、又種苗の交換も爲し得たるなり。遠州引佐郡刑部の人の、巡拜の途次、備前の蘭苗を携へ歸て、土地の産物としたるが如きは、其一例を示すに足りぬべし。然れども是れ唯、私人の特志を頼むに過ぎざれば、素より豊公の大志を助け成すには足らざるべく、國運の伸張を資くるには至らざるべし。但し國運・伸長の力を、外に止めて内に用ゐたれば、内治整頓の效は、豊臣政治に勝るもの少なからじ。

蘭草の遠州に移植せられしは、此頃在りしと雖も、此草の我が日本にありしは、最も古き時代よりのことにて、之

を疊表に製せしことは、何時頃よりなるか詳ならざれども、笠に製せしことは、諸書に見えたり。延喜主殿寮式云、篋二十五領、蘭笠二十五枚云と、文安御即位調度の圖中に蘭笠ありて、傍に蘭草上葺三檳榔と注せり。笠置寺縁起に、



笠 蘭 綾

天智帝の皇子、田獵に蘭笠を着給へること見え、後三年合戦繪卷物にも見ゆ。和名抄に蘭、ふとあり、尙ほ聖武天皇御物の一にも、綾蘭笠ありといふ。

○二十日、駿府城主中村一氏の老臣横田内膳、制條を吉田山桃源寺に附して、境内竹木の濫伐を禁めしむ。

駿州有渡郡の内桃源寺山林之事、如、前前、不、可、有、相、違、候、然、上、若、ほ、そ、木、一、本、下、枝、一、成、共、き、り、と、る、者、有、之、者、可、令、成、敗、候、間、被、成、其、意、堅、可、有、御、靜、謐、者、也、依、如、件。

文祿四年六月二十日

横田内膳正村詮 (在判)



追啓、彼の林のうちへ、牛馬むさとはなし候者見あい次第に可<sup>キ</sup>爲<sup>ス</sup>ニ押取<sup>ル</sup>者也。

桃源寺は、有渡郡國吉田村にあり。(駿河記)○七月十五日、關白豊臣秀次、高野山に幽せられ、死を賜はり

豊臣秀次  
自殺

自殺す。年二十八。

關白は、五人の侍者の助命せられしを見て、予も遠からず、助命の令あらんと思惟せしに、憐むべし、此事終に行はれず。千六百九十五年秋八月の初に當て、太閤の使命到來し、關白及び侍者若干名、悉く割腹を命ぜられたり。此の使命は、恰も雷撃に等しく、惘然の至りにして、主従平日の希望斯に盡き、直に自盡の準備を爲せり。第一に、此の愁歎すべき一劇を演ぜしことは、關白の侍者、十九歳の少年なり。此人剛勇の者なれば、關白の面前に於て、一小刀を握り、自ら腹に刺し、鮮血混混と湧流しければ、關白は其の苦痛を憫み、自ら佩刀を抜き、厚く忠死を賞して、其首を刎せり。是に次て、一人は十六才、一人は十八才なる侍者兩名、並に其腹を割き、流血泉の如し。關白は又同じく之を刎せり。其次は、ビユスルトと稱する人なり。僧院の首長は之に語り、其母嘗て太閤に密事を告げ、大に愛顧を得たるに因り、助命の教示ありし由を告げ、密に門を開て逃れしめんとせしに、此の少年忽ち激怒して云く、汝何ぞ言の無禮なるや、予は今一生の忠義を盡して、我主關白殿下の爲に、殉死するの榮あらんとす。且既に訣宴に陪するを辱うせり。我主に後れて、太閤のために命を存するは、決して希ふ所に非すと言終り、一刀を腹に刺し、而して猶ほ足れりとせず、幾度も之を剉廻はし、流血席に溢るる時、關白之を見て、一刀を舉げしが、其首は忽ち地に落ちたり。偕て此の慘憺の事ありたれば、關白は、忠義の爲に殉死したる少年等に、後るべきに非すとし、佩刀を手にし、自ら腹に刺し、口を開て、叔父太閤の無慈を語り、又腹を割せんとする時、一名の劊手は、其後に立ち、無辜の人民を多く殺害し、猶ほ鮮血に飽くことなきかと、一刀を以て關白の首級を斬落し、次に劊手も自刃し、其主の死體に伏したり。斯て此寺院の僧侶は、關白自殺の場所に就き、其の遺骸を火化する。嗚呼此人、天壽を保つべき良質を備ふれども、暴慢の行目に長

じ、自ら戕ふに至れり。此の一段は、プロローグ師其の現場に在りて、筆せし者にして、關白死せし年三十二歳なりと云ふ。(クラセ「日本西教史」)

秀次近頃驕侈を極め、女色に淫し狩獵に耽り、秀吉の意に背きて、征韓の途に上らず、終に謀反の疑を蒙りて自殺せり。

文祿二年、正親町院崩御時、諒闇中、關白秀次鹿狩をし玉ふに付、有落書。

院の御所菩提の爲の狩なれば是ぞ攝政關白の家

(當代記)

然れども秀吉實は殺すを欲せず、心に高野山の木食興山上人の庇護を期したるなり。然るに上人其意を解せず、命を請ふことをせず、遂に此に至りければ、秀吉深く上人を恨み、以後疎じて近けざりきといふ。秀次、初め三好山城守康長入道笑岩の養子として、若江に住し、後宮部、善祥坊法印桂俊の養子となり、又秀吉の嗣子となり、今年關白となり、伊勢・美濃・尾張・近江の四ヶ國を領したり。(古老茶話)

平松金次  
郎殺さる

徳川家の士、平松金次郎は豪勇の士なり。秀次嘗て其勇を聞き、一萬石を以て之を招く、金次郎之に應じ、將に京師に奔らんとし、遊獵に託し馬に騎して出づ。榊原康政之を窺ひ知り、密に家康に告ぐ。家康次室を顧み呼で曰く、「誰か在る」と、坂部治兵衛聲に應じ至る。家康曰く、「聞く、金次郎今西走せりと、汝速に追窮して討て」と。治兵衛直ちに走り出で、尋で追及し共に相語り行く。金次郎曰く、「子何くに往く」と、曰く、「神に詣せんとす」と、已にして遠州袋井に到る。金次郎曰く、「請ふ吾は是より別れん」と、治兵衛以謂らく、「機逼る。猶豫すべからず」と、即ち呼で曰く、「命なり」と、刀を抜きさまに切る。金次郎は

遠州袋井

事

蹟



此時、常に愛する大道の大刀を佩きけるが、之を聞て直ちに抜合せ、反て治兵衛を斬殺せり。因て直ちに逃れたらんには、事なかるべきに、金次郎心に謂へらく、「我が走るを知て、追騎を遣はずは、一人に限るべからず、尋で數多至るべきなり」と、躊躇する折しも、横須賀城番交替の士來るを見て、以て追兵となし、逃れて其地の觀福寺に入る。偶、坂部三郎の在るを見、久しき知友なるに因り、介錯を託せんとせしが、其の治兵衛の從弟なれば、快からず思ひ、遂に他人に囑して自殺せりといふ。(備前老人物語)

一説、服部牛藏、横須賀城番交替の時、道にて其由を聞き、銃手を率ゐて追撃し、其の匿るる所の村里を圍む。金次郎免れ難きを知り、自殺す。

金次郎の  
勲忍

金次郎は、驍勇衆に超ゆれども、脊低く體細く、性甚だ溫和にして、物と争ふを好まず。常に好で大道の大刀を佩けるを、僚友見る毎に嗤て曰く、「小男の大刀は甚だふさはしからず」と、金次郎曰く、「我小男にして且つ非力なり、故に特に大刀を用ひ、其の重に依て利を得んとするなり」と、嘗て一友あり、口を極めて金次郎を罵罵せしに、金次郎嘿して答へず。金次郎の言行總て此の如くなれば、人その勇を知らず、懦弱にして爲すなき者とせり。爲すなき者とすと雖も、金次郎は敢て恨まざるなり。嘗て家人と共に、天龍川を越えて陸に上らしめ、自から乘て先づ渡りければ、金次郎も流石に堪へ難く見えしが、終に抗することも無くて止みぬ。是より濱松城中にては、臆病者と噂しあへりしが、金次郎は、これをも亦意に介せざりしなり。嘗て天龍川の戦の時、柏原新五といふ者あり、故なく金次郎が道具持の家人を殺せり。人みな其の不法を咎

めしに、金次郎は之を咎めんとせず、曰く、「下人に無禮あらば、成敗は互に爲すべきなり」と、曾て意に挟む所ありとも見えす。是より濱松城にては、皆な臆病者なり、鄙怯者なりと罵りて、之と齡するを恥ぢ、遂に佩刀を同所に列するをだに避くるに至りぬ。然れども金次郎は、亦之をしも意に介せざりき。

凡そ我國の武人、朱柄の鎗を携ふるは、古法あることにて、初め白柄の鎗を以て戦に臨み、屢、敵と鋒を接し、鎗に釁ること屢なるに及び、始めて是を携ふるを得るなり。然るに金次郎これに拘はらず、朱柄鎗を携へければ、見る者之を嗤笑せざるはなかりき。尋で長久手の役は起りぬ。金次郎は獨り衆と離れ、別に旗本の脇に立ちければ、衆また其の臆病を笑ひしが、金次郎は戰機熟するを見て、他を顧みず突進して敵を突くに、一人の其後に續く者なし。家康その勇戦を見て、思はず座を立ち、勇なるかな勇なるかな、今日の一鎗は、平松金次郎なりと稱しけり。時に大脇七兵衛といふ者あり、家康の前に至り、弓は某一番なりといひたれば、鎗と同功なりとて、矢二筋を與へて證とせしといふ。金次郎は此功に因て、新知二百石を賜はりしが、一日衆中就き、謂て曰く、「凡そ男子の尙ぶ所は、戰場に臨みて奮闘するに在るのみ、小事をも忍ぶ能はず、動すれば喧嘩を挑むは、是れ下僕の樂みとする所にして、士たる者は屑とせざるなり、我今度長久手に於て、年來忍びに忍びたる憤を發して進戦ひしに、一人だに後に繼ぐ者なかりき。あはれ、人には能あり不能あるものか。而して喧嘩は我が最も不能とする所にして、敵を見て怖れざるは我が能とする所なり」と、平生にも似ず、臆せず語りけるが、衆相顧みて答ふる者なかりき。然れども金次郎は、祿少なきを以て、常に心平かならざりければ、秀次之を窺知つて、密に招きけるなりとぞ。或は曰く、坂部治兵衛



家康三嶋に宿す

の、金次郎を斬る能はざりしは、己が刀の修繕中にて、朋友の刀を借り用ゐたればなりと。(武功雜記・備前老人物語・烈公閑話) ○廿日、江戸城主徳川家康豆州三嶋に到る。時に秀吉の書來たり、秀次已に自殺し、都鄙安全の旨を報じぬ。先是、秀次の事あるや、秀吉羽書を飛ばし家康を召す。家康書を得て、先づ榊原康政を西上せしめ、己また尋で發し、今日三嶋に著せしなり。家康三嶋に到り、秀吉の報を得るや、急速に上洛せんと欲し、今日より行程を増すといふ。○廿一日、徳川家康駿州嶋田に宿す。明日は參州吉田の宿泊なりとぞ。○三十日、太閤豊臣秀吉、秀次の黨を分ち、諸侯に幽せしむ。駿府城主中村一氏は、前野但馬守長康を預けられけり。其他、徳川家康は一柳左近將監を、上杉景勝は服部采女正を、佐竹義宣は渡瀬左衛門佐詮繁を、小早川隆景は明石左近大夫則實を預けられしが、此輩は後みな殺さる。後秀次の居第聚樂を毀つに及

家康嶋田に宿す

秀次の黨前野長康駿府に預けらる

渡瀬詮繁

前田利家知寛

三宅嶋噴火

謀る者は、安ぞ此の風流優雅の樂を事とする違あらんや」と、深く其冤を哀めりといふ。○十月廿一日、伊豆國三宅嶋噴火す。(豆州志稿) ○此年、世に傳ふ、榛原郡相良新町の地、始めて町割を成し、家屋を建つること二十六軒、是れ相良の市街をなす始なりと。

相良新町

權現様御代、相良御殿に御成被遊候節、御供之衆被召、新町御殿近所に、家居無御座候間、此所芝間にて御座候所に、文祿己未年、町割被仰付候得共、其町分、人少御座候間家建兼申候付、御札御立被成。其札御文意は、此新町へ罷出家建候者、縦牛馬之首切候者成共、其科を免じ、地子御免し被成旨、御札御立被遊、漸小家數二十六軒立申し候、右之御札、元和七年辛酉年十二月廿四日、新町火事出來致し、右之御札焼失仕候、慶長九甲辰年、伊奈備前

守様御繩の節も、地子御除被成候。(相良古記録)

文祿四年、徳村芝原の内に、新町割出來、戸數二十六。(同上)

文中御札御立被成とあれど、當時關八州の領主家康が、如何して札を建て町家を作らしめしか、史料缺けて考へ難し。勿論此の記録とて、傳聞に過ぎざれば、年代に誤あるも知るべからず。更に同地の古帳には、

慶長十年、前濱市場町割出來、戸數二十四、前濱は、徳村の前の濱の義なり。

中村一氏小判を製す

駿河小判武藏小判

梅ヶ嶋金鑛

ともあるなり。若し新町の事も、慶長五年以後とすれば、首肯かるれども如何のものか。○駿府城主中村式部少輔一氏、新に金貨を製して國用に供す。或云、文祿五年なりと。(後藤家記) 其の重量四匁二分五厘あり。是を京目一兩小判といひ、又駿河小判ともいふ。同時に、江戸にても小判を製す。是を武藏小判と稱し、重量四匁八分弱なりといふ。(茅窓漫録) 凡そ駿河國安倍郡は、昔より金鑛を出だす所にして、其の來るや既に久し。安倍郡に梅ヶ嶋といふ所あり、駿府を北に距ること凡そ十里、大河内の極地に位し、享祿の頃、已に金鑛を發見探掘せしが、天正年中より、鑛業漸く盛況に赴き、慶長に及びて、尙ほ劣へざりき。駿河國新風土記、これを説くこと詳なり。

慶長年中、東照神祖駿府御座の時、大に金鑛を開いて掘らしめ玉ふに、黄金の出づること夥し。駿府に於て、後藤庄三郎命を承りて鑛る所、駿河小判と稱するもの是なり。其後、新に金鑛を開かず、追堀澤流とて、掘入たる金坑の中に掘りのこせしを掘り、又は、一度金を沙汰したる沙の澤に流れたるを、再びその沙を流して金をひろひ、其の得る所の金は、支配の御代官所に奉り、御買上となる。斯くて貞享元庚子年、駿河町人桑名屋六郎兵衛外二十七人、此年より



五年の間、金山請負の事を、御勘定奉行より申承り、御代官近山六左衛門より是を傳ふ。同三年寅三月、出砂金の數尠なる故を申して、御荷分山といふことを命ぜらる。年限満ちて後は、御手山といふものになりて年經たるに、元祿四辛未年より、金拾五兩の運上を納めて、村請といふ事になりて、村民等の請負となる。元祿九丙子年より、又同じさまに、請負の年限、運上金拾五兩を八兩に減じて上納す。元祿十四辛巳年より、桑名屋六郎兵衛、再び請負の事を命ぜらる。寶永五同六年、金山禁止の命ありて、村民業を失ひしかば、寶永七庚寅年、村請の事を申して、乾金七兩の運上を奉り、正徳二壬辰年まで是を繋る。正徳三癸巳年より、桑名屋六郎兵衛請負にて、金三千兩の拜借を下され、新金三兩三分、年毎に運上を納む。享保二年丑年まで、八年まで是を承る。享保六年金山禁止となる。是より村民貞享中の如く、追掘金を納めて、追掘澤流の事をなす。享保十六年の十二月より、江戸町人和久屋源左衛門といふもの、金銀山開掘の事の命を被り、元文元年の十二月まで五年の間、此所の金掘等を使つて金を採らしむ。此の五年の間の追掘役金は、源左衛門より是を納む。元文二丁巳年より村方の稼山となり、追掘役金を納めて金鑛を採る。此頃の沙金は、ほしいままに賣買したりしが、寶曆九年乙卯、宮村孫左衛門御代官所の時より、沙金御買上となりて、みだりに賣買禁止の命ありて、今に至りて、出砂金は、支配の御代官所より、時の相場を以て、通用の金と換へらると、是れ金山申傳書の大畧なり。上に見えたる金山の、町人の請負となり、又村請となること、入嶋梅嶋のみならず、井川七村の金山も同じ。往古より黄金の多く出でたる鑛は、梅ヶ嶋日影澤なる、長盛鋪といへる鋪、大なる鑛にて、桑名屋六郎兵衛の掘りし所なりと云ふ。長盛鋪の夫天井とて、金鉢のありし所は、方二間余りの坑、今に存す。二村の内に、古礦廿余所あり、其の多き所は、日影澤にて、金掘の多く住めるも此所なり。奉行屋敷・御藏屋敷などいふ所、また傾城屋敷といふ所もありて、山繁昌の時は遊女もありしと云ひ傳ふ。貞享三年寅三月十四日、駿州梅ヶ嶋・入嶋・井川七村に有之、くさり御藏並御番所、御拂入札被<sub>レ</sub>仰出候<sub>ニ</sub>付、丸子役所之可<sub>レ</sub>罷出旨、近山六左衛門手代井出新藏より申來候御觸、駿府年行事文庫の御觸留帳に見えたり。其の古き金鑛の事、但語に古鋪と云ふ。其中に入りて見るに、生乳石類生ずる所多し。

今に此の日影澤の長盛鋪・千秋鋪・大黒鋪の古礦、礦掘といふ事をなして、村民の渡世とす。

梅ヶ嶋

此地はまた、昔より温泉あるを以て名を得たれば、住民年年に増加し、遂に勒代・關澤・本村・大代・戸持・草木・日影澤等、七部落に分離するに至れり。殊に本村・關澤の邊は、土地平坦にして梅樹繁茂し、花時の幽韻賞すべきものあれば、畢竟梅ヶ嶋の名も負へるなりと、古老いふ。或云、梅嶋近傍の谷間よりは、砂礫に混じて黄金を出だすことあり。又日影澤笹山等よりは、山金を出すことあり。明治十九年、日影澤の沙中より得たる黄金に、小判形の大塊あり、長三寸・短一寸五分・厚四分・重百〇三匁にて、硃石十五匁を混じたりとぞ。(地學雜誌) ○此頃、遠州榛原郡下江留村中河原に、一伽藍を建立し、號して大慈山長翁寺といふ。本尊は十一面觀音、開山は雷室全逗和尚、開起は村松十左衛門なり。十左衛門は法名を長淨久といふ。(掛川志稿) ○此頃、豊臣秀吉の子秀頼の傳、片桐市正且元の弟に、片桐權右衛門家正といふものあり、遠州奥山部内、川合村田嶋の官所に在り、奥山西手井に阿多古等、總べて三十六村の代官に任ぜられ、知行五百石を食み、その弟與兵衛は、奥山郷大井村、間庄の公門所に在り、兄且元の領邑奥山五村を治め、共に威を北遠に張れり。元來市正且元は、父の時より、天龍川の西岸、戸口に住し、この地より出でて、太閤秀吉に仕へたる者なれば、兄弟も此邊に住し、領邑も此處にありしなりと云ふ。◇五年二月二日、伊豆國地震して月を躡ゆ。(豆州志稿・臆乘) ○六月十日、駿府城主中村一氏、駿州安倍郡梅ヶ嶋百姓に命じ、温泉の浴客より料錢を收めしむ。此の温泉は硫氣を含み、疥癬・頭痛・身體の疼痛、其他腫物に著しき效驗あれば、地の僻遠なるにも拘はらず、浴客常に多く絶ゆることなし。故に遂に此令あるに至りしなり。令書は、永く名主義兵

榛原郡長翁寺

片桐氏北遠に勢を得

三十六ヶ村代官

地震

梅ヶ嶋浴客の料金

梅ヶ嶋温泉の效驗



衛の家に藏せりといふ。

定

湯入壹人に付て、鏝錢者五拾文、米は京榊參升宛可取候、なべをけ以下之儀は、借可申候、右相定之上、若違犯之人於有之者、其元郷中之者共不殘出合可押取候、内膳内之者などと申共、ひいきなく可取者也。

文祿五年申六月十日

内膳正

村詮(判)

梅ヶ嶋惣百姓中

(駿河土産)

京榊

今榊

古榊

量り方

武佐榊

京師大地震  
明の交和使

此に京升といふは、方四寸九分・深二寸七分、積六十四寸八二七なり。當時は、公私共に専ら是を用ゐたれば、一に又今升とも稱したり。但し古升は、方五寸・深二寸五分、積六十二寸五分なり。而して其の量り方を比すれば、往古は斗榊に山盛とし、今は斗搔を以て、山盛の中半を搔落すを異なりとす。又、武佐榊と稱するものあり、多く今の俗間に用ゐらる。方四寸六分五厘・深二寸三分九厘八毛、寸積五十一寸八分六厘餘なり。赤松某云く、武佐榊とは、昔者、佐佐木氏江州を領せし時、其國八十萬石を以て、強て百萬石に當らんと欲し、量八合の榊を用ゐ、江州武佐驛に倉廩を建て、米穀を司らしめしより此名あり。今、濃州今須驛、三輪治左衛門の家に此榊を藏せりと。○閏七月十二日、夜子刻、畿内、地大に震ひ、神社佛閣大廈高樓悉く破壊し、伏見城中の殿舎も亦多く顛倒せりといふ。○八月廿九日、明・韓兩國の和交使等、伏見城に至るといふ。○十二月一日、濱松驛傳馬町、教興寺火を失し、堂塔悉く焼失す、時に住持覺阿玉志、寺領の朱

教興寺住職焼死

久能宗能封を奪はる

宗秀私闘

堀之内の稻荷社

豆州深草明神

印まで灰燼となるを見て、自ら火中に投じ、六字の妙號を唱へつつ入滅せり。當時濱松の囚獄は、教興寺の門前、東海官道を隔てたる、同寺の朱印地に在つて、教興寺の住職は、代代其の管鍵を司り、囚徒に法談を授くるを任とせしが、玉志は、今此の火勢の猛烈にして、囚獄の危きを見て、堂宇寺寶を顧みるの追なく、匆皇馳せて獄舎に赴き、辛うじて囚徒を解放することは得しが、寺中の寶什は、一も形を留めずなりければ、自ら責を重じて此に及べりといふ。教興寺は、一遍上人を開祖とする、時宗派の寺にして、智徳教興阿闍梨の開起なれば、勘問道場智徳院教興寺と呼ぶといふ。而して玉志は其の十八世なり。(寺記)○五日、遠州久努の人、久努三郎左衛門宗能入道宗安、其子宗秀私闘して死せしに因り、悉く其の領土を沒收せられ、僅に懸命の地千石を下總に賜はる。(徳川實記)宗秀は民部大輔と稱し、已に父の後を繼ぎしが、嘗て三宅彌次兵衛正次と相恨むことあり、終に共に闘て共に死せり。此に於て、宗秀の采邑一萬三千石、正次の食邑三千石、共に皆な沒收せられ、宗安老後の悲歎淺からず、家康之を聞き、其老を憐み、特に千石を給せられしなりとか。(家忠日記増補)宗秀一に宗朝に作る。○廿七日、慶長と改元あり。○此歳、遠州周智郡堀之内村、平尾の稻荷大明神を再興せり。棟札に記して曰く、

周智郡犬居之郷堀之内奉再興稻荷宮、地頭堀尾六左衛門殿時之代官衆、丹羽彦兵衛、山口半右衛門、願主、村松源右衛門(掛川志稿)

○伊豆國田京の深草明神社を再建す。先是、豊臣秀吉小田原征伐の時、此宮兵燹に罹かりしを、今年更に再建せしなり。上梁文に書して曰く、

事蹟

一四九一



北條氏直依<sup>レ</sup>背<sup>ニ</sup>綸命<sup>一</sup>、關白秀吉公奉<sup>レ</sup>勅命<sup>一</sup>、天正十八年庚寅三月、至<sup>ニ</sup>駿河國浮嶋原<sup>一</sup>、前驅軍勢鎮西九州四國北國始<sup>テ</sup>五十餘州之士卒共<sup>ニ</sup>五十萬餘騎<sup>一</sup>、伊豆・相模亂入節、社頭打散、三十六人之社人、六坊之供僧者、拾<sup>ヒ</sup>身命<sup>ヲ</sup>逐電<sup>シ</sup>、社務證文悉<sup>ク</sup>訖<sup>ニ</sup>紛失<sup>一</sup>。云云 (豆州志稿)

林光寺住職故信

○伊豆國三嶋町、攝取山林光寺住職故信、故郷甲州に歸て、歸命院主の法系を繼ぎ、其の院主となる。歸命院主を岌住親和上人といひ、故信和尚の師なるが、今年唱滅して寺主なきを以て、故信歸り繼で二世と稱す。故信は勝頼の庶子なり。一説には遠州相良の人にして、父を月光運秀と稱すといふ。故信は後元和七年寂す。(豆州志稿) ○伊豆國の人に、僧信譽といふ者あり。豆州藥師段の藥師堂を移し、天野村に建立して、

東昌寺

天明山東昌寺といふ。此寺は、昔者天野遠景の篤く信仰せし所にして、龕中に藏むる毘沙門の像及び馬は、遠景の自から刻して納むる所と傳へ、今尙ほ存して、古色掬すべきものあるなり。此寺はまた、藥師腹籠の佛像を安置し、寺記に傳へて上宮太子の作となす。是また頗る古色あり。(豆州志稿) ○僧秀山、伊豆國間宮村の、音羽山清水寺を修築して、自から居る。寺記に傳へて曰く、往古郷民に、音羽清水、助といふ者あり。

清水寺

中泉陣屋

豐聰太子の召に應じて、帝都に在りしに、會、物部守屋の亂あり、守屋を伐て功あり。太子大に其功を賞し、自作の觀音の像を賜ふ。清水助齋し歸り、宅を捨てて寺となし、姓名を以て寺號となし、以て觀音を安置せりと。(豆州志稿) ○徳川家康、其臣岡田心右衛門に命じ、遠州中泉の陣屋を守らしむ。(中泉陣屋代扣) ○此頃、京童の口惡ものの所爲なるべし、一の落首をかかげられたれば、一時盛に世に行はれたりといふ。落首に云、

諷話

きかぬものたばこの法度錢法度玉のみこゑにげんたくの醫者

(煙草錄)

煙草の法度をきかぬは尙ほ可なり、玉のみこゑをきかぬこそうたてけれ。

(大正十年九月三十日脱稿)

家康眼病平癒を秋葉に祈る

◆慶長二年正月一日、江戸城主徳川家康、伏見に在りて眼病を患ひ、久しく治せず、使者を遠州秋葉山に遣はし、山内なる東照山平福寺に就き、願文を藥師如來にささげ、其の平癒を祈らしむ。願文は、家康自ら認むる所なりといふ。

息災長久

心中所願

眼病平癒

右於<sup>テ</sup>成就<sup>スルニ</sup>者、堂建立可<sup>キ</sup>仕者<sup>也</sup>也。

慶長二年

正月吉日

内大臣家康

明らかに東を照らす御ひかりちかひをわれに譲りたまへや

(徳川實記)

殊勝寺由緒

○二月十七日、遠州佐野郡大池村、路北山殊勝寺三世三良宗寅寂す。此寺もと大寺なりしが、天正の初、甲州兵の爲に燒棄てられ、終に復た回復する能はざりき。寺の在る所を寺ヶ谷といひ、門前の廣地を殊勝寺原といふ。原中に藥師堂あり、夜光藥師といふ。此堂を門内に移ししは、最も後に在り、或は、當時藥師堂領



七十五石ありきといへど詳かならず。今按ずるに、驛路に沿うて、大池と濟田との境に、夜光といふ地あり、夜光薬師堂のありし所にあらざるか。一説に、殊勝寺は、昔、夜光薬師の鳥居ありし所なりと。(掛川志稿)

朝鮮再役  
掛川城修  
圓満寺  
○此月、關白秀吉、再び朝鮮征伐の師を出せりといふ。○三月十六日、遠州掛川城主山内對馬守一豊、城外の總堀を經始し、大に要害を堅固にせり。(掛川志稿) 時に法輪山圓満寺といふ寺あり、適、東大門口に當るを以て、命じて、移て通町に建立せしむ、一豊の寄進狀に曰く、

右之趣者、當所總堀爲<sub>レ</sub>普請、東大門之寺内因<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>損滅<sub>ニ</sub>而、爲<sub>レ</sub>改替<sub>ニ</sub>通町明屋敷五間口令<sub>レ</sub>寄附<sub>ニ</sub>者也、猶<sub>ホ</sub>寺中可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>繁榮<sub>ニ</sub>者乎、仍<sub>テ</sub>如<sub>レ</sub>件。

慶長二年三月十六日

遠州佐野郡懸川圓満寺

釋法道  
此寺は、今懸川宿西町にありて、其前は、南西郷久保村に在りしなり。即ち南西郷村に圓満寺原といふ所あるは、其の舊址にして、當時は下股村圓福寺の末に屬せりといふ。先是天正の頃なりき、釋法道といふ者あり。參州幡豆郡家武村圓満寺を去り、暫く掛川に到り暫く此に住し、後遂に地を掛川城外に卜し、一寺を建立して自から住せしが、即ち此の圓満寺にして、此の寄進狀に、東大門の寺内とあるは、今何れの所に當るか詳かならざれども、當時松尾口と稱する徑路ありて、此に在る川にも橋を架し、今の西町と中町との間に通じたるが如くなれば、東大門は、計るに其西に在りたるべきか、然れば此時、外濠修繕の爲に、損害を被りたるにもあるべきかといふ者あり。(掛川志稿) ○此時、牛頭天王社を北西郷村に移し、神宮寺・薬師堂を、

牛頭天王

掛川の十  
三町

掛川領の  
大工棟梁

十三人の  
職人

正願寺に預けしが、是皆な城中に在りたればなり。但し、堂は後建立して寺とせしといふ。而て此等の今皆仁藤村に在るは、此時印内村の修驗と共に此に移りしに因るとぞ。(掛川志稿) ○凡そ掛川に街區十三あり。西を十九首、下股町といひ、中央を西町・中町・連尺町・仁藤町といひ、合して傳馬町と稱す。東を木町・新町といひ、南に背町あり、研屋町・紺屋町・肴町・鹽町といひ、木町に連りて北に横町あり、名けて瓦町といふ。大凡そ此の十三町は、此の城普請の時定まれるものといふ。(掛川志稿) ○此時、掛川城普請の大工棟梁を、土屋五四郎といひ、土木の工竣るに及で、廣十四間・長十九間の宅地を、仁藤村に於て賞與せられ、代代除地となり、租税を免ぜられ、懸川領内の大工頭となる。又、此外にも、大工・鍛冶等、諸職人十三人あり、各、除地の宅地を有して、五四郎の支配を蒙れるが、蓋し昔者朝比奈氏の時の由緒に由り、山内家また除地の恩免を下ししものならん。謂ゆる十三人とは、仁藤の大工權兵衛、下股の大工小七、南西郷の大工久米八、増田村の大工治右衛門・鍛冶頭伊左衛門・倉真村の鍛冶吉兵衛・原川町の鍛冶清大夫・瓦町の疊師茂左衛門・源十、仁藤町の桶師藤吉・十九首町の紺屋甚太夫・南西郷の瓦師善次郎是なり。而して桶師・紺屋の輩は、城普請に關る所なきが如くなれども、後世、紺屋甚太夫の染手綱を貢せしに因て考ふれば、其他にも亦、各、その職に依て奉公する所ありて、朝比奈氏の時、其功あるごとに宅地を賜はりけるが、其の由緒となつて、今又この恩免を蒙りしならんか。此他、木挽職の者も、是までは郭内の枳といふ所に住せしが、此時新に外郭を定めしに依り、更に草萊の地を與へて移らしめ、貢租を免す。今の大鋸町是なり。(掛川志稿) ○此月、遠州佐野中山の久延寺住僧宥辨、新に茶釜二箇を鑄、同山中接待所の用に供す。銘に曰く、

佐野山久  
延寺



接待釜

遠州佐野中山當住、下總住僧宥辨上人鑄之右寄進、貞

干時慶長二年三月吉日

宥辨は下總國の人にして、眞言宗の僧なり。久延寺は此頃まで、定まれる住僧少なかりし故、その歴世等、固より詳にすべきならねども、此の宥辨の代より、眞言宗と定まれりといふ。此寺は、佐野中山の絶頂、驛路の北側に位し、佐野山久延寺と號し、子育觀音を以て其名高し。(掛川志稿) ○五月五日、遠州周智郡鍛冶嶋村の村民等、各、資を出して鰐口一箇を製し、以て社澤の大明神社に奉ず。銘に曰く、

周智郡飯田庄天方郷西河村□□大明神、奉<sub>レ</sub>掛<sub>レ</sub>御寶殿<sub>二</sub>鰐口<sub>一</sub>一面<sub>一</sub>者也、于時慶長二丁酉年五月五日、村民各敬白、本願助兵衛。

此の神社は、伊勢兩宮の大神を祀り、古鏡二面を以て神體となす。昔は神鏡三面ありしが、其一是、三倉村の白山へ飛去りぬと。口碑いふ。(掛川志稿) ○六月廿三日、豆州下田城主戸田三郎右衛門尉忠次卒す。年六十七、其子土佐守尊次嗣ぐ。(豆州志稿・藩翰譜) 或曰、文祿五年五月、下田城主戸田三郎右衛門尉忠次卒す、

其子三郎右衛門尉尊次封を襲ぎ、同じき下田に住す。(諸國廢城考) ○九月七日、徳川家康駿州に在りし時の水軍の將小濱民部卒す。年五十八。民部は、天正十一年甲州留守居を命ぜられ、十八年三千石を加恩せられ、相州三崎に住し、卒して後、其子民部少輔光隆繼ぐ。○十一月十六日、引佐郡金指領主近藤登助命を下し、市場を金指に設け、以て賣買に使せしむ。

金指市場

井伊谷町・氣賀町にて、市場御立相成候得共、繁昌不<sub>レ</sub>仕候<sub>二</sub>付<sub>一</sub>、近藤登助様より被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>には、金指町

市場可<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>にて、則<sub>チ</sub>清右衛門被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>召呼<sub>一</sub>、右市場の委細被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之、濱松中郡山中へ、壹個月三八と日相定<sub>レ</sub>申候趣相觸候へば、右の日限に無<sub>レ</sub>相違<sub>二</sub>市繁昌仕<sub>一</sub>候。

金指町の事、月に六さいづつ市立可<sub>レ</sub>申、居屋敷の儀は、諸役可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>不入<sub>一</sub>候、爲<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

慶長二年霜月十六日

近藤登助貞用 (花押)

金指町中

清右衛門方へ

(安間家舊記)

清右衛門は、富士郡御厨の人にして、永祿の初、江戸に出でて、近藤康用に奉公せしが、康用井伊谷領主となり、國に就くに及び、隨ひ至て目付役を命ぜられし人なり。弟あり、源次郎といふ。御臺所惣賄役を命ぜらるとぞ。○此歳、豆州葦山城代内藤豊前守信成、田方郡總社八幡宮を再建す。(豆州志稿) ○遠州周智郡葛

八幡社  
葛布村天  
王社

布村天王社を改築す。棟札に書して曰く、  
奉<sub>レ</sub>改造<sub>二</sub>天王社頭<sub>一</sub>一字 願主 虎心庵 同助左衛門

古心庵の  
薬子の像

葛布村に古心庵といふ寺あり。薬子の像を安置せり。薬子は、正月元日、供御の屠蘇酒を嘗め試むる童女をいふ。また、昔平安朝の初、平城上皇の寵姫に、薬子といふ者あり、上皇に復位を勧め、兄仲成と亂を起ししこともあり。何れにせよ、此に安置する所以を詳にせず。古心庵は、惟ふに虎心庵の創むる所か、葛布の奥の山中に葛布瀧あり。下流葛布溪となり、流れて大鳥居・城下の間に至り、四十八瀬に合す。○世に稱す、

葛布瀧

遠州敷知郡參地野村四十六所大明神は、もと神領二百石を有せし大社なりしが、太閤秀吉、神主桑原家に宿



四十六所  
大明神

怨あり、文祿中、古判物等悉く没收し、僅に祭田を給せられしに過ぎずして、年年衰廢に傾きければ、神主桑原善秀、之を憂ふること久しかりしが、今年に至りて遂に忍ぶ能はず、山城國伏見に至り、鳥居彦左衛門に頼り、歎訴する所あり、漸く聽許なりて、先規の神領相違なき旨を、時の五奉行長東大藏より、濱松城主堀尾帶刀に通達の書を、善秀に托せられける。因て善秀は其書を懐にし、喜び還つて濱松城に至り、之を城主に呈したるに、堀尾も諾して其書を善秀に與へければ、善秀は朱印頂戴のため、再び伏見に登れるに、時たまたま朝鮮陣の混雜に際し、遅延して明年に至りぬ。然るに明年に至れば、太閤病あり、遂に薨去せられけるより、遂に朱印を賜はるに至らずして止みぬと。(桑原系圖) ○伊豆國繩地村の雲城山・菖蒲澤・中山・堅岩等四ヶ所、及び湯ヶ嶋村の二百枚山・横澤・平山・寶藏・鑛金・澤岳・椎鑛等七ヶ所、瓜生野村の柳澤に於て、金坑の採掘を始めしが、是より年を逐うて漸次盛大に赴き、以後三十五年間繁昌を極め、遂に遊女町の設あるに至る。柳澤は一に運上洞とも稱す。初め文祿年中、奥州の人某、駿州沼津に至り、狩野川口に金砂のありを見、水源に尋ね上り、此の金坑を發見せりといふ。○當時、東海道驛馬の賃錢は、處に依て多少の差はあるべけれども、大なる相違はあらざるべく、而して參州藤川邊の驛馬一里の賃錢は、京錢八文なりといへば、我が三州の驛馬賃も、之に準じて推知すべきなり。(風俗史) 藤川驛間屋三左衛門の藏するものに、賃錢を規定するものあり。

以上

急度申越候、沙路次中、人足壹人に付、壹里に、京錢八文宛取可申候、但馬半分之積り也。

東海道驛馬賃錢

繩地の遊女町

豆州の金坑繁昌

西二月十六日

村茂助 安帶刀 成俣人 升志摩 本上野 連署

藤川傳馬衆

(昆陽漫錄)

久野城主松下之綱卒

◇三年正月三十日、遠州久野城主松下石見守之綱卒す。年六十二、諡して長參といふ。之綱は若狹守長則の子にして、初め嘉兵衛と稱し、豊臣秀吉少時の主なり。

按するに、之綱が天正十五年の、食邑加増敘爵を以て、之綱の子右衛門佐吉綱のこととし、舊誼を録するなりと附記し。(逸史・野史) 同じき十八年一萬六千石を食み、駿河久能城に封ぜらる(中興盛衰記・藩翰譜) とするものあり。又相伴衆に、頭陀寺一萬石を賜はりたるを、吉綱とする(藩翰譜) ももありて、此の慶長三年の卒去を吉綱として、年六十二(野史) といふものあり。中に就き、駿州久能城に封ぜられたりといふが如きは、遠州の久努城を知らざる説にて、其の誤は言ふを待たざれども、其他の説も尙能く考ふべきものとす。

修善寺紙

○三月四日、徳川家康、令を豆州修善寺村に下し、修善寺紙の製造を保護す。

於豆州鳥子草・がんび・三つまた何方に候共、修善寺文左衛門より外には不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>伐、殊火を付、紙草燒捨候者、其郷中可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>曲事<sub>一</sub>候、公方紙すき候ときは、立野・修善寺之紙すき候者共、手傳可<sub>レ</sub>仕者也。

慶長三年三月四日

(黒印)

修善寺の抄紙は、何時の頃より始まりしか詳ならざれども、其名は早くより著はれて、平家物語にも、五節には、白うすやう修善寺の紙云と見えたり。中に色好紙とて、褐色の少し色濃きものあり、蓼木の皮の煎じ汁を混じて、色素とするが故に、紙魚の害を受くることなし。此にいふ公方紙とは、徳川氏に献ずる紙に

事蹟

一四九九



して、俗に謂ゆる金紙・銀紙のことなるべし。豊太閤も、大に此紙を珍重したるものと見えて、駿州清見寺の古文書にも、

朱善侍二束到來悦思食候、猶新庄駿河守可申候也。

九月廿二日

朱印(秀吉)

秀吉病

五大老  
五奉行  
三中老

とあるなり。○五月五日、豊臣太閤秀吉病ありといふ。○七月十三日、豊臣太閤秀吉病篤きを以て、五大老・五奉行・三中老等の職を置き、以て秀頼を補佐せしめらる。(駿國雜志)因て命じて曰く、「大事は五大老商議して施行し、小事は五奉行相議して之を行ひ、黨を植つること勿れ、權を争ふこと勿れ、五大老・五奉行、其威を争ひ仇をなすことあらば、三中老宜しく和解すべし」と。

五大老

第一 内大臣源家康公 武藏・下總・上總・上野・下野・伊豆・相模、都合七ヶ國、其税二百五十萬石餘、但し、  
武州は一割、  
駿州は租入且つ又、東海道五十三次にて千石宛、以上五萬三千石。

第二 加賀大納言豊臣利家卿 加賀・能登・越中、都合三ヶ國、其税一百萬石餘、但し、能登にて廿五萬石、能登侍従利政之を領す。是は前田孫四郎にて、利長の弟なり。

第三 備前中納言豊臣秀家卿 備前・播磨・美作、都合三ヶ國、其税七十四萬石餘。

第四 會津中納言藤原景勝卿 奥州の内會津郡・伊達郡・信夫郡、羽州の内庄内、佐渡三郡、其税一百萬石餘。

第五 安藝中納言大江輝元卿 安藝・周防・長門・石見・因幡・備後・備中、都合七ヶ國、其税一百二十萬石餘。

五奉行

第一 石田治部少輔三成 近江國兼山廿五萬石領す。

第二 淺野彈正少弼長政 甲斐國廿一萬四千石を領す。

第三 増田右衛門尉長盛 大和國二十萬石を領す。

第四 前田德善院玄以法印 因州の内五萬石を領す。

第五 長束大藏大輔正家 江州の内水口五萬石を領す。

三中老

第一 生駒雅樂頭親正 十六萬石餘。

第二 中村式部少輔一氏 十四萬石餘。

第三 堀尾帶刀吉晴 十一萬石餘。

中村一氏は駿府城主、堀尾吉晴は濱松城主にして、源家康は伊豆の領主なり。初め秀吉、自ら起たざるを知るや、徳川家康に諒けて曰く、「我死せば難且作らん。今天下を以て公に附す。公宜しく心力を竭して、太平を效すべし。阿捨成長の後は、公幸に才を量りて處置せよ。家康涕を攬て曰く、中將幼なりと雖も、既に適嗣たり。殿下百歳の後、誰か翼戴せざらん。然れども世變は測り難く。願くは殿下の英明を以て、賢輔を妙



選し、以て子孫の謀を貽したまへ。老朽迂拙、曷ぞ以て重任に膺らん。秀吉曰く、我これを思ふこと審なり。遜讓を用ゐる勿れ。家康固辭して出づ。秀吉因て三成・長政を召して之を告げ、三成等の言に領かれて、遂に此の法を立てられしと云ふ。(逸史)又、世に、秀吉が直筆と稱する、遺言狀を傳へて曰く、

遺言狀

秀頼事、なりたち候やうに、此かきつけ候しゆを、しんにたのみ申、なに事も、此外にわおもひのこす事なく候かしこ。

八月五日

太

閣 (花押)

いへやす

おくせん

てるもと

かげかつ

秀 いへ

え

返返、秀吉より事たのみ申候、五人のしゆたのみ申べく候、五人の物に申わたし候、なごりおしく候以上。(毛利文書)

秀吉願命

秀吉の願命、家康の應答に就ては、逸史の説もあれども、亦少しく異なるもあるなり。秀吉曰く、

夫れ人たる者は、生あれば必ず死あり。故に、余は今日死に至るも、固より遺憾なきなり。然るに余の

悲歎すべき一事あり。是れ我が家職を襲がしむる幼子を遺すことなり。故に、其の成長に至る迄、賢才勇武忠誠にして、又威勢を兼備したる人を得て、之に託せざる可らず。因て全國諸侯中に於て、之を求むるに、卿に非れば其任に勝ゆる者なし。是を以て、嗣子を委託し、國政を附任するは、唯卿を煩すべし。只嗣子成長に及び、政權を返還するは、我れ卿の誠實寛大、決して負くことあらざるを信ぜり。而して兩家百事確固、共に昌盛ならんには、一家の盟を結ばんことを希望す。卿に孫女あり。之を我が嗣子に女はせんことを希ふ。然れば、卿は我が嗣子を以て孫となし、其婦の爲には祖父となるなり。

家康は、此の遺命を聞き、一は不世出の英雄の死に臨むを悲み、一は心竊に己の宿志を遂ぐる期の至るを欣び、徐に涙を拭ひ、答へて曰く、

前に我兄、信長の弑逆に逢ふに方り、家康唯參河一國を領す。殿下高職に陞るに及で、辱く三國を領するを得たり。後又、家康を封するに、關東八州を以てす。其の恩寵の厚きに報ゆるは、家康及び子孫に至るも命を委ね、嗣君及び後胤に至る迄、必ず忠勤を盡さざるべからず。假令殿下の遺命を受けざるも、嗣君を輔翼し、若し事有るに際すれば、兵を出し産を傾くるも亦分とする所なり。而るを況や、殿下の厚德を以て、嗣君を輔け國家を委託するの命を蒙り、加之、婚姻の名譽を辱うす。天下誰か敢て之を毀損する者あらんや。此の鎖鑰を加ふる如き命戒を以て、家康の義務を結着す。故に必ず確實誠忠、殿下の遺志を遂げざるべからず。且つ、以後嗣君を見ること、尙ほ家康の嫡子の如くし、殿下の嗣君に對し、日夜父子の情を缺かざる如く、家康も亦嗣君に對し、慈愛撫育の情を盡す可きなり。(クラセ「日本西教史」)



豊臣太閤

家康の答此の如くにては、大阪の役は起らざるなり。又起す能はざるべし。然らば逸史の説の如きは、大阪の役後、苟も家康に、口に藉く所あるを示さん爲とも想はれざるにもあらず。免まれ時勢を含味して、二人の涙の味を試み、然る後、能く願命應答の趣を冥目思考せば、多少の真相を窺ひ得ることもあらんか。○八月十八日、豊臣太閤秀吉薨す。年六十三、遺命して喪を祕し、征韓の師を還さしむといふ。秀吉身を奴隸に起して、則闕の官に至り、海内を統一して、威を海外に輝かし、以て前人の未だ爲さざるを成ししは、洵に不世出の英雄と謂ふべし。而して其の爲人、概ね常人に異ならず。容貌矮陋、面色黎黒にして異表なく、但だ眼光炯炯として、人を射るを異なりとせしのみ。未だ木下藤吉と呼ぶ頃のことなりき。一日大澤主水と鎗を合せしに、主水目眩して向ふ能はず、終に自ら俯伏して角はずして止みたりき。又、志豆ヶ嶽の戦に、佐久間玄蕃允を睨みければ、人馬ともに眩して逡巡せりといふ。(傍廂後輯)

秀吉眼光

一説、秀吉が右の手は、指六本ありしが、秀吉は之を隠すに、常に苦心せり。(ピリヨン「日本歴史秘史」)

秀吉は、實に才智非凡にして、貴賤上下何れに用ゐるも、適せざるなき人なりしが、當時一の俗謡あり。曰く、

木綿藤吉

木綿藤吉米五郎左衛門かくれ柴田にのけ佐久間

藤吉は秀吉の初名なり。木綿は美麗にあらざれども、何に用ゐても利便にして、人生缺くべからざるもの、即ち藤吉は何れに用ゐるとも、能く適合して便利なる人といふ意なるべし。米五郎左衛門は丹羽長秀をいふなり。長秀は米と同じく缺くべからざる人にて、上下に向て、最も奇妙の人なりき。柴田は柴田勝家にて、

かくれはかかるにて、軍にかかり合ふことの巧なるなり。佐久間は右衛門尉信盛にて、軍に臨みて退き方の巧なるをいひしなるべし。(柳亭記・二川隨筆) 以て秀吉の爲人を見ざるべきか。太閤が辭世の句とて、世に傳へるものあり。

露の世に露ときえぬる我身かな難波のことは夢の世の中

是は嘗て聚樂城にありし時、如何が思はれてか、詠出づるままに自筆にしるして、幸藏主を召し、預置くとて渡されたるものなるが、此の十七日に至り、又幸藏主を召し、先年預け置きつる歌やある、持ちこと命ぜられければ、幸藏主やがて之を上りけるに、年號月日・諱・花押まで書き、今は叶はじと筆を擱かれて、其の翌日十八日に薨せられたれば、之を辭世といひて、木下家に傳へ納めらるとぞ。(半日閑話) 或は「露の世に露ときえにし我身かなただ何事も夢の又夢」(二話一言)と、聞くままに記しておく。

秀吉の兄弟

秀吉の父母兄弟、及び生時等につきては、種種の説ありて一ならず。父母の事は已に記しつ。兄弟四人ありて、第一秀吉、第二大和納言秀長、第三武藏守一路妻、第四南明院殿是なり。而して又初生の女子と秀吉とは、前夫彌右衛門の子とし、秀長と南明院殿とは、後夫筑阿彌の子とするもあれども、或は之を斷じて曰く、

秀吉の系

羽柴筑前守豊臣秀吉、天文六年丁酉に生れ、のちには關白になり昇り給ふ。尾張國愛知郡中村とかや、あつたの宮よりは五十町ばかり乾にて、萱ぶきの民の屋、はつか五六十ばかりやあらん郷の、あやしの民の子なれば、父母の名もたれか知らん、一族などもしかなり。(兔園小説)



と、いと明かに且確かなる説と謂ふべし。我は寧ろ此の系圖に従ふべし。秀吉の逸話一二を記して、古今無比の英雄を慕ふ心を表せん。我が遠州には深き縁故あるをや。

秀吉三略を聞く

秀吉嘗て筑前守と稱せし頃、三畧を講ぜしめて聽きしに、初にいふあり曰く、夫れ主將の法は、務めて英雄の心を取り、功あるを賞祿し志を衆に通ず」と。其義を解し終るを待ちて曰く、「三畧一部の軍理をば、我その一句に依て得たり、其末は讀むに及はず」と復聞かず。

秀吉論語を聞く

又嘗て論語を講ぜしむることありき。子曰く、我道は一以て貫けりと、其の講説を聞きて後曰く、「論語一部の奇言妙句は、此の一貫ならん。我も亦自今以後一貫すべきなり」と。復た講ぜしめざりき。

秀吉一代の績

一夜武談の序に語て曰く、「我先に中國退治の手始に、因幡の鳥取城を兵糧詰にし、其次に備中の高松城を水攻にし、毛利と和睦して、取る物も取敢ず都へ攻登り、明智日向守光秀を山崎表に討取り、其後、柴田修理亮勝家に、反間を用ゐて急に取拉き、其事終りて、鳴津に降を請はしめ、斯くて後小田原を攻潰し、奥州まで發向し、諸方を心の儘に手に入れしは、是れ偏に三畧の「功を賞祿せよ」といふ妙句と、孔子の、「吾道は一以て貫く」と宣ひし金言とを忘れず、之に従て謀略を運らし、之に従て弓矢を取りしものにて、併も聊か危きことなかりき。然も諸將の爲す所を見るに、人を罰する事は易く、人を賞する事は難きが、是れ多くは、私欲の甚だしきに因るなるべけれども、利慾を望むも、其人の分限に因ることにて、武將たる者、苟も天下を知らん志あらば、慾は捨てざるべからず。若し些細の事にまで、心を配り財を分つに吝ならば、如何でか大望を達すべき。所詮軍法は、千章萬句ありと雖も、人を取立て、功を賞するより善きはなきなり」と、然るに侍坐の伽藍は、未だ其意を解せざる者の如くなりき。

秀吉義經を評す

須臾にして、秀吉また語を繼ぎて曰く、「凡そ世人の、古武將を評するを見るに、昔時に在ては九郎義經、中世に在ては楠正成等を以て、古今無双の名將とする如くなれども、秀吉はしか思はざるなり。先づ義經を見よ、木曾義仲が數度の軍旅に戦ひ負け、纒の勢にて彷彿所を討捕るは、勇と謂ふべからず。其後平家を討滅してよりは、其の功名天下に溢れたれども、吾はしかく大功とも思はざるなり。抑も平家の積惡を、佛神の憎ませ給へることは、兒女子も能く知る所にして、木曾の微勢に迫立てられしも、亦之が爲なるべし。而して其後西海の波に漂ひ、漁父海人の如く浦浦鳴嶋を歴廻り、呻吟懊惱して、自から堪へ難きに至るを待ち、始めて進みて之を勦滅したるは、させる功名とも謂ふべからぬや。梶原と逆櫓の論議、是れはた道理とは云ふべからず。反て義經の恥辱にあらずや。舍兒頼朝の代官として、總大將軍の任を蒙り、西國征伐の大將たる者、何ぞ梶原如き者に、れち刀にて向ふを要せん。畢竟威なくして梶原に侮られしに外ならず。若し大將の器備はり、威徳を以て下を御せば、梶原が輩豈に能く頭を擡ぐるを得んや。義經辨慶等、傳ふるが如く智あらば、平家入水の日を以て、西國に於て、梶原父子を討たずしては叶はぬ事なり。然るに此機を逸して、遂に彼が爲に讒せられ、鎌倉中へ足だに入る能はず、剩へ土佐坊輩の夜討を被り、辛うじて死を免るるに至ては、智と謂ふべからず。

斯くて頼朝と義經と義絶の證據一二に止まらざるに、尙ほ慢然として堀河に晏居し、毫も後圖を爲すの志なかりしは、智將の所爲と謂ふべきか。此時に當て義經の爲すべきは、速に奥州・西國の院宣を請ひ求め、一を辨慶に附して西國に下し、急に諸勢を催して鎌倉へ攻下り、一を伊勢・駿河に附して奥州に下し、勢を描へて攻め上らしめ、東西より頼朝を挟み、無二無三に合戦に及ぶか、然らずば、大臣殿父子を鎌倉に渡さば、義經自から腰越より直ちに奥州に下り、秀衡を頼み大軍を催し、率ゐて以て鎌倉を襲ふか、二の中一を擇ばば無下に徒死するに至らじ、終には平和の扱に依り、梶原が舌ノ根を抜き、頼朝と和睦し、或は四國を恩賞に領するか、或は九州を給はるに至るべしとも、一たびは有無の合戦に及ぶべきなり。好し此機を逸して、奥州に遁れて後と雖も、尙ほ策なきにあらず。即ち山伏に擬して奥州に下るを得なば、直ちに秀衡に頼て兵を催し、時日を費さず攻上るの策を講すべきなり。然るに之をしも爲さずして、唯、徒に高館に晏坐して、百歳に満ちたる秀衡の死を待ちしは、果して何の心ぞや。抑も智仁勇の三徳を兼ねたる名將とは稱するに、義經・辨慶等、この四たびの機を失したれば、假令勇は勝れたりとするも、智は稱するに足るものなし。即ち名



秀吉正成を評す

將とはいふべからざるか。次は楠正成の事なり。

楠正成は、赤坂其他所所にて、數度の武功ありと雖も、徒に切腹せんことは、是れ名將の行ふべき所にあらず。一門舊臣並び居て匹夫の勳せんよりは、寧ろ直義を亡さん籌を運さんに如かず。合戦の勝負は、時の運にもよれば、負くとも更に恥ならず、只謀の足らざるを以て恥とす。正成最後の合戦なれば、一大事の謀を爰にして出だすべき事なるに、未だ其の沙汰なきは怪むべし。而して尊氏兄弟、西國より大軍を率ゐて攻上る事は、兼ねて知らざる事とはいひ難からん。已に知りて、此の湊河を戰場と定めなば、などか鳥雲備・霧霞備・釣竿備・殘伏備等、機に應じて用ゐ、直義を劫かし、西國の民兵を駭懼まさざりけん。直義をば討取るべかりつるに、正成が最後の戦、拙かりしに因て、一世武勇の譽を汚し、却て不武の名を残ししは惜むべし。斯くいふ秀吉をして、義經・正成たらしめば、必ずや軍に花を咲かせ、入相の鐘・山下風に吹散らしむものなと、切齒して、憤慨に堪へざる如くなりしが、忽ち又座中を一睨して曰く、

秀吉の豪語

今汝等の顔色を察するに、秀吉を此の兩將にすとも、其功は其言に及ばじとするもの如くなれども、能く思つても見よや、義經は源家の正統にあらずや、正成は大和・河内兩國千騎の、大將旗頭にあらずや、而して秀吉は日本にかくれなき凡俗にて、信長公に始めて仕へし時は、無僕の境界獨歩たりしにあらずや、然るに開關以來嘗て其例なき、大閤の高官に歴任したれば、秀吉が弓矢取ての面目は、當に古名將に越えつべし。各、心に秀吉を蔑視し、徒に大言壯語を吐くものとせんも理なれども、日本より異國を従へしは、掛まくも長くも神功皇后と、秀吉とのみなれば疑ふべからず」と、改め座して言葉鋭く語りければ、伺候近侍の輩等、聲を同うして曰く、「殿下の武勳は、臣等悉く見る所なれば、誰か又疑ふ者あらん」と。秀吉首肯す。云云（玉露叢）

大閤嘗て一日、紹巴を召して曰く、我此比、天下無上の大なる和歌一首を詠みたり。今日汝を召したるは、餘の儀にあらず、只之を示さんが爲なりとて、即ち

須彌山に腰うちかけて大空をぐつと呑めども咽にさわらず

と吟詠して、又曰く、是より勝れて大なる和歌ありや、如何に如何にと問はれければ、紹巴言下に、

須彌山に腰打かけてのむ人をまつげの先きでつきこかしけり

又書て、紹巴を召して和歌の友とせし時、

奥山に紅葉ふみわけなく螢

鳴く螢

と上の句を詠み出で、早く下の句を續けよと促されけり。紹巴また尋常の人にあらずれば、少しも躊躇するところなく、直ちに

しかとは見えぬひかりなりけり

と、詠みて差出したしければ、公大に悦びけりとぞ。但し一説には、秀吉自ら聯句を賦して、曰く

奥山に紅葉ふみわけ啼くほたる

紹巴曰く、未だ螢の啼く證歌を聞かずと、秀吉憚びずして曰く、若し啼かずば我啼かしてむと、幽齋側にあり、紹巴に謂うて曰く、證歌あり、

武藏野の篠をたばれて降る雨にはたるよりほか啼く蟲もなし

秀吉意解く、明日紹巴幽齋を訪うて、證歌何集にあるかと尋れければ、幽齋答へて曰く、斯人や、何ぞ證據を以てせん、是れ我が自詠なりと、（槐記）何れが眞。又、大閤三十二ヶ條の掟を作り、末條に一首の和歌を添へられて云、

悪口と欲を離るる物ならば内外ともに住よかるべし

又豊公の歌として傳ふるものあり。

世中にちと我に似た人もがなひきてかひなきことをかたらん

秀吉また嘗て曰く、余は三味の薬を製して、以て病を治すと、

三味の妙薬

三味の妙薬

事蹟



禁物四味

天をおそれ 身を修め 儉を守る  
禁物四味

私をなし 邪慾を思ふ 物に怠り 非義を行ふ

右四味を去り、三味を用ゐれば、國病生ぜず。(三省録)

殘燈の趣

太閤は、決して武辨一方の人にはあらざりしなり。嘗て伏見の城を築かせられしに、工事もやや進みて、二重三重の石垣も出来ければ、早や御臺所、長屋なども立てらるるなど、作事はただ急ぎに急がるばかりなり。さるにても、斯ばかりにては、あかすやありけん、山の下なる河のべに、高さ二十丈にもあまらんばかりの山を築きあげ、もろ／＼の木ども數多を植並べしが、何れも枝をたれ葉を敷くさま、深山の奥に入りたるに異ならず、松柏の生茂る中に、堂塔伽藍を建並べける。中にも學問所と稱するは、古今の數寄を極めんとの沙汰ありて、珠光や古市播磨守、さては北向道珍などいふ、くさぐさの流を酌み合せ、能き所を取りて、嘗てなきさまに作らせられしといふ。(堺鑑) 太閤嘗て、曉の會に招かれて、露地に入りけるが、折しも殘の燈の光、幽かにまた淡く光りぬければ、早くも目とまり、侍臣を顧みて、「あの燈はいかに」といひけるを、侍臣は、燈火をかかげよといはれしよと思ひとりて、火の加減を變へたれば、太閤見て、「はや殘燈の趣失せにけり」と、嗟嘆せりといふ。世に此の殘燈の味を解する茶人は、そもそも幾人がある。

此に又、之と全く趣を異にする逸話あり、泉州堺津に、納屋助左衛門といふ者あり。天正の初め夏の頃に、琉球・呂宋へ渡り、文祿三年甲午歲七月二十日、恙なく歸朝せり。其頃、堺代官を、石田全頭政澄といひしが、もと太閤の侍者を勤めたる者ゆゑ、助左衛門の携へ來たるものうち、傘・蠅蠅干挺・活磨香二疋を獻じ、其餘の物、五十計を御目に懸けしに、殊の外の御機嫌にて、直に西丸の廣間に並べつつ、千宗易等と相談して、上中下幾段にも區別して、直段付の札を下げ、さて、所望の面々は、誰彼によらず、執り申し候へと觸渡さる。之に因て、望の人人はみな西丸に至り、代付のまま買取りければ、五六日の間に概ね賣れつきて、僅かに三つばかりぞ残りける。因て之を太閤へ買取り、金子渡

されければ、助左衛門は、五六日の間に、有福の身となりけるとぞ。

秀吉嘗て伏見の城にありし時、廣間に出て、五腰の刀あるを見て、試に主の名をいふべしとて、さされしに少しも違はざりければ、前田玄以、いかにして知食しけるにや、誠に神智にわたらせ給ふことよと、驚きたりければ、太閤笑つて、何の仔細もなきことなり。金作にて美麗なるは秀家の刀なり。異様の物數奇せしは輝元なるべし。大小長短の格好より、莊嚴の相應せしは、武藏亞相に極まれりといはれしとかや。云云(常山紀談)

引佐郡の寺社領悉なく公田となる

征韓の士を召還す

太閤の征韓

外征は一子の死を悲みたるのみに關せず

秀吉の薨後、遠州引佐郡中、寺社領の高知分は、共に悉く公田となし、貢租上納を命ぜらるといふ。(龍潭寺記) ○十月、豊臣秀吉が朝鮮征伐の將士等、明軍と和し、諸將相繼いで歸朝の途に就く。初め秀吉の薨するや、淺野長政・石田三成等、遺命を受けて博多に赴き、徳永壽昌・宮本豊盛等も亦、遺命を受けて朝鮮に到り、以て普く徹兵の旨を傳へければ、在韓の諸將みな密に相告知し、みな密に歸裝を整へ、以て今年の中に、悉く歸朝せんと期せりといふ。世人往往秀吉の朝鮮征伐を以て、愛子を失ひて悶悶に堪へず、一向その憂鬱を散ぜんとするに出でたるものとする者あり。それも人の常情として、無しとはいひ難けれども、唯、それのみと言はば、そは甚だ誤れる説といふべし。然らば其他の動機は何にあるか、其の動機の發せしは、何れの時にあるかは、素より詳ならざれども、信長在世の時、既に此志を起ししは明かなり。天正六年、中國の毛利氏を征せんとするや、發するに臨み、信長に請うて曰く、「君は今臣が鄙卑なるを顧みず、動舊の諸將を措て、此の大任を臣に寄せ給ふ。臣如何ぞ犬馬の力を竭さざらん。惟ふに君今旗幟を臣に賜ふは、軍中の事は、事大小となく、臣の專制を許し給ふなり。然れば自今以後、反を討じ服を撫し、機に臨み變に應じ、



秀吉の朝鮮征伐の意圖は、決して一朝夕偶發の擧にあらざるを知るに足らん。故に若し  
信長をして、光秀の弑に遇はざらしめば、秀吉が此擧は、文祿を待たずして發し、併も三國合併の事も成就  
するを得しならん。是れ必ずしも余が揣摩の臆測とのみ思ふべからず。外明韓の國勢を窺ひ、内國內の趨勢  
を顧みるに、自から爾あるべきものあつて存すればなり。然れば一朝本能寺の變に遭遇して後は、秀吉が畫  
策の齟齬したるものは、決して少少にあらざるべし。秀吉自からと雖も、外征の遂げらるるや否は、當時直  
ちに判じ難きものありしならんれば、其の沮喪や亦想ふべきなり。然るを人動すれば、明智の反を以て、  
秀吉に幸すと爲す者あり、是れ匹夫の心を以て、英雄の心事を測るにあらすして何ぞ。何ぞ豪傑を見る眼の、  
小にして且つ狭きや。然れども秀吉の素志は、決して此の一難の爲に挫折するものにあらず、一難起れば一  
難を制し、一敵生ずれば一敵を討じ、益々勇氣を鼓舞して、一旦立てたる志は、達せでは止まじと、意馬に

事  
の宜しきに從ひ、以て中國を平定するは臣の責にして、又臣の方寸に在るなり。願みれば君の近臣、森・  
矢部・福富の諸將は、功を積み勞を累ぬること多けれども、未だ報い給ふ所ありとも覺えず、中國既に定ま  
らば、請ふ先づ此輩を封ぜよ、臣は直に進みて九州に入らん。破竹の勢に乗ぜば、九州を下すに何かあら  
ん。九州既に下らば、願くは其の一歳の賦税を賜はらん。是に資りて、糧仗を蓄へ船艦を造り、海に航して  
朝鮮に入らん。君若し臣が功を録せんと欲せば、請ふ朝鮮を以てせよ。臣乃ち朝鮮の兵を以て明國に入ら  
ん。庶幾くは君の威靈に倚りて、明國を席卷するを得んか。三國を合して、一王の下に歸せしむるは、是れ  
臣が宿志なり」と。

此に由て是を見れば、秀吉が征韓の意圖は、決して一朝夕偶發の擧にあらざるを知るに足らん。故に若し  
信長をして、光秀の弑に遇はざらしめば、秀吉が此擧は、文祿を待たずして發し、併も三國合併の事も成就  
するを得しならん。是れ必ずしも余が揣摩の臆測とのみ思ふべからず。外明韓の國勢を窺ひ、内國內の趨勢  
を顧みるに、自から爾あるべきものあつて存すればなり。然れば一朝本能寺の變に遭遇して後は、秀吉が畫  
策の齟齬したるものは、決して少少にあらざるべし。秀吉自からと雖も、外征の遂げらるるや否は、當時直  
ちに判じ難きものありしならんれば、其の沮喪や亦想ふべきなり。然るを人動すれば、明智の反を以て、  
秀吉に幸すと爲す者あり、是れ匹夫の心を以て、英雄の心事を測るにあらすして何ぞ。何ぞ豪傑を見る眼の、  
小にして且つ狭きや。然れども秀吉の素志は、決して此の一難の爲に挫折するものにあらず、一難起れば一  
難を制し、一敵生ずれば一敵を討じ、益々勇氣を鼓舞して、一旦立てたる志は、達せでは止まじと、意馬に

秀吉の大陸經營方針朱印狀 (前田公家藏) 一紙 分 寸五寸四分七厘



鞭ちて奮起するは、是れ古今英雄豪傑の士の、共に永く青史を耀かす所以の所爲にして、秀吉も亦その儔たるを失はざる一人なれば、即ち一日も早く海内を統一し、一日も早く師を海外に出さんとは、秀吉が本能寺の變後、一日も忘るる能はざる所なりしならんか、其の然る所以は、爾後の西討東伐の狀に察せば明に知らるべきなり。

之を濱松に見るに、土地の廣きを以てするも、兵力の強きを以てするも、將た智謀勇畧を以てするも、秀吉として毫も畏るるに足らざる家康に、和親を求むること彼の如く懇切なりしは、果して何の故に然りしか、之を嶋津に見るに、彼一たび歸服すれば、其罪を輕うし其恩を重くすること、反て彼の意外に出で、終生其恩を忘るる能はざらしめたるもの、また果して何の故に囚るか。是みな速に内を固うして外に向はんずる謀に出でたるにあらざるなきを知らんや。彼の小田原征伐の如きも、素より好みて出だしたる師にあらず、あらん限りの道を盡し、忍ぶべき限りを忍びて之を誘ひ、其の敢て來らざるを見て、始めて大兵を動かしたるも、強ち箱根の險を恐れ、五代の積威を憚り、小田原の攻め難きを慮りたるにはあらざるべし、和睦の效の、攻伐よりも速に、歲月を費すこと少きを知りたればなるべし。景勝と和するも、政宗を免すも、唯だ其の勇を稱し膽を愛するのみにあらず、海内統一の速かならんを希ひたるなるべし。而して其の統一の速かなるを希ひしは、唯、其れ一日も速に兵を海外に示さんてふ、溢れたる熱望に驅られたればなるべし。故に一たび統一の功成るや、未だ創痍の癒えざるに、早くも宗氏を遣はして朝鮮に使せしめたり。而して其の使命も亦、誘致に在りて征伐にあらざりしは、征伐の目的は、明國に在りて朝鮮にあらず、朝鮮は唯、道

を借りんとせしに過ぎで、初より之を謀りしにあらず、其の之を征せしは止むを得ざるに出でたればなり、世若し之を疑ふ者あらば、之を秀吉の言辭に見よ。凡そ此役に關する、秀吉の書狀・言辭を見るに、皆な唐入云云と稱して、朝鮮云云とは言はざるなり。然れば秀吉が一代の東征西伐は、専ら此の外征の準備といふべく、前提といふべきにや。一子の死を悲みての餘に出でしといふが如きは、秀吉も人なり、其情なしとは斷すべからじ、好しありとも、之を以て、外征動機の主なるものとするは、少しく内外四圍の形勢を顧みず、纔に燕雀の心を以て、鴻鵠の心を忖度するの謗を招くこと無からざらんや。

外征は子孫の存亡に關せず

或は又論する者あり、曰く、秀吉此の無謀の外征を爲し、以て子孫の斷絶を招くと、然れども豊臣氏を亡ぼす者は、徳川家康なり。假令外征の師を起さずとも、秀吉にして今年死し、家康にして元和二年まで存せば、豊臣氏の存亡は、同一轍に歸すべし。秀吉固より子孫を慮らざるにあらず、是も深く之を憂ひしなり。故に其病篤きや、家康を招きて託孤の遺命あり。家康固辭するに及で、五大老・五奉行・三中老の職を設けて託せらる。此時に當て子孫を護る謀は、是を措て他にあるべくもあらず、故に苟も此の大老奉行中老輩をして、彼の孔明の、前後出師表中の心を存せしめば、豊臣氏の祀豈に頓に血食せざるに至らんや、其の彼の如くに至りし所以は、大老奉行の輩に誠意乏しかりしか、將又思慮の至らざる所ありて、付託の任の重きを察せざるに因れるなり。況や呱呱の聲を戰國の中に擧げ、戰國の中に成長したる老將の、天下の英雄を他山の石として、磨き上げたる爪牙を露はし、畢生の智畧を奮て、自から之に臨むをや、固より寡婦孤兒の敵すべき所にあらず。其の滅亡するは當然と謂ふべきのみ。因て思ふに豊臣氏の滅亡は、彼の征韓役を起したる



に因るにあらずして、託孤の臣の思慮乏しきと、老獺の將の姦謀逞しきとに因るなり。然れども其の深因は尙ほ他に存す。秀吉の早世即ち是なり。秀吉六十三歳を以て死す。六十三歳は、還嬰を過ぐる事二年、何ぞ早世といはん、早世と謂ふべからずして早世といふは、唯、太閤秀吉に就ていふのみ。

夫れ尋常の執政大臣より見るも、六十三歳は、未だ老耄事に堪へざる齡にあらず、古今の大臣大將に至れる者を見るに、尙ほ氣力旺盛の時なり。此の氣力旺盛の齡を以て死す。無事泰平の世の大臣と雖も、尙ほ惜むべきに、古今未曾有の大役を起して、事未だ半ならず、晩年の嗣子未だ母懷を離れず、秀吉たる者、未だ死すべき時にあらず、死すべき時にあらずして死す、之を稱して早世といふも亦可ならんか。秀吉にして十年長生せば、明・韓の役も、其の終局を見るべく、豊臣氏の繼嗣も確固たるを得べく、而して此時に及で、尙ほ何ぞ託孤の臣の能否を問はん。尙ほ何ぞ老獺の姦謀を恐れん。是れ吾が早世と謂ふ所以なり。然れど人生生命の長短は、人力の如何ともする能はざる所なれば、畢竟するに豊臣家の存亡は、託孤の臣、其責に任ぜざるべからざるか、其の子孫のことは暫く措き、秀吉天賦の奇才を以て世に出で、非凡の抱負を懷いて世に立ち、身を奴隸より起し、著著其功を成し、一事を成して一事を起し、一事を成して一事を成し、斃れて後止みたれば、深く悔ゆる所は無かるべきも、獨り憐むべきは、拾丸を付託する所其人にあらず、終に世の拾丸となりしことなり。豊臣氏の存亡、征韓の成否、我が嶽南の盛衰に關すること少なけれども、此の天下の偉人の死を見て、天文の昔を顧みれば、聊か感慨の念なきにしもあらずてなむ。更に朝鮮役の始終を按ずるに、文祿壬辰三月朔、秀吉都を立て、肥前國名護屋に着陣し、尋で朝鮮に師を出だししが、七月二十二日、

朝鮮役の  
始終

大政所の病を聞きて京都に歸り、九月再び九州に下り、癸巳の夏、加藤左馬助等再び渡海の時、海上に大激戦あり、甲午八月廿五日、三奉行朝鮮より歸朝、乙未より、茲年戊戌に至るまで四ヶ年間は、朝鮮の江灣利便の地を擇び、壘砦を十所に構へ、番兵を置いて守らしめしが、此秋より在陣の兵悉く歸る。或曰く、朝鮮征討の役、費銀凡そ五百九十五萬兩有奇と。(三才考畧)

因に、當時太閤の収入は幾何かといふに、米租は、日本全國一千八百三十五萬三千九百四十二石の内、太閤の藏入は二百萬五千七百九十九石、而して又鑛業の所得は、黄金三千三百九十七枚八兩一匁一分六厘、銀子七萬九千四百五十五枚七兩なりしが、別に金銀諸役運上に、金子一千二枚、銀産一萬三千九百五十枚ありし内に、

駿河金九枚

駿河黄金山

中村式部少輔

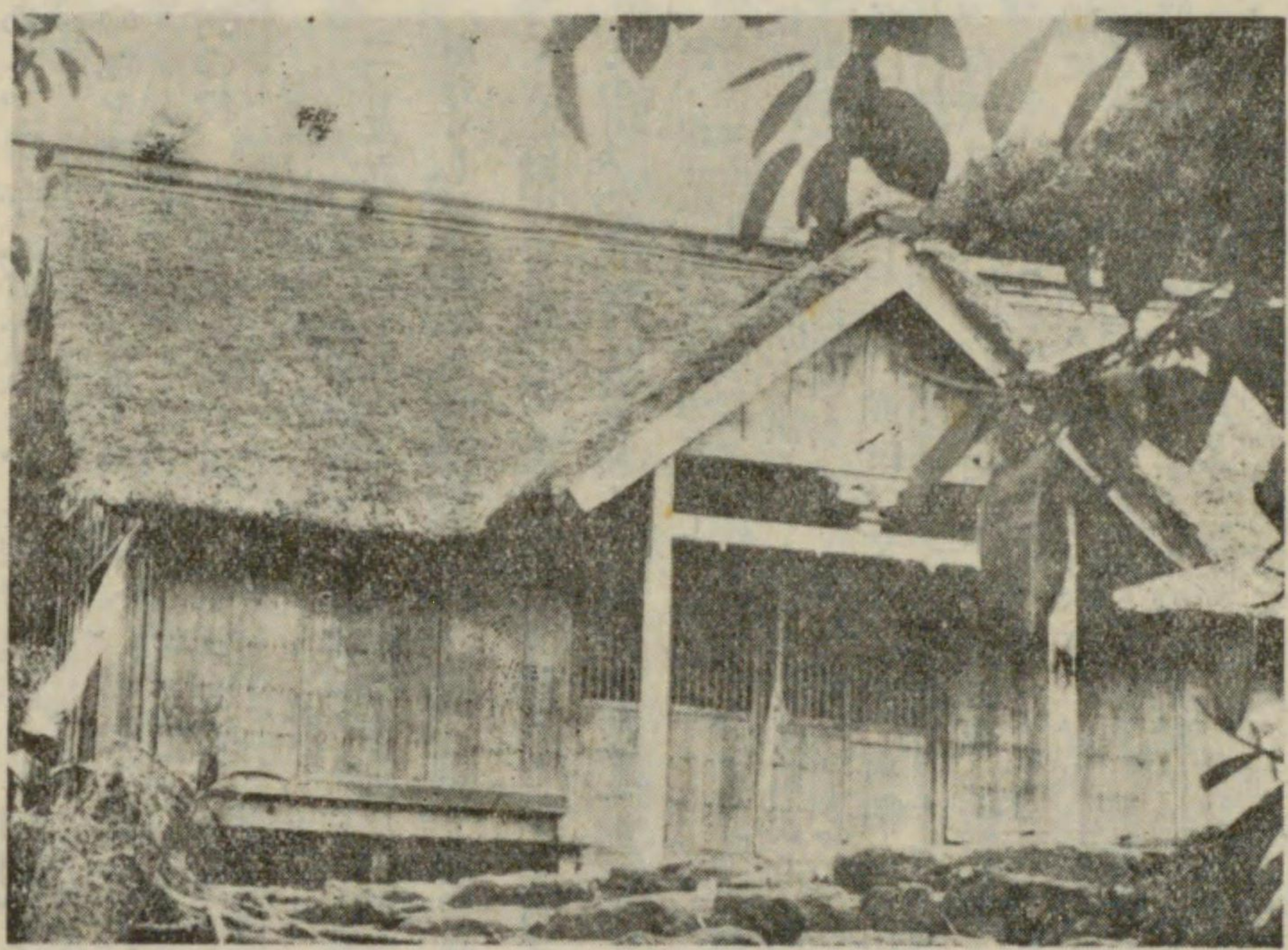
とあり。(慶長三年藏納帳・文祿二年太田牛一記)而して當時の計量は、金一枚は十兩にして、一兩の量目は四匁一分五厘、銀子一枚は卅九匁なりしとぞ。

小笠原嶋  
發見

○世に傳ふ、小笠原貞頼といふ者、朝鮮軍よりの歸途、南海を航して、無人の群嶋を發見し、自ら小笠原嶋と名けて歸りしと。或曰、文祿二年、貞頼、徳川家康の旨を受け、豆州下田より南航し、此嶋を發見せりと。貞頼は信州深志城主にして、朝鮮軍の軍檢使となりし人なり。小笠原嶋は、伊豆の南方二百里許にある群嶋にして、清國人は波寧と呼べり。元來我が國人は、海を懼れず海を悦ぶ習ありて、室町時代に於ける八幡船の如きは、僅に七八人乗の小帆船に過ぎざりしに、萬里の波濤を蹴て南北を航走し、以て勢を奮ひしが、今貞頼の信州山奥より出でて、此の奇功を奏したるも、亦日本男子の本領を現ししものと謂ふべし。後世嶋人その徳を慕ひ、祠を立てて貞頼神社と稱し、歲次典を擧げて、其靈を祭るも故あることにこそ。



惟ふに、我が國人の海を渡つて、事を外に爲し若くは爲さんとせしものは、神功皇后・豊臣太閤・嶋津家久



貞頼神社

の外、個人としても少なからず。蒲生氏郷は、明國を切摩け、我が屬國たらしめんとせしが、蚤世して果さざりき。龜井武藏守茲經は、豊太閤が因幡半國を賞せんとせしを辭し、日本に所望の國なし、琉球を伐つて取らんと請へり。太閤笑つて、持てる圖扇に琉球人と書して與へしを、茲經悦んで大船を鑿し、航して琉球近くに到れるに、惜いかな暴風に遇ひて果さざりき。松倉豊後守重政は、呂宋を伐たんとせしが、果さざるに病死せり。鄭成功義兵を起し、援を我國に請ふこと四度、南龍公奮つて曰く、外國援を我に請ふ。我武多し。今天下の浪人を召集めば、數十萬人は得べし、之を西國中國の大小名に率ゐしめ、拙者請ふ元帥となつて赴援けんと、聽されず。京儒並河天民、蝦夷

より滿洲を討じ、首長を降して本邦に臣屬たらしめんと、請ふこと再三、免されず。松前奉行河尻肥後守、精悍の兵を率ゐ、堅牢の船に乗じ、勘察加湊ホンルカ砦を攻取らんと、已に兵船迄造りしに許されざりき。今我が四圍の形勢を見るに、琉球と蝦夷とは、我が鷲の兩翼にして、小笠原嶋は頭、而して朝鮮滿洲は足なり尾なり。若し能く此の人人の素志を成さしめば、我が猛鷲の形は、明治維新前已に成りて、亞細亞大陸も一搏の下に掴み去り、今頃は我が温鳥となりしならむ。併も是れ海を懼れぬ、潑刺たる海外思想の發動にして、小笠原嶋發見は、適に其の實現したるものか。

伊豆檢地  
○十二月廿一日、藤井久藏清次といふ者あり、鏡一面を富士郡淺間神社に献す。鏡は無銘にして、形八葉の花をなせり。○此歳、伊豆國檢地あり。彦坂小刑部の奉行する所にして、當時の檢地帳は今尚ほ存するもの多し。是に依て見るに、斯るものあり。人をして坐るに當時を想起せしむ。

成就院  
字ほりの内、上田六畝七步、成就ゐん。五畝步、成就院。御繩除<sub>レ</sub>之。  
成就院は足利茶茶丸なり。之を除くとあるは、蓋し香華料としたるなり。尙ほ、先是慶長二年、此後七年、八年、十一年、十二年、十五年等の檢地帳存するは、檢地數年に互りて行はれしものなるべし。(豆州志稿)  
○遠州周智郡領家村、渡戸權現の祠を改築す。棟札に書して曰  
奉<sub>レ</sub>再興<sub>三</sub>三之宮地之宮一字、周智郡犬居之郷泉澤村、本願主泉澤清三郎、御地頭堀尾掃部殿、御代官丹羽吉兵衛殿。

龜久保村  
八幡宮  
神社は泉澤に在り。(掛川志稿) ○周智郡龜久保村、八幡宮を造營す。棟札に曰く、  
大檀那者大梵天王、大勸進者帝釋天王、願主孫左近四郎助、大工賀藤清右衛門尉宗勝。



背書に曰く、

右當社舊跡者、當初、遠州周智郡飯田莊、天方郷所合村社内也、然甲兵亂入之刻、論草木梢中梢中尤<sub>三</sub>社頭、願主俄抽<sub>ニ</sub>紙半錢之志、現再興新也、與力擅那孫太夫右衛門左近右近。

龜久保村

龜久保村は、鍛冶嶋村の上に在りて、落合・龜久保の二組に分る。落合組は、川嶋・岩垣戸・横澤・奥・谷瀬の  
小字に、龜久保は、西龜久保・東龜久保・長郷・奈多熊・形吹の小字に分れたれども、是の十組を合して、龜久  
保とは稱するなり。龜久保の名は、溪流より、龜甲文の石を出だすより起るといふ。而して八幡宮は長郷に  
在り、又、横澤に宮嶋の墓あり、其の住居の址は、今に存して、殿垣戸と呼べども、名字傳記等詳かならず。

今川氏眞  
の子品川  
高久

○今川上總介氏眞入道宗閏の二男新六郎高久、徳川家康の世子秀忠に仕ふ。秀忠曰く、「今川家は、源家の歴  
歴なれば、其の家號は宗子一人に限るべし」と、高久乃ち品川を以て家號となす。母は北條氏康の女なり。  
○駿河國松平の西福寺、江戸駿河臺の下に移る。此寺、後寛永十五年、淺草に移る。(増訂武江年表)

### 嶽南史 第三卷 終

昭和七年十月五日印刷  
昭和七年十月十日發行

非賣品

編者兼 鈴木 覺 馬

發行人 中 村 修 一

印刷人 福 田 安 知

濱松市元城町一七三

發行所

嶽南史刊行會  
濱松市元城町一七三  
株式會社開明堂

株式會社開明堂印刷



10-37H

附 錄  
 民國六年十二月廿五日  
 在 廣州  
 廣東省教育廳  
 廣東省立第一師  
 廣東省立第二師  
 廣東省立第三師  
 廣東省立第四師  
 廣東省立第五師  
 廣東省立第六師  
 廣東省立第七師  
 廣東省立第八師  
 廣東省立第九師  
 廣東省立第十師  
 廣東省立第十一師  
 廣東省立第十二師  
 廣東省立第十三師  
 廣東省立第十四師  
 廣東省立第十五師  
 廣東省立第十六師  
 廣東省立第十七師  
 廣東省立第十八師  
 廣東省立第十九師  
 廣東省立第二十師  
 廣東省立第二十一師  
 廣東省立第二十二師  
 廣東省立第二十三師  
 廣東省立第二十四師  
 廣東省立第二十五師  
 廣東省立第二十六師  
 廣東省立第二十七師  
 廣東省立第二十八師  
 廣東省立第二十九師  
 廣東省立第三十師  
 廣東省立第三十一師  
 廣東省立第三十二師  
 廣東省立第三十三師  
 廣東省立第三十四師  
 廣東省立第三十五師  
 廣東省立第三十六師  
 廣東省立第三十七師  
 廣東省立第三十八師  
 廣東省立第三十九師  
 廣東省立第四十師  
 廣東省立第四十一師  
 廣東省立第四十二師  
 廣東省立第四十三師  
 廣東省立第四十四師  
 廣東省立第四十五師  
 廣東省立第四十六師  
 廣東省立第四十七師  
 廣東省立第四十八師  
 廣東省立第四十九師  
 廣東省立第五十師  
 廣東省立第五十一師  
 廣東省立第五十二師  
 廣東省立第五十三師  
 廣東省立第五十四師  
 廣東省立第五十五師  
 廣東省立第五十六師  
 廣東省立第五十七師  
 廣東省立第五十八師  
 廣東省立第五十九師  
 廣東省立第六十師  
 廣東省立第六十一師  
 廣東省立第六十二師  
 廣東省立第六十三師  
 廣東省立第六十四師  
 廣東省立第六十五師  
 廣東省立第六十六師  
 廣東省立第六十七師  
 廣東省立第六十八師  
 廣東省立第六十九師  
 廣東省立第七十師  
 廣東省立第七十一師  
 廣東省立第七十二師  
 廣東省立第七十三師  
 廣東省立第七十四師  
 廣東省立第七十五師  
 廣東省立第七十六師  
 廣東省立第七十七師  
 廣東省立第七十八師  
 廣東省立第七十九師  
 廣東省立第八十師  
 廣東省立第八十一師  
 廣東省立第八十二師  
 廣東省立第八十三師  
 廣東省立第八十四師  
 廣東省立第八十五師  
 廣東省立第八十六師  
 廣東省立第八十七師  
 廣東省立第八十八師  
 廣東省立第八十九師  
 廣東省立第九十師  
 廣東省立第九十一師  
 廣東省立第九十二師  
 廣東省立第九十三師  
 廣東省立第九十四師  
 廣東省立第九十五師  
 廣東省立第九十六師  
 廣東省立第九十七師  
 廣東省立第九十八師  
 廣東省立第九十九師  
 廣東省立第一百師



Handwritten notes in the top left margin of the left page, including the number '17' and some illegible cursive text.

Handwritten notes in the bottom left margin of the left page, including the number '18' and some illegible cursive text.

Blank page with a light beige background, showing signs of aging and minor discoloration.

Blank page with a light beige background, showing signs of aging and minor discoloration.

Stack of pages on the right side of the book, showing the thickness and the edges of the pages.



30-10

Handwritten notes in the top-left corner, including a small table with columns and rows of text.

|     |     |
|-----|-----|
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |

37-10

Handwritten notes in the top-right corner, including a small table with columns and rows of text.

|     |     |
|-----|-----|
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |

Large handwritten note in the middle-left, tilted. It contains several lines of text and a small table.

|     |     |
|-----|-----|
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |

Large handwritten note in the middle-right, tilted. It contains several lines of text and a small table.

|     |     |
|-----|-----|
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |

Handwritten note in the bottom-left corner, tilted. It contains several lines of text.

Handwritten note in the bottom-right corner, tilted. It contains several lines of text.



